# 第一種特定原産地証明書 発給申請マニュアル

# - 発給システム操作編 -

本書をお読みになる前に、『事前準備編』を必ずご一読ください。

## 各経済連携協定共通

(日シンガポール協定除く)

協定名(発効順)	発効年月日	
日メキシコ協定	2005年4月1日	
日マレーシア協定	2006年7月13日	
日チリ協定	2007年9月3日	
日タイ協定	2007年11月1日	
日インドネシア協定	2008年7月1日	
日ブルネイ協定	2008年7月31日	
日アセアン協定	2008年12月1日	
日フィリピン協定	2008年12月11日	
日スイス協定	2009年9月1日	
日ベトナム協定	2009年10月1日	
日インド協定	2011年8月1日	
日ペルー協定	2012年3月1日	
日オーストラリア協定	2015年1月15日	
日モンゴル協定	2016年6月7日	
RCEP協定	2022年1月1日	

#### 経済連携協定一覧

## 2024年12月

## 日本商工会議所

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理課原産地証明室監修

# EPA に基づく原産地証明書とは

日本はこれまでに複数の国や地域と経済連携協定(EPA: Economic Partnership Agreement、以下「EPA」 と記載します)を締結しています。

EPAを活用すると、日本からEPA締約相手国に輸出をする際、通常の関税率よりも低い関税率(以下「EPA 特恵税率」と記載します)が適用可能な場合があります。

ただし、輸出する産品がEPA特恵税率の適用を受けるためには、以下の条件を満たすことが必要です。

- 産品が日本と輸入国との間で締結されたEPAに基づくEPA特恵税率の適用対象であること。
- 産品がEPAに定められる原産地規則に基づく原産品としての条件(以下「原産資格」と記載します)を 満たしていること。
- 積送基準(詳しくは「事前準備編」の「積送基準」を参照してください)を満たしていること。

そして、輸入相手国のEPA特恵税率の適用を受けるためには、輸出する産品が原産資格を満たしていること を証明するEPAに基づく原産地証明書を取得し、輸入通関時にこれを輸入国税関に提出することが必要です。 2022年1月時点で、「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」(平成16年法律第 143号、以下「証明法」と記載します)において、発効しているEPAにおける原産地証明書には以下の種類 があります。なお、自己申告制度は、「経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律」 (平成26年法律第112号)に基づきます。

証明制度	対象協定	発給者または作成者
第三者証明制度	15協定	指定発給機関
(第一種特定原産地証明書)	(対象協定について、詳しくは	(日本商工会議所)が発給
	「 <u>第一種特定原産地証明書発給シ</u>	日シンガポール協定は、発給機
	<u>ステムで原産地証明書を申請で</u>	関が異なります。
	<u>きる協定</u> 」(P.3)を参照してく	
	ださい。)	
認定輸出者自己証明制度	日メキシコ協定、日スイス協定	経済産業省の認定を受けた
(第二種特定原産地証明書)	日ペルー協定、RCEP協定	認定輸出者が自ら作成
		(一定の要件あり)
自己申告制度(特定原産品申告	日オーストラリア協定、TPP11	輸入者、輸出者または生産者が
書)	協定、日・EU協定、日英協定、	自ら作成
	RCEP協定	

本書では、上記の「第一種特定原産地証明書」について、日本商工会議所に発給申請を行う際に必要な手続 や注意事項を説明しています。

## ⚠ 注意

- 特定原産地証明書の取得は任意であり、輸入相手国における通関時の必須書類ではありません(EPA 特恵税率の適用を受ける場合は必須)。
- 第一種特定原産地証明書を取得するためにはいくつかの必要なステップがあります(詳細は以降で解説)。また、第一種特定原産地証明書を今まで取得したことの無い方が取得する場合、12日以上の営業日が必要な場合があります。

## ■ 第一種特定原産地証明書発給システムで原産地証明書を申請できる協定

2022年1月時点で、日本商工会議所の第一種特定原産地証明書発給システムで原産地証明書を申請できる EPAは以下の通りです。

協定名(発効順)	発効年月日
経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定	
(以下「日メキシコ協定」と記載します)	2005年4月1日
経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定	
(以下「日マレーシア協定」と記載します)	2006年7月13日
戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定	
(以下「日チリ協定」と記載します)	2007年9月3日
経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定	
(以下「日タイ協定」と記載します)	2007年11月1日
経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定	
(以下「日インドネシア協定」と記載します)	2008年 / 月 1 日
経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定	
(以下「日ブルネイ協定」と記載します)	2008年 / 月31日
包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定	
(以下「日アセアン協定」と記載します)	2008年12月1日
経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定	2008年12月11
(以下「日フィリピン協定」と記載します)	B
日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定	
(以下「日スイス協定」と記載します)	2009年9月1日
経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定	
(以下「日ベトナム協定」と記載します)	2009年10月1日
日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定	
(以下「日インド協定」と記載します)	2011年8月1日
経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定	
(以下「日ペルー協定」と記載します)	2012年3月1日
経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定	
(以下「日オーストラリア協定」と記載します)	2015年1月15日
経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定	
(以下「日モンゴル協定と記載します」	2016年6月/日
地域的な包括的経済連携協定	
(以下「RCEP協定」と記載します)	2022年1月1日



# 第一種特定原産地証明書取得までの流れ

第一種特定原産地証明書を取得するためには、準備と手続を順序どおりに進めていく必要があります。 本書「発給システム操作編」では、「事前準備編」で準備した情報と資料を基に発給システムから第一種特 定原産地証明書の発給申請を進める方法を説明します。

以下の流れに沿って発給申請を行ってください。



5

## もくじ

EPAに基づく原産地証明書とは	2
第一種特定原産地証明書取得までの流れ	5
ステップ5 企業登録をする 5.1 日本商工会議所ホームページから「企業登録」にアクセスする	<b>7</b> 7
5.2 登録申請書を作成する1 5.3 書類を提出する1	2 7
ステップ6 発給システムから原産品判定依頼をする	<b>7</b> 29
ステップ7 発給システムから第一種特定原産地証明書の発給申請をする5 7.1 発給申請書を入力する5	<b>0</b> 51
<ul> <li>7.2 再発給申請をする</li></ul>	8 2 6
7.5 同意通知書を照会する8 ステップ8 手数料を納付して、第一種特定原産地証明書を受け取る(発給	6
ンステム12円) 8.1 発給手数料を納付する8 8.2 第一種特定原産地証明書を受け取る9	<b>5</b> 9
第一種特定原産地証明書が発給されたら	<b>9</b> 99

こんなときには(Q&A)	104
第一種特定原産地証明書の取得手順やEPA活用に関するお問い合せ先	113

通知、報告、罰則などに関する留意事項 ...... 101

# ステップ5 企業登録をする

## ■ 企業登録とは

第一種特定原産地証明書を取得するためには、まず、指定発給機関である日本商工会議所に企業情報を登録 します。

企業登録は、原産品判定依頼、または第一種特定原産地証明書発給申請を行う「生産者」と「輸出者」が対 象です。

⚠ 注意

- 会員・非会員を問わず、各地の商工会議所に貿易関係証明(非特恵原産地証明、サイン証明、インボイス証明など)のため貿易登録している場合であっても、日本商工会議所に新たに企業登録をする必要があります。
- 企業登録は、一法人または個人につき、一登録です。既にEPAで企業登録済みの場合は、新たに
   登録する必要はありません。
- 企業登録の有効期間は「申請書類の提出から2年間」です。
   有効期限の60日、45日、30日、15日前になると、日本商工会議所から登録されている連絡先担当者宛に更新手続の案内をメールします。有効期限の60日前より手続ができますので、第一種特定原産地証明書発給システムにログインし、更新の手続をしてください。
- 登録情報に変更があった場合は速やかに変更手続をしてください。

## ■ 企業登録のために必要な書類

企業登録のために必要な書類は、法人と個人の場合で異なります。

まずは、「<u>5.1 日本商工会議所ホームページから「企業登録」にアクセスする</u>」(P.7)から「<u>5.2 登録</u> <u>申請書を作成する</u>」(P.12)の操作を行い、企業登録申請を行います。 次に「5.3 書類を提出する」(P.17)をご覧になり、提出書類を準備してください。

# 5.1 日本商工会議所ホームページから「企業登録」に アクセスする

日本商工会議所ホームページから「企業登録」のページにアクセスします。



 企業登録は、一法人または個人につき、一登録です。重複登録を防ぐため、必ず事前に登録の有 無を確認してください。

- 日本商工会議所のホームページ(<u>https://www.jcci.or.jp/</u>)にアクセスする
   「企業登録」のページを開く
  - ①「商工会議所の支援」の「海外ビジネス・貿易証明」をクリック



② 画面をスクロールして、「EPAに基づく特定原産地証明書発給事業」のリンクをクリック



### ③「企業登録」をクリック



## 3 企業登録申請フォームを開く

法人の方は「法人の方」、個人の方は「個人の方」のリンクをクリックする
 登録の流れのページが表示されます。

ステップ5 「企業登録」をする
特定原産地証明書発給申請前に確認しておくべき事項
ステップ1         ステップ2         ステップ3         ステップ4         ステップ5         ステップ6         ステップ7           輸出産品の HSコードを 確認する         EPA税率の 有無や税率 を確認する         各FPAに定められた 戦出産品にある 規具専を確認する         輸出産品に 係る原産性 名信度性 を確認する         (金葉登録) をする         「康産品型定依頼」 を行う         (物定高型         (物定高型
日本高工会議所へ企業情報の登録をお願いします。 登録は無料で有効期間は2年間です。
<ul> <li>● 企業登録に必要な書類が主人と個人で概なりますのでご注意ください。</li> <li>法人の方</li> </ul>

2「企業登録申請フォーム」をクリックする

企業登録申請フォームが表示されます。

企業登録の流れ
1. 「企業登録中請フォーム」にアクセスし、必要事項を記入して送信ボタンをクリックしてください。
企業登録申請フォーム
$\gg$
2. 申請フォームは入力したEメールアドレスに日本商工会議所からメールが自動送信されます。
$\gg$
3. 日本商工会議所から送られたメールに記載されているURLにアクセスし、登録申請書に入力してください
$\gg$
<ol> <li>必要事項を入力後、「登録申請書」に代表者印を押印し、「履歴事項全部証明書」とあわせ、ご郵送または窓口にご提出 ください。</li> </ol>

## 4 企業登録申請フォームで必要情報を登録する

① [企業名] (個人の場合は入力不要)、[担当者氏名]欄で、企業名、および担当者氏名を入力 する

登録されたメー	レアドレス宛てに登録申請書作成についてのご案内を送信します。
企業名	*個人の場合は入力不要
担当者氏名	
メールアドレス	
メールアドレス再 入力	
パスワード	任意のバスワードを設定してください(半角英数)。 ここで入力されるバスワードは、登録申請書作成時
	に必要となります。 忘れないようにご注意ください。
	送信

② [メールアドレス]、 [メールアドレス再入力]欄で、企業登録に使用する連絡用メールアドレ スを入力する

_ 登録されたメール	<u>ノアドレス宛てに登録申請書作成についてのご案内を送信します。</u>
企業名	(個人の場合は入力不要
担当者氏名	
メールアドレス	
メールアドレス再 入力	
パスワード	任意のバスワードを設定してください(半角英数)。 ここで入力されるバスワードは、登録申請書作成時 に必要となります。 忘れないようにご注意ください。
	送信



③ [パスワード]欄で、企業登録申請書の作成ページにログインするときに使用するパスワードを 入力する

登録されたメールアドレス宛てに登	登録申請書作成についてのご案内を送信します
企業名 *個人の場合は入力不要	
担当者氏名	
メールアドレス	
メールアドレス再入力	
バスワード	任意のバスワードを設定してください(半角英数)。 ここで入力されるバスワードは、登録申請書作成時 に必要となります。 忘れないようにご注意ください。
	送信



## ④ [送信] ボタンをクリックする

企業名、担当者氏名、メールアドレス、パスワードの登録が完了します。

\_ 登録されたメールアドレス宛てに登録申請書作成についてのご案内を送信します。

企業名	※個人の場合は入力不要
担当者氏名	
メールアドレス	
メールアドレス再 入力	
バスワード	任意のバスワードを設定してくださ、(半角英数)。 ここで入力されるパスワードは、登録申請書作成時 に必要となります。
	忘れないようにご注意ください。
	送信



## 5 登録申請書の作成ページにアクセスする

- ① メールソフトを起動して、案内メールを開く
- ② 登録申請書の作成ページのURLをクリックする
  - ご案内メールのサンプル

※このメールは、登録されたメールアドレス宛に自動的にお送りしています。 ※このメールは配信専用です。このメールに返信はできません。 ※お問い合わせ先はメール文末をご覧ください。	
岡本 太郎 岡本 太郎 様 このメールは経済連携協定に基づく、特定原産地証明書の発給等に関する 法律施行規則第4条の2に定められた発給の申請に係る事前登録の手続きの ご案内です。	
▼下記アドレスより登録申請書を作成してください。 (登録されたバスワードの入力が必要です) ≪ttps://cer.jcci.or.jp/	
上記アドレスの有効期限は「平成28年04月22日」までです。 期限内に登録申請書の作成を完了してくたさい。 また、日本商工会議所ホームページ(下記アドレス)で、「企業登録」のカル、 で 分かりやすく解説しておりますので、ご不明な点がある場合は、ご高覧ください http://www.jcci.or.jp/gensanchi/elearning/index.html	有効期限内に登録申 請書の作成をしてくださ い。 期限は10日間です。



# 5.2 登録申請書を作成する

登録申請書の作成ページで企業登録情報を入力します。

1 登録申請書の作成ページにログインする

## ① 企業登録申請フォームで入力したパスワードを入力する

	特定原産地証明書発給申請に係る企業登録申請書の作成 初期申請時に設定したバスワードを入力して下さい。
_ メモ	送信
●「 <u>5.1 日本商工会議所</u> - ③で入力したパスワ-	<u>ホームページから「企業登録」にアクセスする</u> 」(P.7)の手順4 - ドを入力します。

② [送信] ボタンをクリックする
登録申請書の作成ページが表示されます。

特定原産地証明書発給申請に係る企業登録申請書の作成
初期申請時に設定したパスワードを入力して下さい。
パスワード
送信

## 2 企業情報を登録する

- ① 画面右の [「登録申請書」を作成する] ボタンをクリックする
  - [1. 第一種特定原産地証明書発給に係る登録申請書]画面が表示されます。

第一種特定原産地証明書の発給申請に係る「登録申請書」の作成	- MENU -
[はじめ]]	「登録申請書」記載サンフル
・この手続きは、経済連携協定に基づく第一種特定原産地証明書の発給等に関する「登録申請書」の 作成をご案内しております。	「登録申請書」を作成する
	書類(PDFファイル)を印刷するには Adobe Readerが必要です。
・1 室跡申請書」の作成をもって企業室跡のデディするものではありません。 必要電数を感送または直接特徴いただ。電査後に正式室録ななります。 ・「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」第4条第2項および第3項に基 づぎ、各協定ごとに留意事項が定められておりますので、お読みください。	Get ADOBE" READER"
【作成前こ】 ・「登録申請書」等はPDFで出力されます。 印刷するにはAdobe Readerが必要です。 Adobe Readerは右ーMENU-よりインストールできます。	



- 画面右の[「登録申請書」記載サンプル]ボタンをクリックすると、企業登録申請書のサンプルが表示されますので、参考にしながら入力してください。
- 2 企業登録情報を入力する



● [登録申請者] の項目

登録する企業情報を入力します。

1. 第一種特定原産地証明書発給に係る登録申請書

トップに戻る	
<ul> <li>◎ *は必須入力で</li> <li>◎ 注記に従い 全</li> </ul>	す。 魚文字、半角文字が開始えたいように入力してください。
<ul> <li>◎ 入力が済みまし</li> </ul>	たらフォーム下の「登録内容を確認する」をクリックしてください。
▼ 登録申請者	z J
* 法人等 の区分	法人 ▼ 該当する法人等の区分を選択してください。
* 業態の区分	生産者であり且つ輸出者 ▼ 業態の区分を選択してください。
法人格	株式会社  ◆ 該当する法人格を選択してください。 ※該当する法人格がない場合「その他」を選択してください。 個人の場合は省略可能です。
法人格付加位置	後 💌 法人の場合、法人格が企業名の前後どちらに付くか選択してください。 米個人の場合省略可。
* 法人名 又は 個 人名 (和文表記)	日商商事 全で全角でスカレでだおい、(例:日本商事) 法人の場合、法人相は省略してご記入ください。
<ul> <li>* 法人名 又は 個 人名 (ふりがな)</li> </ul>	にっしょうしょうじ 全で全角のらがなていわしてたれ、 (例にほんじょうじ かぶしきがいしゃ) 法人の場合、 <u>法人格まで</u> ご記入くたさい。 社名と法人格の間は全角1文字空けてくたさい。
* ★法人名 又は 個人名 (英文表記)	Nissho co., ltd ※正式な英文社名(ビリオド、カンマ等を含む) 超記入してください。 金祥自義学をひみしてくたみ、(例「Nispon Shoil Co.Ltd) 法人の場合、法人格までご記入ください。
* 住所 又は 所在 地 (郵便報号)	
* 住所 又は 所在	東京都
地 (和文表記)	米「履歴事項全部暗明書」の本店欄に記載されている住所をご記入ください。 全で全角で入力してたおい (例:東京都千代田区九の内3−2−2)
<ul> <li>★住所 又は 所 在地 (英文表記)</li> </ul>	Tokyo 全で事典表文字で入力してくたおい、(例:2~2/Marunouchi 3~Chome.Chiyodaku,Tokyo) <u>郵便番号、国(JAPAN)は記入不要</u> 。
国 (英文表記)	JAPAN 変更できません。
* 代表者の氏名等 (和文表記)	日商 大郎 *「既歴事項全部辞明書」に記載のある代表権のある方を記入してください。 全で全會で入力してください。(例:日商 大郎) 姓と名の間は全角1文字空けてください。
* 代表者の氏名等 (ふりがな)	にっしょう たろう 全で全角の6個なな入力してた為、 (例:にっしょう たろう) 姓と名の間は全角1文字空けてください。
代表者の役職 (和文表記)	代表取締役 全で金融で入力して(たさ)、 (例:(代表取締役)
★は証明書に記載る	される項目となります。

● [連絡先] の項目

登録する連絡先の情報を入力します。

▼ 連絡:	先
* 住所 又 は 所在地 (郵便番 号)	-
<ul> <li>住所又</li> <li>は所在地</li> <li>(和文表</li> </ul>	
* 担当者 の氏名 (注 1)	
<ul> <li>(和文表記)</li> <li>担当者の5名</li> </ul>	金で金角で入力してください。(例:日間一部) 死ころの間は金用1又子坐けてくたさい。
(ふりが な) 所属部署	全て全身ひらがなで入力してください。(例:にっしょう いちろう) 姓と名の間は全角1文字空けてください。
(和文表 記) * 雷話番	全て全角で入力してください。 (例:海外裏算部)
号 FAX番	■ まず弁女字で入力してください。(例:03-1234-5678) *市外局番・市内局番の間は半角"-"を入れてください。
号 メール	金で半角女子で入力してください。(例:03-1234-5678) *市外局番・市内局番の間は半角 ごを入れてください。
アドレス (注1)本明	金で年発文字で入力してください。 (9):(chironishol@)ccl.orgp) 申請登録に開して必要に応じて連絡をとる場合があるので、代表する担当者を記載すること。
	登録内容を確認する

③ [登録内容を確認する] ボタンをクリックする

入力した情報が登録され、[2. 第一種特定原産地証明書の受給に係る手続き及び署名に関する 権限を有する者] (サイナー情報登録)画面が表示されます。



3 サイナー情報を登録する



登

録 キャンセル

① サイナー情報を入力する



② [登録] ボタンをクリックする

\* メールアドレス

サイナー情報が登録され、画面下部の一覧に登録したサイナー情報が表示されます。

全て半角文字で入力して下さい。 (例 : jironisho@jcci.or





## 4 登録申請書を印刷する

① [登録申請書の印刷] ボタンをクリックする

登録申請書が印刷されます。

_	2.	第一種特定原産地証明書の受給	合に係る手続き及び署名に関する権限を有	する者	
	トップに戻る	全ての	のサイナーの登録が終わったら申請書を印刷してくだ	され、登録申請書の印刷	
	登錄申請番号			▼利用者登録リスト	
	<ul> <li>◎ サイナーの情報を入</li> <li>◎ *は必須入力です。</li> <li>◎ ★は証明書に記載さ</li> </ul>	カレ「登 録」ボタン効果してください。 れる項目です。			
	*氏名(和文)	日商 太郎 全て全角で入力して下乱、(例:日商 次日	郡) 米姓と名の間は全角1文字空けてフルネーム	でご記入下さい。	
⚠注意	ŧ				
<ul><li>印刷紙は、</li><li>印刷された</li></ul>	白色(色の :内容をよく	)ついていない紙) 確認してくださ!	)を使用してください い。	0	
特に英文の に間違いが	)企業名(個 「ないかよく	■人名)、住所は 確認してくださ	第一種特定原産地証明 い。	書に印刷される	ますので、綴り

## 5 登録申請書に必要事項を記入する

サイナーの自筆(肉筆)のサイン

2.	特定原産地証明書の受給に係る手続き及び	び署名に	2/2 2月する権限を有する者 <u>No. GT MANACCION</u>
ſ	署名	r. 11	和文 日商 太郎
		氏名	英文 Taro Nissho
		(31. <del>116)</del>	和文 部長
		復職	英文 Manager
		部署名	国際物流部
		<b>1</b> 話番号	- 001-101-01000
		FAX番号	
L		E-mail	

※署をは向筆で濃く、ハッキリとお願いします。(スタンプは不可) 林敏にかからないようご署をください。 署をは実師・日本語のどちらでも結構です。



## 5.3 書類を提出する

企業登録申請に必要な書類は、法人または団体と個人の場合で異なります。

#### ■ 登録申請書の記載内容の確認

まずは、登録申請書の記載内容を以下のチェック項目に従って確認してください。

- □ サイナーのサインを本人が肉筆で記入したか
- □ サインにかすれ、または枠線からのはみ出しはないか
- □ 登録する住所は、「履歴事項全部証明書」などに記載された住所と一致しているか

#### ■ 必要書類の確認

以下をご覧になり、必要書類を準備して、準備ができたものからチェックしてください。

## 法人、その他団体の場合

#### □「登録申請書」

日本商工会議所のホームページから作成します。詳しくは「<u>5.2 登録申請書を作成する</u>」(P.12)を参照してください。

□ 「履歴事項全部証明書(発行から3ヶ月以内の原本)」



● 現在事項全部証明書ではなく、履歴事項全部証明書を提出してください。

#### 個人の場合

#### □「登録申請書」

日本商工会議所のホームページから作成します。詳しくは「<u>5.2 登録申請書を作成する</u>」(P.12)を参 照してください。

口「戸籍抄本」、または「住民票の写し」(双方とも、発行から3ヶ月以内の原本)

□「印鑑証明書(発行日から3ヶ月以内の原本)」

□「屋号」を使用している場合は、「屋号」が確認できるもの

詳細は、お問い合わせください。

お問い合わせ先は、「<u>第一種特定原産地証明書の取得手順やEPA活用に関するお問い合せ先</u>」(P.113) を参照してください。

## ■書類の提出先

下記宛まで、書類を郵送してください。

日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3丁目2番2号

## ■ 企業登録完了後の通知

企業登録が完了すると、「電子情報処理組織による支援を受けるための識別番号・暗証番号通知書」(下記 記載のユーザーID・パスワード)が、申請時に登録された連絡先担当者宛に郵送されます。



ユーサーIDとハスリートは、第一種特定原産地証明書発給システムにロクインするとさに使用します。

🖍 メモ

 企業登録に必要な書類を受理してから通知するまでの期間は、提出書類の不備、不足などがある 場合を除き、原則7営業日(申請者の責に帰すべき遅延期間を除く)です。

## 企業登録内容を変更・更新するには

企業登録した情報を変更(サイナーの追加・変更を含む)・更新するには、第一種特定原産地証明書発給シ ステムから手続きを行います。



## 企業登録情報の変更

登録した企業情報(サイナーの追加、変更を含む)の変更をします。

- 1 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする
  - ① 企業登録時に通知された、第一種特定原産地証明書発給システムのURLにアクセスする
  - ② 画面上部の [ログイン画面] ボタンをクリックする ログイン画面が表示されます
  - ③ ログイン画面で、 [ユーザーID] と [パスワード] を入力する

第一種	侍定原産堆	也証明書	発給シ	/ステム
[	ユーザーID			
	パスワード			
	ログイン	終了	7	
	1-111-26-03-24			

※この画面のURLを「お気に入り」に登録(または「ショートカット」を作成)することはお控えください。 なお、登録する場合にはこちらをご利用ください。

※ユーザーID・パスワードを紛失した場合にはこちらより再発行手続きをお取りください。

④ [ログイン] ボタンをクリックする

[メインメニュー] 画面が表示されます。

 ューザーID		
パスワード		

※この画面のURLを「お気に入り」に登録(または「ショートカット」を作成)することはお控えください。 なお、登録する場合にはこちらをご利用ください。

※ユーザーID・パスワードを紛失した場合にはこちらより再発行手続きをお取りください。

## 2 メニューを選択する

① [企業情報の変更] をクリックする

[誓約書産品利用申請一覧] 画面が表示されます。

上作用用 <ul> <li>             日2月21日 0時以27月現在の【毎日</li> <li>             日の時以27月現在の【毎日</li> <li>             日の目前の目前の上の日</li> <li>             日の日</li> <li>             日日</li> <li>             日の目前の上の日</li> <li>             日の日</li> <li>             日の日</li> <li>             日日</li>             日日 <li>             日日</li> <li>             日日</li> <li>             日日</li> <li>             日日</li>             日</ul>		判定依頼中	0件	発給申請中	0件	[	判定依頼中	0件	発給申請中	0(牛
国際書号集         04         回家書書店         04         回家書書店         04           ** 12月21日 の特辺が現金の (現井 道政) 地の状気です。         # 10時間号集         6 秋辺市豊富之         04	ご利用者	判定手続中	0件	発給手続中	0件	企業	判定手続中	0件	発給手続中	0件
		誓約書申請	0件 3	2付準備完了	0件		誓約書申請	0件	交付準備完了	0件
	※ 12月21	日 09時27分現在の	[梶井 道功] 様	の状況です。		※有効期	1530日以内の同意	戦通知を受け 職的11日で	ているものは [0件]	です。
保品利定         発給申請           原金品利定依額書入力         短館由講書入力           原金品同意通知書入力         原産品同意通知書紹会           原産品同意通知書入力         原産品同意通知書紹会           原産品同意通知書A力         原産品同意通知書紹会           原産品同意通知書A力         原産品同意通知書紹会           日夕イ協定HSコード移行に伴う判定番号縦統利用手続         契約面読入連絡           日夕イ協定HSコード移行に伴う判定番号縦統利用手続         契約加速           2         2           2         2           2         2           2         2           2         2           2         2           2         2           2         2           2         2           2         2           2         2           2         2           2         2           2         2           2         2           3         3           3         3           3         3           3         3           3         3           4         3           5         3           5         3           5         3           5         3					1115-	-		A JIIL C		
Read 利定     Peter Pin      Read 利定     Read No     Read No					/1//-					
康産品制定依頼書入力         発給申請書入力           原産品同意通知書入力         厚産品同意通知書知会           原産品同意通知書入力         厚産品同意通知書知会           原産品利用状況         引換書・受強責印刷           日夕イ協定HSコード移行に伴う判定番号能統利用手続         猛約雪情殺入力(八介・ペル- ヘ * ム ト · ス ヘ ト レ / ワ ヘ カ)           日夕イ協定HSコード移行に伴う判定番号能統利用手続         遅約振込連絡           夏力         夏前振込連絡           7         東前振込連絡           7         アンド決済           宇衛振動の変更(サイナーの追加・変更点な)         アンド決済           有効期限の更新(期限60日前から手続可能)         メール送信設定	度產品判定							発給甲請		
原産品同意通知書込力         原産品同意通知書設会           原産品利用状況         引換量・受鎖量印刷           日夕イ協定HSコード移行に伴う判定番号線統利用手統         猛約素情報人力(以(、ペペレ・オールトガリのみ)           単印版込連絡         20レジット決済           *         *	原產品判定依賴書入力							発給明	目請書入力	
原金品利用状況     引換書・受領書印刷       日夕イ協定HSコード移行に伴う判定番号築徳利用手統     猛約雪信観入力(X(J、ベト-・・・ストリアのみ))       車前振込連絡     2       2     2       水晶     2       小之シット決済     2       有効期限の更新 (期限60日前から手続可能)     2       メール送信設定     2	原產品同意通知書入力							原産品	同意通知書照会	È
日夕イ協定HSコード移行に伴う判定番号総統利用手続     猛約晝情報入力(X()・**ト・・・ル)初ののみ)       軍前振込連絡     クレジット決済       *     イ       全業情報の変更(サイナーの追加・変更含な)     イ       有効期限の更新(期限60日前から手続可能)     メール送信約定	原產品利用状況							引換書	・受領書印刷	
要前振込連絡             クレジット決済             企業情報             企業情報の変更(サイナーの追加・変更含な)             有効期限の更新(期限60日前から手続可能)             メール送信約定	日夕イ協定HSコード移行	に伴う判定番号	器総統利用手續	壳				誓約書	計畫報入力(212.	· ペルー・オーストラリアのみ)
クレジット決済 企業情報 企業情報の変更(サイナーの追加・変更含む) 有効期限の更新(期限60日前から手続可能) メール送信設定								事前抵	設入連絡	
<b>全業情報</b> 企業情報の変更( <u>サイナーの追加・変更含む</u> ) 有効期間の更新(期間60日前から手続可能) メール送信設定								クレミ	ジット決済	
<ul> <li>企業情報の変更(サイナーの追加・変更含む)</li> <li>有効期限の更新(期限60日前から手続可能)</li> <li>メール送信設定</li> </ul>	と業情報									
有効期限の更新(期限60日前から手続可能) メール送信設定	企業情報の変更(サイナー	の追加・変更含	<u> 101)</u>	>						
メール送信設定	有効期限の更新(期限60日	日前から手続可	<u>能)</u>							
X=UXESSE										
	A III M Imanuto									

詳しい操作方法については、<u>https://www.jcci.or.jp/gensanchi/kigyotoroku-system-</u> sousasetsumeisho.pdfを参照してください。

⚠ 注意
<ul> <li>登記事項(社名、住所)が変更になる場合は、速やかに発給事務所へ連絡してください。</li> <li>旧社名・住所のまま第一種特定原産地証明書を発給すると、罰則の対象になる場合があります。</li> </ul>

## 企業登録内容の更新



1 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

- ① 企業登録時に通知された、第一種特定原産地証明書発給システムのURLにアクセスする
- ② 画面上部の [ログイン画面] ボタンをクリックする ログイン画面が表示されます
- ③ ログイン画面で、 [ユーザーID] と [パスワード] を入力する

第一種特定原產用	<b>し証明書発給システム</b>
ユーザーID パスワード	
ログイン	終 了
※この画面のURLを「お気に入り」に登録(ま なお、登録する場合にはこちらをご利用くた	こたは「ショートカット」を作成)することはお 控えください。 ごさい。
※ユーザーID・バスワードを紛失した場合に	はこちらより再発行手続きをお取りください。

④ [ログイン] ボタンをクリックする

[メインメニュー] 画面が表示されます。

第一種	特定原産地証明書発給システム
	ユーザーID
※この画面のURLを「お なお、登録する場合に」	気に入り」に登録(または「ショートカット」を作成)することはお控えください。 まこちらをご利用ください。

※ユーザーID・パスワードを紛失した場合にはこちらより再発行手続きをお取りください。

## 2 メニューを選択する

① [有効期限の更新] をクリックする

[誓約書産品利用申請一覧] 画面が表示されます。

正規時間         社会報告         11         社会報告         11           2         11         12         11         12         11         12         11         12         11         12         11         12         11         12         11         12         11         12         11         12         11         12         11         12         <			Wards / + + Ruba	0.01	PostArtelline	0.8	_	Walnut of all also	0/#	Postarb III.es	0.00
山田町町町10000000000000000000000000000000000		-	判定依赖中	0/#	光招申請中	0/1		判定依赖中	0/+	光松中請中	0/+
●         ●         Allegatzi         Ort         Allegati         Ort         Ort <thort< th=""></thort<>		ご利用者	判定手统中	0/+	96/日手続中	0/+	1298	判定手続中	0/+	発信手続中	0/+
		# 12E21	日の時27分間なの「	1月11 (第1九]	メリージョンです	01+	20 大田の作用日日	目が30日以内の間間	いま 印を受け		7.8
メインメニュー         Season           原産品利定依頼電入力         反給申請置入力           原産品同意通知電入力         原産品同意通知電融会           原産品利用状況         引随者・受領書印刷           日夕イ協定ドはSコード移行に伴う判定番号継続利用手続         道約書信報込力(以ん・ペド・・・・・ハンリアの会)           日夕イ協定はSコード移行に伴う判定番号継続利用手続         道約書信報入力(以ん・ペド・・・・・ハンリアの会)           東市振込運路         フレジット決済           全常情報の変更(サイナーの追加・変更会な)         アビード・マード・マード・マード・マード・マード・マード・マード・マード・マード・マ					14077076277		* 企業發生	の有効期限切れまで	:残り11日で	Ţ.	- / /
原産品判定         突給申請           原産品判定依頼書入力         廃金品問意通知書法力           原産品同意通知書入力         原産品回意通知書混会           原産品利用状況         引造書・受儲書印刷           日夕イ協定HSコード移行に伴う判定番号総統利用手統         運約貴債親入力(以及・ペル・・オーンド別のの)           事前振込連絡         少レジット決済           企業情報            企業情報            少二ル送信設定						メイノメ					
原産品判注         発給申請           原産品制定依額最入力         免給申請書入力           原産品問意通知書入力         原産品問意通知書公へ           原産品問意通知書入力         原産品問意通知書公へ           原産品問意通知書入力         原産品問意通知書公へ           原産品問意通知書入力         原産品問意通知書公へ           原産品問意通知書入力         原産品問意通知書公へ           原産品利用状況         引換書・受強書印刷           日夕イ協定HSコード移行に伴う判定番号継続利用手続         運約書情観入力(以ム・ペル・・ホーン)刀のみ           事前振込速路         クレミット決済           企業情報         ・           企業情報の変更(サイナーの追加・変更含む)         ・           有効期限の更新 (期限60日前から手続可能)         ・           メール送信説定         ・						×12A					
原産品利率依頼書入力     免給申請書入力       原産品同意通知書入力     原産品回意通知書N公       原産品利用状況     引換書・受領書印刷       日夕イ協定HSコード移行に伴う判定置号離続利用手結     誓約書情観入力(以及・ペルー・ホネル5)刀のの       事前振込連路     フレジット決済       企業情報     少生ジット決済       予加期限の更新 (期限60日前から手続可能)     メール送信説定	原產品判定								発給申請		
歴産品同意通知違入力     死総甲請置入力       歴産品同意通知違入力     原産品同意通知違派会       歴産品利用状況     引読書・受領書印刷       日夕イ協定HSコード移行に任う判定番号継続利用手括     望約書情報入力(λ/1・パル・・ホーストリアのみ       事前振込連路     クレジット決済       企業情報     少工ジット決済       本二ル送信説定     メール送信説定											
原産品同意通知書入力         原産品同意通知書照会           原産品利用状況         引途書・受付書印刷           日夕イ協定日Sコード移行に任う判定番号継続利用手続         猛約貴情観入力(払へ・ペト・・・オンド)刀のの           車前振込連路         車前振込連路           クレジット決済         な業情報の変更(サイナーの追加・変更含な)           有効期限の更新 (期限60日前から手琥可加)         メール送信設定	原產品判定依	類書入力							発給申	1請書入力	
原産品利用状況     引換査・受領責印刷       日夕イ協定HSコード移行に伴う判定番号説続利用手統     猛約責債親入力(以な・ペル・・ホーントリアのみ       事前振込連絡     クレジット決済       企業情報     企業情報       企業情報の変更(サイナーの追加・変更含む)     有効期限の更新(期限60日前から手续可給)       メール送信設定     メール送信設定	医去口回卷:#								医产口	同音器加速的之	
原産品利用状況         引換書・受領書印刷           日夕イ協定HSコード移行に伴う判定番号継続利用手続         運約書情観入力(以久・ペル・・ホーントジリののみ           事前振込連路         クレジット決済           企業情報         クレジット決済           企業情報の変更(サイナーの追加・変更含む)         有効期限の更新 (期限60日前から手続可能)           メール送信設定         メール送信設定	加生的问题思	风音入力							原生日	回見思思知實際工	
日夕イ協定HSコード移行に任う判定番号総統利用手統               新加速の運転	原産品利用状	5況							引換書	·受領書印刷	
日夕イ協定HSコード移行に伴う判定番号総統利用手統          室前振込連絡         予前振込連絡         クレジット決済         企業情報         企業情報         企業情報(期後の変更(サイナーの追加・変更含な))         有効期限の更新(期限60日前から手続可能)         メール送信設定											
事前振込連絡         クレジット決済         企業情報         企業情報の変更(サイナーの追加・変更含む)         有効期限の更新(期限60日前から手続可能)         メール送信設定	日夕イ協定H	Sコード移行	に伴う判定番号	継続利用	手続				誓約書	請報入力(212・	ヘ°ルー・オーストラリアのみ
事前振込連絡 クレジット決済 企業情報 企業情報の変更(サイナーの追加・変更含む) 有効期限の更新(期限60日前から手续可能) メール送信設定											
・         金業情報         ・         金業情報         ・         金業情報         ・         金里情報の変更(サイナーの追加・変更含む)             哲効期限の更新(期限60日前から手続可能)             メール送信設定									事前提	試入連絡	
企業情報 企業情報の変更(サイナーの追加・変更含む) 有効期限の更新(期限60日前から手読可能) メール送信設定									AL 2	P 1. 346 252	
企業情報       企業情報の変更(サイナーの追加・変更含む)       有効期限の更新(期限60日前から手続可能)       メール送信設定									202	ツト法准	
企業情報の変更(サイナーの追加・変更含む) 有効期限の更新(期限60日前から手続可能) メール送信設定	企業情報										
企業情報の変更(サイナーの追加・変更含む) 有効期限の更新(期限60日前から手続可能) メール送信設定											
有効期限の更新(期限60日前から手続可能) メール送信設定	企業情報の変	更(サイナー	の追加・変更含	む)							
有効期限の更新(期限60日前から手続可能) メール送信設定											
メール送信設定	有効期限の更	新 (期限60E	目前から手続可能	臣)							
<u> 一川 広告 認定 </u>	V 11 14/200										
	メール法信設	LAE									

詳しい操作方法については、<u>https://www.jcci.or.jp/gensanchi/kigyotoroku-system-</u> sousasetsumeisho.pdf を参照してください。



 企業登録の有効期限後90日以内に限り、発給システムにログインして、「有効期限の更新(期限 60日前から手続可能)」から企業登録の更新申請が可能です。

## ■ メールの送信設定

設定すると、判定依頼における「承認」、発給申請における「交付準備完了」の連絡がメールで届きます。

## 1 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

- ① 企業登録時に通知された、第一種特定原産地証明書発給システムのURLにアクセスする
- ② 画面上部の [ログイン画面] ボタンをクリックする ログイン画面が表示されます

③ ログイン画面で、 [ユーザーID] と [パスワード] を入力する

第一種特定原産地証明書発給システム



※この画面のURLを「お気に入り」に登録(または「ショートカット」を作成)することはお控えください。 なお、登録する場合にはこちらをご利用ください。

※ユーザーID・パスワードを紛失した場合にはこちらより再発行手続きをお取りください。

④ [ログイン] ボタンをクリックする

[メインメニュー] 画面が表示されます。

第一種特定原產地証明	月書発給システム
ノスワード	
ロヴィン	終了
※この画面のURLを「お気に入り」に登録(または「ショ なお、登録する場合にはこちらをご利用ください。	ートカット」を作成)することはお控えください。
* ユーザーID・パスワードを紛失した場合にはこちら	より再発行手続きをお取りください。
● メニューを選択する	
①「メール送信設定」をクリックする	
「メール法信設定」画面が表示されます。	EN INVAR S
<b>第一種特定原產地</b> 能明	音先 おンステム
11年253月2日 0仟 発行市場内中 0仟 ご利用者 割位学校中 0仟 発給手校中 0仟 25月日本 0仟 発給手校中 0仟	
	■ ■19回1101 01+ <u>X10回1回21</u> 0+ 期限が30日以内の同意通知を受けているものは[0件]です。 登録の有効時期切れまで残り11日です。
メインメニュー	
原產品判定	発給申請
原產品判定依賴書入力	先給申請書入力
原產品同意通知書入力	原產品同意通知書照会
原產品利用狀況	引換書・受領書印刷
日タイ協定HSコード移行に伴う判定番号継続利用手続	≦約書情報入力(スイス・ペル・・オーストラリアのみ)
	事前振込連絡
	クレジット決済
企業情報	
企業情報の変更(サイナーの追加・変更含む)	
有効期限の更新(期限60日前から手続可能)	
メール送信設定	
パスワード変更	

## 3 メール送信設定をする

【メール送信の希望】欄を選択し、希望する場合は【配信を希望する場合のメールアドレス】欄と確認欄にメールアドレスを入力する

	メール送信設定	メニューに戻る
※この画面では、判定(発給)依頼をいた 予め登録いただいたメールアドレスに、 以下からご希望の選択肢をお選びくださ	だいた後、審査が終了し、承認(交付準備完了)になった際に、 その旨をお伝えするE-mailの要/不要の設定を行うことができます。 い。 配信を希望する場合、メールアドレスをご指定ください。	
メール配信の希望	◎ メール記信を希望しない ○ メール記信を希望する	
配信を希望する場合のメールアドレス→ (確認の為、再度入力してください)→		
上記のこ希望	こもとつぎ、判足/発給の審査結果を自動配信します。	
	登録	

#### ② [登録] をクリックする

メール送信設定が完了します。

	メール送信設定	メニューに戻る
※この画面では、判定(発給)依頼をいたた 予め登録いただいたメールアドレスに、 以下からご希望の選択肢をお選びください。	だいた後、審査が終了し、承認(交付準備完了)になった際に、 その旨をお伝えするE=aallの要/不要の設定を行うことができます。 ハ。 配信を希望する場合、メールアドレスをご指定ください。	
メール配信の希望	◎ メール配信を希望しない ○ メール配信を希望する	
配信を希望する場合のメールアドレス→ (確認の為、再度入力してください)→		
上記のご希望に	こもとづき、判定/発給の審査結果を自動配信します。	
	<b>報</b>	



● 判定依頼、および発給申請の案件ごとに、入力画面でメールの送信設定を変更できます。

## ■ パスワードを紛失してしまった場合

サイナー登録時にメールアドレスを登録している場合、パスワードを紛失してしまった際に、ユーザIDとメ ールアドレスを入力することでパスワードの再設定が可能です。ユーザIDが分からなくなってしまった場合 や、メールアドレスを登録していない場合、再発行手続きをしていただく必要があります。

1 第一種特定原産地証明書発給システムにアクセスする

- ① 企業登録時に通知された、第一種特定原産地証明書発給システムのURLにアクセスする
- ② 画面上部の [ログイン画面] ボタンをクリックする ログイン画面が表示されます

メールアドレス
パスワードリセットメール送信
※メールアドレスを登録していなかった場合、ユーザID・メールアドレスを忘れた場合や、メールを受け取れなくなった場合は、 <u>こちら</u> より再発行手続きをお取りください。

2 [パスワードリセットメール送信] ボタンをクリックする

登録したメールアドレスにパスワードリセットメールが届きます

5. 企業登録をする

2 パスワードリセットをする

入力する

③ ログイン画面で、 [こちら] をクリックする

第一種特定原産地証明書発給システム

ログイン 終 了

※この画面のURLを「お気に入り」に登録(ほたは「ショートカット」を作成)することはお控えください。 なお、登録する場合にはこちらをご利用ください。
※ユーザーID・パスワードを紛失した場合((はこちらよ))再発行手続きをお取りください。

[ユーザID]に自身のユーザID、[メールアドレス]にサイナー登録時に登録してメールアドレスを

パスワードリセット

パスワードリセットメール送信 戻る

※メールアドレスを登録していなかった場合、ユーザID・メールアドレスを忘れた場合や、メールを受け取れなくなった場合は、こちらより再発行手続きをお取りください。

パスワードリセット

ユーザID

ユーザID メールアドレス

ユーザーID パスワード

A x-to <sup>宛先</sup>	kuteico@jcci.or.jp が代理で送信:日本商工会議所 国際部 <x-tokuteico@tokutei.jcci.c< th=""></x-tokuteico@tokutei.jcci.c<>
パスワードリー	セットを行います。下記の URLより、パスワードを再登録してください。
https://:=j::=	e (på profilm ut hende profilmente (PAPA) av Avyense som vyrdet "Mara Ster Maraka" (Provid Averagiska)
ユーザID∶ ∎	/=::::
有効期限: 20	21/12/22 09:47:19
***********	
このメールは、	日本商工会議所国際部特定原産地証明担当より目動的に送信
されています。	
このメールは自	Clil 号用です。 オープ 海信しかい とうか 願いいたします
このメールに	い当たりがかい退合や ご不明からがある退合け下記まで
お問い合わせく	
【お問い合わせ	生先】
日本商工会調	费所
国際部 特	寺定原産地証明担当
電 話:	03-3283-7850
E-mail:	tokuteico@jcci.or.jp
***********	

④ パスワードリセット画面が表示されるため、 [パスワード] に新しいパスワードを入力する

パスワードリセット
マズブ - ドイ(確認知)
パスワードリセット 原る

## **⑤** パスワードリセット完了画面が表示される

	パスワードリセ	ミット			
	パスワードリセットが完了しました。 新しいパスワードで 再度ログインタ	宇施してください。			
	<b>戻る</b>				
/ メモ					
	 + + 4人人		レッナジ合い	マいちい坦人	<b>=</b> ~ ~

○参照 詳しい手続きは、「<u>第一種特定原産地証明発給システムのIDとパスワードが分からなく</u> <u>なってしまいました。</u>」(P.107)を参照ください。 7. 発給申請をする

# ステップ6 発給システムから原産品判定 依頼をする

各EPAに基づき、輸出産品の第一種特定原産地証明書を取得するためには、その輸出産品がEPAで規定され ている原産地規則を満たしている必要があります。輸出産品が原産品として認められるかの審査は、日本商 工会議所で行われます。

## ■ 原産品判定依頼の流れ

#### 1. 原産品であることを明らかにする資料の準備

「原産品であることを明らかにする資料」(以下、証明資料)を準備します。

参照 輸出産品の原産資格の確認・書類入手方法については、「事前準備編」の「ステップ4 輸出産 品に関する原産資格を確認する」を参照してください。



 経済産業省「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」 (<u>https://www.meti.go.jp/policy/external\_economy/trade\_control/boekikanri/download/gensanchi/ro</u> <u>o\_guideline\_preservation.pdf</u>) もあわせてご参照ください。

## 2. 原産品判定依頼書の提出

原産品判定を依頼するためには、第一種特定原産地証明書発給システムから、「原産品判定依頼書」を入力 し、日本商工会議所に提出します。

○参照 詳しい利用方法は、「6.1 原産品判定依頼書を入力する」(P.29)を参照ください。

### 3. 原産品判定結果の通知

日本商工会議所が原産品判定に関して必要な情報を受理してから原産品判定番号を付与するまでの期間は、 提出書類の不備、不足などがある場合を除き、原則3営業日(申請者の責に帰すべき遅延期間を除く)を目 安としています。申請内容の修正が必要な場合、3営業日を超える場合があります。また、一時的に判定依 頼が集中した場合、通常よりも審査にお時間をいただく可能性があります。

判定結果は、第一種特定原産地証明書発給システムから確認できます。

原産品判定依頼の手数料は無料です。



#### 原産品判定結果の有効期間

原産品判定結果の有効期間はありません。

原産品であると判定された輸出産品については、**判定依頼の際に提出した資料の内容に変更がな** い限り、その判定結果を使用して、同一の輸出産品についての第一種特定原産地証明書の発給申 請を繰り返し行うことができます。しかし、その産品の生産に関する材料調達先や材料価格の変 化などがある場合には、必要に応じて、改めて原産品判定を受けてください。

#### 書類などの保存義務

判定依頼のための申告データや立証書類(伝票、書類など)は、法律上、第一種特定原産地証明 書発給日から5年間(日ブルネイ協定、日スイス協定、日ベトナム協定、日アセアン協定、 RCEP協定は3年間)の保存が義務付けられています。

#### ● 証明資料提出同意通知書

発給申請者(輸出者)の依頼で生産者が原産品判定依頼を行う場合、当該発給申請者にその原産 品の利用を認める手続「証明資料提出同意通知書」の提出が必要です。(P.41)

## ■ 原産品の判定依頼を行う者(判定依頼者)について

原産品の判定依頼は、**原則、判定依頼対象の輸出産品の生産者**が行います。

輸出者が行うこともできますが、この場合、**輸出者は生産者から輸出産品に関する情報(証明資料)を入** 手する必要があります。

以下の①、②の者が原産品判定依頼を行うことができます。

① 輸出産品の生産者

2 輸出産品の輸出者



- 輸出産品の生産者でも輸出者でもない者(卸売業者など)は、原産品の判定依頼を行うことができません。
- ①、②いずれの場合でも、判定依頼者は、原産品であることの確認に必要な輸出産品の材料や価額、仕入元などの詳細な資料を、日本商工会議所の求めに応じて提出できる者でなければなりません。



日本商工会議所(判定依頼を申請した事務所、以下、「判定資料提出事務所」)に「証明資料提
 出同意通知書」を提出した生産者を「証明資料提出者」と言います。

#### ■ 証明資料提出同意通知書について

「証明資料提出同意通知書」(以下、同意通知書)とは、生産者が、発給申請者(輸出者)からの依頼を受けて、証明資料の提出に同意したことを示すものです。

夕参照 同意通知書の発行について詳しくは、「<u>6.2 同意通知書を提出する</u>」(P.41)を参照してくだ さい。

## 6.1 原産品判定依頼書を入力する

第一種特定原産地証明書発給システムから、原産品判定依頼書を入力します。

- 1 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする
- **2** 原産品判定依頼書入力画面を開く
  - [原産品判定]メニューの[原産品判定依頼書入力]をクリックする
     [原産品判定依頼書一覧] 画面が表示されます。

		第一	·種特定	原産地	i	:明書	発給シフ	くテム		<b>D</b> 2	ブアウト
	判定依頼中	0件	発給申請中	0件			判定依頼中	0件	発給申請中	1件	
ご利用者	判定手続中	0件	発給手続中	0件		企業	判定手続中	<mark>0</mark> 件	発給手続中	1件	
	誓約書申請	0件	交付準備完了	0件			誓約書申請	<mark>0</mark> 件	<u>交付準備完了</u>	1件	
				メインメ	=	1-					
	EAD										
	原産品料	厄			発給申請						
	百産品	判定依頼書	: 7 +1		惑给申請 <b>妻</b> 】 十						
	历7年四十年版积音入力 无面子语言入力										
	原產品同意通知書入力										
	原産品	<u>(誓約書)利</u>	用状况	引換書・受領書印刷							

② [原産品判定依頼書一覧] 画面で、 [新規入力] (B) ボタンをクリックする

原産品判定依頼書を記入するための誓約画面が表示されます。

					原産	品判定	依頼書一	覧							
	判定受付番号					状	謕		~	HSコ (先頭-	ード 一致)				ר
	判定依頼日※		~			依頼 (部分)	诸名 一致)								
	原產品判定番号					產 (部分	品名 (一致)								
	協定			~		判定受任	村事務所		~	表示件数	/条件	20 🗸	表示可の	ወታ 🗸	
	検索表示														
	新規入力	<u>ナェックする</u> ] [ <del>TOV形式て</del>	く 当該産品を 新規入力	B B	<u>じさまり。</u>	冉衣刀		余件」〈	<u>*</u> '王(]	に設定し、	ナエック	を外して	5128		
	积%111数:13					*	可意:同意通	印書かり	昆出されてい	いる産品には	iOか表示	されます	, ~:	2:1	
協定	受付番号	判定番号	依頼日	HSJ-F,	状態		産品名		依頼者名	事務所	同意※				剕
メキシコ	0.1-952.0	10.00	5.799	840991	承認	als.	14 A B	1 <u>1</u> 1	.2	12	0	修正	削除	複写	(
1				1						1					_





③ 内容をよく読み、 [はい] ボタンをクリックする

[原産品判定依頼書] 画面が表示されます。

原産品判定依頼書
キャンセル 保存 判定依頼
日本商工会議所創中
<ol> <li>当社/私は、標記原産品判定依頼に関し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に則り、当該原産品判定依頼書に 係る申告内容は全て真正であることを誓約します。</li> <li>当社/私は、当該原産品判定依頼書について、記載内容を立証する関係資料を原産地証明書の発給の日以後5年間(日ブルネイ協定、日ア セアン協定、日スイス協定および日ペトナム協定は3年間)保存し、両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じて提出することを誓約します。</li> <li>当社/私は、当該判定依頼書について次に掲げる事実を知ったときは、遅滞なくその旨を書面により関係機関に通知することを誓約します。</li> <li>・当社/私は、当該判定依頼書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと</li> <li>②当該原産品判定依頼書の内容に誤りがあったこと</li> </ol>
<b>注意事項</b> 第一種特定原産地証明書の発給申請時点で、本原産品判定依頼書は、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第3条第 2項の「特定原産品であることを明らかにする資料」に相当します。よって、虚偽の資料提出があった場合には、同法第36条の規定による 罰則め過用されますので十分注意してください。
以上の事項のとおり誓約し、判定依頼書を記入します。

## 3 原産品判定依頼書を作成する

新規入力画面で、原産品判定依頼書に関する情報を入力する
 必要な項目を入力します



ト)で入力(半角)してください。

● [協定] 欄~ [判定依頼者] の項目





●[生産者]の項目

	■生産者欄			
	産品の生産者を記入してく	ださい。		
ĺ	※生産者が企業登録をし ※英文所在地は、国名(、	ている場合は、企業登録番号を入力し、 JAPAN)まで、正確にフルアドレスを記入	情報取り込みを行ってください。 してください。	
I		企業登録番号:半角英数字	「情報服取込	
I		和文社名(屋号):全角		
I		英文社名:半角		
I		電話番号:半角		
I		FAX番号:半角		
I	生産者	E-mail:半角		ĺ
I	and and a last	郵便番号:半角数字	<b>=</b>	
I		和文所在地:全角		
		英文所在地:半角	, Japan	4



- 生産者と判定依頼者が同じ場合、[判定依頼者]の[企業登録番号]欄と同じ番号を、
   [生産者]の[企業登録番号]欄にも入力してください。
- 企業登録している生産者の場合は、「企業番号」欄に企業番号を入力し、「情報取込」ボタンをクリックすると、企業番号に対応した生産者情報が自動で入力されます。
- 生産者と判定依頼者が異なる場合で、生産者が企業登録をしていない場合は、[生産者]の[企業登録番号]欄に「9999999999(9を9桁)」と入力し、社名などの情報を入力してください。
- 日メキシコ協定、日ペルー協定の原産地証明書には生産者の名称・住所を記載する欄がありますが、企業登録していない生産者は、日メキシコ協定、日ペルー協定の証明書に生産者名を記載できません。
- ●(RCEP協定のみ)[生産者および所在地の証明書への記載]の項目

■生産者名および所在地の証明書への記載 ※証明書 3 欄への生産者情報の記載可否を選	択してください。	
<ul> <li>記載する</li> </ul>	※生産者欄に入力された英文社名および英文所在地が 第一種特定原産地証明書上に記載されます。	
○ 記載しない (機密にする)	※生産者名および住所は第一種特定原産地証明書上に記載されず、 代わりに CONFIDENTIAL ど印字されます。	
○ 記載しない(生産者の詳細が不明)	※生産者名および住所は第一種特定原産地証明書上に記載されず、 代わりに NOT AVAILABLE と印字されます。	特殊依頼

🖊 メモ

- RCEP協定では、証明書に生産者名および所在地を記載するかどうか、判定依頼時に選択します。
- 証明書に「記載する」を選択すると、証明書の3欄または8欄に生産者名および所在地を 記載します。「記載しない(機密にする)」を選択すると、証明書に「CONFIDENTIAL」 と印字します。「CONFIDENTIAL」と印字した場合であっても、所管官庁または権限のあ る当局から開示を要請されることがあります。判定依頼者は生産者を知っていることが前 提ですが、「記載しない(生産者の詳細が不明)」を選択した場合、証明書に「NOT AVAILABLE」と印字します。

## ② [はい] ボタンをクリックする

判定依頼対象産品のHSコードなどの入力項目が画面下部に表示されます。



#### ③ 判定依頼対象産品の情報を入力する

● [関税分類番号] および [原産品名] の項目(以下の画面は、日インドネシア協定の場合)

■関税分類番号(tariff classification number) 及び 原産品名(Description of good(s)) 原産品判定の対象となる産品の関税分類番号(半角数字8桁)と原産品名(英字)を記入してください。

※関税分類番号(HSコード)は、輸入時のものを使用してください。また、2017年1月1日に改正された統一システムの番号を 入力してください。 ※判定対象産品の一般名称(英文)は、ブランド名や商品コードのみの記入ではなく、具体的かつ一般的な商品名を入力してください。 ※原産地証明書に記載する輸出品名(商品名等・英文)の入力は任意です。入力する場合は、原則としてインボイス等に表記されている品名と実質的に同一となるよう入力してください。 ※ ブランド名や商品コードのみの記入ではなく、具体的かつ一般的な商品名を記入してください。 原産地証明書の「ield4:Description of sood(s)」反映されます。 未入力で判定依頼した場合、判定対象産品の一般名称(英文)に入力した内容が発給申請時の産品名称の初期表示となります。 (1)原産品判定を行う輸出産品のHSコード及び英文名称を入力してください。

<u> HSコード(6桁)</u>	判定対象産品の一般名称(英文)	
	Gear box model Industrial	
870840	原産地証明書に記載する輸出品名(商品名等・英文)	
0.000	Gear box model Industrial Cartridge No.4438-3293	

# ⚠ 注意

- 「判定対象産品の一般名称(英文)欄」の入力は必須です。ブランド名や商品コードのみの 入力ではなく、具体的かつ一般的な商品名を入力してください。モデル名や型番のみの入 力では判定できません。
- 「原産地証明書に記載する輸出品名(商品名等・英文)」欄の入力は任意です。入力する場合は、各協定の内容などを確認のうえ、原則としてインボイス等に表記されている品名と実質的に同一となるよう入力してください。入力した内容は、発給申請時における「原産品名」および「原産地証明書に印字される原産品名」の初期表示となります。
- 「原産地証明書に記載する輸出品名(商品名等・英文)」欄を未入力で判定依頼した場合、
   「判定対象産品の一般名称(英文)」欄に入力した内容が発給申請時の産品名称の初期表示 となります。

# 🖊 メモ

税関ホームページの輸出統計品目表でHSコードを確認する場合は、下記の輸出統計品目表
 を参照してください。

RCEP協定…HS2022
日タイ協定、日アセアン協定、日インドネシア協定…HS2017
日オーストラリア協定、日モンゴル協定…HS2012
日スイス協定、日ベトナム協定、日インド協定、日ベルー協定…HS2007
それ以外の協定…HS2002
HSコードや輸出統計品目表の確認について詳しくは、「事前準備編」の「ステップ1 輸出産品のHSコードを確認する」を参照してください。
2024年2月5日以前に原産品判定番号を取得した産品については、2月5日以降、判定依頼時に「原産品判定対象の輸出産品名(英文)」に入力した内容を「判定対象産品の一般名称(英文)」および「原産地証明書に記載する輸出品名(商品名等・英文)」の両方に記載します。したがって、発給申請時に発給システムで表示される産品名称は従来と変更ありません。

#### ● [特恵基準] の項目

■特恵基準(Preference criterion)

協定に基づき、輸出される産品が関税上の特恵待遇を得るためには、特恵基準のいずれか少なくとも 1 つの要件を満たさなければなりませ

※特恵基準を選択してください。			
(2)原産品判定基準:原産品判定基準を下記から選んでください。			
O A	日本国内で完全に得られ又は生産される産品(協定第3章第29条1(a))		
ОВ	日本国内において原産材料のみから完全に生産される産品(協定第3章第29条1(b))		
۰c	日本国内において非原産材料を使用し完全に生産される産品で、品目別原産地規則(附属書二)の要件等を全で満 たす産品(協定第3章第29条1(c))		

(3)(2)のCを選択した場合の判定基準を下記から選んでください。		
C 1 <u>付加価値基準(VA)</u>		
© 2	関税番号変更基準(CTC)	
03	<u>加工工程基準(SP)</u>	
C 4	<u>付加価値基準(VA)+関税番号変更基準(CTC)</u>	



- 原産品判定基準については、「事前準備編」の「ステップ4 輸出産品に関する原産資格
   を確認する」を参照してください。
- 日インド協定での原産品判定基準は、 [A] 、 [B] のみです。
- [(2) 原産品判定基準]欄で[C](日インド協定においては[B])を選択した場合は、[(3)]でVAやCTCなどの判定基準を選択してください。

#### ④ 典拠書類を添付する

「カテゴリ」を選択し、「参照」をクリックすると別ウィンドウでファイル選択画面が開きますので、 アップロードする PDF ファイルを選択します。

(4)典拠書	「類を選択してください。	
管理番号	カテゴリ選択	ファイル選択
1		参照
2	NII衣 計算7-72-1	Ø78
3	対比表と計算ワークシート	参照…
4	<u>∼</u>	参照…
5	>	参照
□メール	・FAX等で資料を提出し	ます。



<i> アッ</i> プロードするファイルの	選択	×
← → • ↑ 🖡 «	デスクトップ > 新しいフォルダー (2) 🛛 🗸 む	新しいフォルダー (2)の検索 👂
整理 • 新しいフォル	Ø-	III • 🔟 🕜
▶ ダウンロード オ ■ ドキュメント オ ► ピクチャ オ	▲ 名前 ▲ サブライヤー証明書	更新日時 2020/10/08 17:03
▲ 01_開催案内	<ul> <li>計算ワークシート</li> <li>対比表</li> <li>対比表</li> </ul>	2020/10/08 17:03 // 2020/10/08 17:03 //
<ul> <li>ろ 201099_マニュアル</li> <li>一 個人</li> <li>1 新しいフォルダー</li> </ul>	△ 農林産加工品に係る製造証明書 ▲ 農林産品に係る生産証明書	2020/10/08 17:03 // 2020/10/08 17:03 //
🐱 Box 🜰 OneDrive		
SPC		
🥩 ネットワーク	v <	>
ער	イル名(N): 対比表 ~	カスタム ファイル (*.pdf) ~ 開く(O) キャンセル

画面にファイルが反映されます(※この時点ではファイルアップロードは完了していません。画面最下 部の「保存」または「判定依頼」をクリックした時に反映されます)。続けてファイルをアップロード する場合は、次の欄のカテゴリを選択して参照をクリックします。

(4)典拠書	(4)典拠書類を選択してください。			
管理番号 カテゴリ選択		ファイル選択		
1	対比表 🗸	C:¥Users¥sugihara_soichiro¥Desktop¥新しいフォルダー (2)¥対比表.pdf	参照	
2			<u> </u>	
3	~		参照	
4	×		参照	
5	v		参照	
□メール	□メール・FAX等で資料を提出します。			

(4)典拠書	(4)典拠書類を選択してください。		
管理番号 カテゴリ選択		ファイル選択	
1	対比表 🗸	C:¥Users¥sugihara_soichiro¥Desktop¥新しいフォルター (2)¥対比表.pdf	参照
2	その他 🗸 🗸 🗸 🗸 🗸 🗸	C:¥Users¥sugihara_soichiro¥Desktop¥新しいフォルター (2)¥サプライヤー証明書.pdf	参照
3	×		参照
4	~		参照
5	~		参照
□メール	□メール・FAX等で資料を提出します。		



● [その他の事項] ~ [判定審査完了のメール送信希望の有無]の項目

※該当するものがない場合は、「無」を選択してください。			
(4)判定基準の際、	(4)判定基準の際、使用した原産品判定の規定を下記から選んでください。		
☑無	1無 以下の規定を使用しない		
□ 1	僅少(DMI) (協定第3章第31条及び付属書二の規定による僅少の非原産材料を使用する場合)		
<b>2</b>	累積(ACU) (協定第3章第30条による材料を使用する場合)		
□ 3	代替性のある産品及び材料(FGM) (協定第3章第35条による産品及び材料を使用する場合)		

※本件に関するご担当者・判定審査完了のメール送信希望の有無などをご確認ください。

#### ■本件に関するご担当者

	0	氏 名:全角	日商太郎
本件に関するご切业主	0	電話番号:半角	03
本目に対すると担当者		FAX番号:半角	03-
	E-mail:半角		

#### ■判定審査完了のメール送信希望の有無

E-mail送信希望	<ul> <li>●希望する</li> <li>○希望しない</li> </ul>	E-mail:半角	※メインメニューで初期値を設定できます。

# ▶ メモ

- [(4)]では、使用した救済規定を選択します。使用していない場合は、 [無]を選択し てください。
- [本件に関するご担当者]欄では、本判定依頼に関する問い合わせ先となる担当者情報を入 カしてください。
- [判定審査完了のメール送信希望の有無]欄では、判定審査完了通知メールを希望するか否 かを選択します。希望する場合は、[E-mail]欄に送信先のメールアドレスも入力してく ださい。

#### ⑤(RCEP協定のみ) [RCEP原産国]を選択する

RCEP協定では、産品の原産性とは別に、RCEP原産国を確認する必要があります。税率差ルールの対象 品目かどうか、日本において20%以上の付加価値を付しているかどうかなどによって入力内容が変更に なります。

- ◇ 参照 RCEP原産国について詳しくは、「事前準備編」の「3.7 税率差ルールについて」を参照して
   ください。
- (税率差ルールの対象品目の確認) [税率差ルール]の項目

***以下は証明書11欄に記載される「RCEP原産国」の確認に必要な入力項目となります。***
■税率差ルール(協定第2.6条) ※当該産品のHSコードは、税率差ルール(協定第2.6条)に該当する可能性があります。7ケタ目と№のHSコードを入力してください。 ※国別職料に該当する可能性がある場合、本欄で「不明」は遊択できません。詳細は以下の~ののと違択することもできます。 ① 下記リンク先の付属書I付線の国別職許一覧を参照し、仕句国に国別職群が満い場合は、「不明」を違択することもできます。 ② 仕句国に国別職計が有り、国別職許に当該産品のHSコード(6桁)と一致したHSコードが無い場合は、「不明」を違択することもできま す。 ③ 仕句国に国別職計が有り、国別職許に当該産品のHSコード(6桁)と一致したHSコードが有る場合は、「不明」を違択することができませ ん。 輸入国にHSコードの7桁目とWを確認のうえ、HSコードを入力してください(中国、フィリピン、タイ、ベトナムは2桁、韓国、インドネシア は4桁で入力)。
HSコード(6桁):020110 ●不明 ○入力 HSコード2012(6桁) ▼
⚠ 注意
<ul> <li>RCEP協定において、判定の対象となる産品のHS年式は2022ですが、税率差ルールの対象</li> <li>品目の確認時に入力するHS年式は2012を使用します。</li> </ul>
<ul> <li>関税分類番号の項目で入力されたHSコード(6桁)が税率差ルール(協定第2.6条)に該当 する可能性がある場合、[税率差ルール]の項目が表示されます。</li> </ul>
、発給申請をする

仕向国に国別譲許がない場合や、国別譲許があっても当該産品のHSコード(6桁)と一致したHSコードが無ければ、「不明」を選択することもできます。

仕向国に国別譲許があり、当該産品のHSコード(6桁)と一致したHSコードがある場合は、当該産品のHSコードの7桁目以降を入力する必要があります。
 税率差ルールの対象品目については、以下をご参照ください(システム画面の「国別譲許

表一覧」のリンクからも確認できます)。

仕向国	付属書 1 Appendix
中国	https://www.mofa.go.jp/files/100129149.pdf
韓国	https://www.mofa.go.jp/files/100129170.pdf
インドネシア	https://www.mofa.go.jp/files/100129158.pdf
タイ	https://www.mofa.go.jp/files/100129201.pdf
ベトナム	https://www.mofa.go.jp/files/100129211.pdf
フィリピン	https://www.mofa.go.jp/files/100129197.pdf

● (税率差ルールの対象品目の確認) [仕向国] の項目

#### ■仕向国

※仕向国は、RCEP 協定を批准している国かつ、原産品判定を行う輸出産品(HS コード)について税率差ルール(協定第2.6条)を 定めている可能性のある国を選択することができます。当該輸出産品(HS コード)について第2.6条に規定されている国別の個別譲 許を定めていない国を仕向国として判定依頼を行う場合は、その他を選択してください。 ※なお RCEP 協定を批准していない国で国別の個別選手を定めている原産品については、判定依頼を行うことができません。 判定依頼を行うことができません。 仕向国 その他(中国を除くすべての発効済の締約国で使用可能) >

# 🖍 メモ

- [仕向国]は、 [税率差ルール]で入力された輸入国におけるHSコードの7桁目以降が税 率差ルールの対象品目の場合、表示されます。輸出先の仕向国をプルダウンから選択して ください。
- プルダウンでは、対象の産品に対して税率差ルールを定めている国を選択することができます。例えば、HSコード(6桁)が020110、7桁目以降が00の場合、中国が税率差ルールを定めているため、プルダウンで「中国」を選択することができます。税率差ルールを定めていない国を仕向国とする場合、プルダウンで「その他」を選択してください。
- 税率差ルールの対象品目の場合、輸出先の仕向国ごとに判定を取得する必要があります。 例えば、HSコード(6桁)が020110、7桁目以降が00の場合、中国が税率差ルールを定 めているため、当該産品についてRCEP協定において仕向国に応じ、最大で2つ判定を取 得する可能性があります(「中国」向けと「その他」)。
   [仕向国]で税率差ルールを定めている国を選択した場合、発給申請の際もその[仕向国]
   にのみ発給申請ができます。「その他」を選択した場合、税率差ルールを定めている国を 除いて、発給申請ができます。

● [RCEP原産国] の項目

(税率差ルールの対象品目の場合)

#### ■RCEP原産国

※該当する濯択項目にチェックしてください。濯択内容によって RCEP原産国を決定します

RCEP原産国の判断基準	選択肢
輸出国(日本)で付加価値20%あるか	○ はい ● いいえ/不明
原産材料の有無	● 有 ○ 無
原産材料は1ヶ国か複数国か	○ 1ヶ国 ● 複数国
原産材料が最高額の国が分かるか	○ はい ● いいえ
原産材料を提供した国の中で最高税率の国を選択	※下記の「RCEP原産国」項目から選択
RCEP原産国 ✓	
※RCEP原産国は、以下の規定に基づき制御、あるいは選択いただいております。	
輸入締約国が、原産品の生産において使用された原産材料を 第2.6条6項(a) 用する各関税率のうち最も高い関税率。ただし、当該輸入者 る。原産材料とは、最終的な産品の原産品としての資格の要	提供する締約国からの同一の原産品について適 がその要求を証明することができる場合に限 求において考慮された原産材料のみをいう

(税率差ルールの対象外の品目で、判定基準が(a)日本国内で完全に得られ又は生産される産品または (c)日本国内において非原産材料を使用して生産される産品の場合)

■RCEP原産国

[	RCEP原產国	<u>□本 ▼</u>	
	※RCEP原産国は、以下の規定	EIに基づき制	御、あるいは選択いただいております。
	第2.6条2項	原産品のF した締約国 工程が輸出	RCE P原産国は、当該原産品が第三・二条(原産品)の規定に従って原産品としての資格を取得 国とする。同条の規定に関しては、原産品に対して協定2.6条5項に規定する軽微な工程以外の生産 出締約国において行われた場合に限り、当該原産品のRCEP原産国は、当該輸出締約国とする。

(税率差ルールの対象外の品目で、判定基準が(b)原産材料のみから生産される産品の場合) ■RCEP原産国

	※該当する選択項目にチェックしてください。選択内容によって、RCFP原産国を決定し	ई.d.
ſ	RCEP原産国の判断基準	選択肢
	軽微な工程しかしていないか	● はい ○ いいえ
	原産材料が最高額の国を選択	<ul> <li>第2.6条4項</li> <li>※下記の「RCEP原産国」項目から選択 尚、以下の条項も選択可能です。</li> <li>第2.6条6項(a) (第2.6条6項(b)</li> </ul>
l	RCEP原産国 V	
	※RCEP原産国は、以下の規定に基づき制御、あるいは選択いただいております。	
	協定2.6条2項および3項の規定によって原産品の輸出締約国め 第2.6条4項 第2.6条4項 おき該原産品のRCEP原産国は、輸出施約国における当 うち合計して最高価額のものを提供した締約国とする。この3 の子の原産品について適用される関税上の経費で得速を受ける	NRCEP原産国であると決定されない場合に 该原産品の生産において使用された原産材料の 場合において、当該原産品は、RCEP原産国



- (発給システムの選択項目)原産材料の有無、原産材料は1ヶ国か複数国か、原産材 料が最高額の国が分かるか、原産材料を提供した国の中で最高税率の国
- RCEP原産国

- 〔税率差ルール〕や〔仕向国〕で選択した内容から、税率差ルールの対象品目とならなかった場合、判定基準が(a)日本国内で完全に得られ又は生産される産品または(c)日本国内において非原産材料を使用して生産される産品の場合、RCEP原産国は日本となります。システム上、自動で「日本」が選択されます。
   〔税率差ルール〕や「仕向国〕で選択した内容から、税率差ルールの対象品目とならなかっ
- 【祝率差ルール】や【仕回国】で選択した内容から、祝率差ルールの対象品目とならなかった場合で、(b)原産材料のみから生産される産品の場合、RCEP原産国を判断するため、 追加で以下の項目を選択します。
  - 軽微な工程しかしていないか
  - (軽微な工程しか行っていない場合)原産材料が最高額の国を選択
- 税率差ルールの対象品目で、輸出国(日本)で付加価値20%がなく、原産材料が最高額の 国が分からない場合、「原産材料を提供した国の中で最高税率の国」を選択します。証明 書の11欄には、RCEP原産国の国名の横に、\*(アスタリスク)が印字されます。
- 税率差ルールの対象品目で、輸出国(日本)で付加価値20%がなく、原産材料がない場合、「締約国の中で最高税率の国」を選択します。証明書の11欄には、RCEP原産国の国名の横に\*\*(アスタリスク2つ)が印字されます。
- ✓参照 RCEP原産国について詳しくは、「事前準備編」の「3.7 税率差ルールについて」を参照してください。

#### 6 [判定依頼] ボタンをクリックする

判定依頼の確認ダイアログボックスが表示されます。

本データは、原産品判定以外の目的で使用することはなく、他に公表されることもありません。また、経済連携協定に基づく特定原 産地証明書の発給に関する法律により、原産地証明書の発給から5年間(日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定および日ベ トナム協定は3年間)、発給機関に保存されます。



判定受付番号が表示され、原産品判定依頼が完了します。



判定受付番号

協定:日インドネシア協定 判定受付番号: XXXXXXXXX 判定事務所:東京事務所

※この番号は、お問い合わせの際に必要になります ※同意通知入力は、原産品判定番号取得後(判定承認後)入力可能です。

新規入力 一覧表 控え印刷



### ▲ 審査事務所からのメッセージを確認する(保留もしくは否決時)

原産品判定依頼書にて判定依頼を実施後、「受付番号」をクリックし、「原産品判定依頼書」画面を最下 部へスクロールすると、「申請者へのメッセージ」欄が表示されます。

原産品判定依頼書										
判定受付番号		状態	保留 💙	HSコード (先頭一致)						
判定依頼日※	~	依頼者名 (部分一致)	てすと							
原産品判定番号		産品名 (部分一致)								
協定	<b></b>	判定受付事務所	<b></b>	表示件数/条件	20 🖌 表示可のみ 🖌					
並び順	<ul> <li>● 指定 受付番号 ▼ 陸順 ▼</li> <li>○ パターン 依頼日昇順/協定昇順 ▼</li> </ul>									
+***										

検索表示

※判定依頼日は西暦年月日の数字を入力してください。(例:2008年5月1日→20080501) ※<u>非表示欄をチェックすると当該産品を非表示にできます。</u>再表示は、右上の「条件」を「全て」に設定し、チェックを外してください。 新規入力 TSV形式で新規入力

検	索件数: 5					※同意:同意通知書	が提出されてい	る産品には	○が表示さ	れます。	ページ	: 1	
協定	受付番号	判定番号	依頼日	HS3-F,	状態	産品名	依頼者名	事務所	同意※				非表示
91	<u>34484504</u>		2024/02/02	870410	保留	gear box	てすとしょうじ	横浜		修正	削除	複写	
91	<u>34477204</u>		2024/01/03	848071	保留	test615	テスト	東京		修正	削除	複写	
ベトナム	<u>11248209</u>		2023/08/01	540751	保留	test	サーテスト	東京		修正	削除	複写	
メキシコ	<u>03692801</u>		2023/11/09	848071	保留	test112	テスト	東京		修正	削除	複写	
メキシコ	03688101		2023/03/22	010190	保留	Teest 20230322	テスト	東京		修正	削除	複写	

	原産品判定依頼書	×==-
■判定審査完了のメール送信希望の有無		
E-mail送信希望 ④ 希望する ④ 希望しない	E-mail:半角	
	申請考へのメッセージ	
保留しました。		

#### 注意 /!\

- 判定事務所が本欄に典拠書類の追加提出や申請内容の修正依頼等に関するメッセージを入 カすると、判定申請者が「申請者へのメッセージ」欄に入力された文章を確認できるよう になります。特に、判定事務所が「保留」もしくは「否決」と判断した場合、「申請者へ のメッセージ」欄に判定事務所からのメッセージが入力されている可能性がありますの で、ご確認をお願いします。判定事務所からのメッセージが入力されている場合は、メッ セージの内容を踏まえて適宜対応をお願いします。
- ●「申請者へのメッセージ」欄は、判定事務所から判定申請者へのメッセージ機能のため、判 定申請者が「申請者へのメッセージ」欄にメッセージを入力することは出来ません。

## 同意通知書を提出する(判定依頼する生産者が輸 6.2 <u>出しない場合)</u>

生産者である判定依頼者が、判定事務所にて原産品であるとの判定を受けた後、「原産品判定番号」の使用 を輸出者に認める(輸出者がその輸出産品を原産品として第一種特定原産地証明書に記載することを認める) 旨を、指定発給機関(日本商工会議所)に通知するため、第一種特定原産地証明書発給システムから同意通 知書を提出します。

#### ■ 同意通知書利用の流れ

判定依頼する生産者が輸出しない場合は、以下の流れで同意通知書を提出します。

- ① 生産者である判定依頼者が、日本商工会議所から原産品であるとの判定を受けた産品を、発給申請者 となる輸出者が利用できるように日本商工会議所へ同意通知書を提出する(第一種特定原産地証明書 発給システム上で電子的に提出する)。
- ② 同意通知書が日本商工会議所に提出された後、同意通知書に記載された発給申請者は、当該産品を利 用して第一種特定原産地証明書の発給申請を行うことが可能となる。



- 輸出産品の生産者以外の者が原産品判定を行い、承認を受けた場合には同意通知書の提出はでき ません。
- 同意通知書が提出されない限り、生産者でない発給申請者(輸出者)は発給申請することができ ません。同意通知書の有効期限は3年以内です。
- 同意通知書を発給システム上で再度提出すると、同意通知書の有効期限を更新することができま す。
- 同意通知書利用のイメージ 日本商工会議所 原産品判定依頼 判定事務所 生産者 承認 同意通知書提出 同意通知書 第一種特定原 産地証明書 発給申請 ി 輸出 販売 輸出者

■ 同意通知書を提出する

第一種特定原産地証明書発給システムから同意通知書を作成・提出します。

1 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

- ① 企業登録時に通知された、第一種特定原産地証明書発給システムのURLにアクセスする
- ② 画面上部の [ログイン画面] ボタンをクリックする ログイン画面が表示されます

③ ログイン画面で、 [ユーザーID] と [パスワード] を入力する

第一種特定原産地証明書発給システム

※この画面のURLを「お気に入り」に登録(または「ショートカット」を作成)することはお控えください。 なお、登録する場合にはこちらをご利用ください。

※ユーザーID・パスワードを紛失した場合にはこちらより再発行手続きをお取りください。

④ [ログイン] ボタンをクリックする

[メインメニュー] 画面が表示されます。

ユーザーID パスワード ログイン 終 了

第一種特定原産地証明書発給システム

※この画面のURLを「お気に入り」に登録(または「ショートカット」を作成)することはお控えください。 なお、登録する場合にはこちらをご利用ください。

※ユーザーID・バスワードを紛失した場合にはこちらより再発行手続きをお取りください。

### 2 同意通知書作成画面を開く

[原産品判定]メニューの[原産品判定依頼書入力]をクリックする
 [原産品判定依頼書一覧]画面が表示されます。

		第-	·種特定	原産地	ā	E明書	発給シフ	ペテム			ログアウト
	判定依頼中	<mark>0</mark> 件	発給申請中	0件	1		判定依頼中	<mark>0</mark> 件	発給申請中	1件	F
ご利用者	判定手続中	<mark>0</mark> 件	発給手続中	0件	1	企業	判定手続中	0件	発給手続中	1作	F
	誓約書申請	<mark>0</mark> 件	交付準備完了	<mark>0</mark> 件			誓約書申請	<mark>0</mark> 件	交付準備完了	1件	ŧ
	原産品半	<b>〕定</b>	:入力	メインメ	!=.	<u>а</u> - П	<ul> <li>第二日 第二日 第二日</li> <li>第二日 第二日<td>入力</td><td></td><td></td><td></td></li></ul>	入力			
	原産品	」同意通知書 」(誓約書)利	······ · <u>入力</u> · <u>用状況</u>				<u>原産品同意</u> 引換書・受領	 通知書照会 [書印刷			



② [原産品判定依頼書一覧] 画面の [状態] 欄(A) で [承認] を選択して、 [検索表示] ボタン
 (B) をクリックする

検索結果一覧が表示されます。

					原産	品判员	E依頼書·	一覧							
Γ	判定受付番号					- [1	犬態	承認	~	HS (先明	コード (一致)				
	判定依頼日※		~			低 (部	摂者名 分一致)								
	原產品判定番号					) (部:	品名 分一致)								
	協定			~		判定受	付事務所	<b>`</b>	~	表示件	数/条件	20 🗸	表示可	ರಿಕಿ 🗸	
	検索表示	— в													
	※判定依頼日 ※この一覧は ※ <u>非表示欄を</u> い。	は西暦年月日 、受付番号の チェックする	の数字を入力 大きい順にま と当該産品を	っしてくだ。 長示されま 「非表示に」	さい。(例 す。 できます。	:2008年 再表示	F5月1日→20 は、右上の	108050 「条件」	1) を「全て	「」に設定し、	チェック	を外して	くださ		
	新規入力	TSV形式で	:新規入力					-	There is a head of						
47C	快深1年級: 19		供籍口	1107-13	12:45	2	(回意):「回意) ※日々	电大山書7.	い提出され	しいる座面に		erit 9	. ~	2:1	北東二
Int.7E	安村番号	判定審亏	13、积日	H21-L	17.95		度而名	_	议积百七	5 争初州	In Tall 20	10.000			非政示
メキシコ	11-967.0	10100	a 200 s	840991	承認	- 11-	1999	1	u .:	- V	0	修正	削除	復写	
	С														

③ 検索結果一覧の該当案件の [受付番号] 欄で、受付番号(C)をクリックする [原産品判定依頼書] 画面が表示されます。

# 3 同意通知書を提出する

① 画面下部の [同意通知書入力/修正] ボタンをクリックする

[原産品同意通知書入力] 画面が表示されます。

原産品判定依頼書								
	0	氏	名	日商 一郎				
	0	電話:	 番号					
本件に関するご担当者	-	FAX	 番号					
		E-n	nail	. Ør				
■判定審査完了のメール	送信	希望の有無						
E-mail送信希望		希望する 希望しない	E-mail:半角	Ør				
HSI-F 111111		aaa	材料名		国名 INDONESIA			
(回血明日日日秋子中)           HSコード           111111           同意通知書入:           (回面明資料同意通知書)	ካ∕ነ	339 8 <u>7</u>	材料名		国名 INDONESIA			
(● 2017)日本1377円 HSコード 111111 同意通知書入: 回記明資料日言通知書 本データは、原産品判定 の案給に関する法律により、 (●)、発給機関に保存され	カ/1	aaa 変更 の目的」で使用すること」 の産地証明書の発給か ・	材料名 はなく、他に公表される ら5年間(日ブルネイ質	5こともありません。また、経済連携協 5こともありません。また、経済連携協 5定、日アセアン協定、日スイス協定ま	国名 INDONESIA INDONESIA ILL基づく特定原産地証明書 よび日ペトナム協定は3年			

#### ② [特定COの発給申請者]の [企業登録番号]欄に、同意通知相手先の企業登録番号を入力する

		馬	₹産品同意通知書入力
※下記の欄のう ※企業登録番号	ち、@ (企業)	のついた欄は必須項目となりま FTA番号)が入力されていないも	たすので、必ずご記入ください。 のは、発給申請することができません。
	0	同意通知提出者	AO :株式会社 日商商事
	۲	HSコード:半角	190590
原産品情報	۲	品名等:半角	Portable digital automatic processing machine (personal computer)
	۲	原産品判定番号:半角	9
		同意通知の提出日	2016年06月01日
	۲	企業登録番号:半角英数字	
	۲	発給申請者の名称:全角	
	۲	郵便番号:半角数字	<b>T</b>
	۲	所在地:全角	
<ul> <li>特定COの</li> <li>発給申請者</li> </ul>		代表者名:全角	
2 GHG 1 BH7 E		電話番号:半角	
		FAX:半角	
		E-mail:半角	
	۲	有効期限	2019年 05月 31日

同意提出 印刷 戻る

#### ③ [情報取込] ボタンをクリックする

入力した企業登録番号の企業情報が、[特定COの発給申請者]欄に自動で入力されます。

		质	夏産品同意通知書入力 パール パース パース パース パース パース パース パース しょう						
※下記の欄のう ※企業登録番号	※下記の欄のうち、@のついた欄は必須項目となりますので、必ずご記入ください。 ※企業登録番号(企業FTA番号)が入力されていないものは、発給申請することができません。								
	0	同意通知提出者	AO :株式会社 日商商事						
	۲	HSコード:半角	190590						
原産品情報	۲	品名等:半角	Portable digital automatic processing machine (personal computer)						
	۲	原産品判定番号:半角	9						
		同意通知の提出日	2016年06月01日						
	0	企業登録番号:半角英数字							
	۲	発給申請者の名称:全角							
	۲	郵便番号:半角数字	<b>T</b>						
	0	所在地:全角							
特定COの   発給申請者		代表者名:全角							
2000 1 017 0		電話番号:半角							
		FAX:半角							
		E-mail:半角							
	۲	有効期限	2019年05月31日						
		同測	意提出   印刷   戻る						

#### ④ [同意提出] (A) ボタンをクリックする

(B)に同意通知相手先企業がリスト表示され、同意通知書の日本商工会議所への提出が完了しま

す。

		<u>و</u>	京産品同意通知書入力 メニューに属る
※下記の欄のう ※企業登録番号	ち、⑥ <mark>(企業</mark> )	のついた欄は必須項目となりま 「TA番号)が入力されていないも	ますので、必ずご記入ください。 のは、発給申請することができません。
	0	同意通知提出者	A0 :株式会社 日商商事
	0	HSコード:半角	190590
原産品情報	0	品名等:半角	Portable digital automatic processing machine (personal computer)
	0	原産品判定番号:半角	9
		同意通知の提出日	2016年06月01日
	0	企業登録番号:半角英数字	
	0	発給申請者の名称:全角	
	0	郵便番号:半角数字	<b>T</b>
	0	所在地:全角	
特定COの 発給申請者		代表者名:全角	
9 G#G 1 BH E		電話番号:半角	
		FAX:半角	
		E-mail:半角	
	0	有効期限	2019年05月31日



	۲	企業登録番号:半角英数字	情報取込
	0	発給申請者の名称:全角	
	۲	郵便番号:半角数字	₸
	۲	所在地:全角	
特定COの 発給申請者		代表者名:全角	
		電話番号:半角	
		FAX:半角	
		E-mail:半角	
	0	有効期限	2019 年 105 月 31 日

#### 同意提出 印刷 戻る

В		
FTA番号 発給申請者名称	同意通知の提出日	有効期限
<u>AO</u> 株式会社 テスト商事	2016/06/01	2019/05/31

■ 同意通知書を一括で提出する

同意通知書を一括で作成・提出します。

1 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

- ① 企業登録時に通知された、第一種特定原産地証明書発給システムのURLにアクセスする
- ② 画面上部の [ログイン画面] ボタンをクリックする ログイン画面が表示されます

③ ログイン画面で、 [ユーザーID] と [パスワード] を入力する

第一種	特定原産堆	也証明書発給	システム
1			Г
-	10 - 10 - 10		-
1	1000		J
	미계스	1/2 T	
		1 \$46	
この画面のURLを「お気	に入り」に登録(a	ミたは「ショートカット」を作成)	することはお控えください

※この画面のURLを「お気に入り」に登録(または「ショートカット」を作成)することはお控えください。 なお、登録する場合にはこちらをご利用ください。

※ユーザーID・パスワードを紛失した場合にはこちらより再発行手続きをお取りください。

④ [ログイン] ボタンをクリックする

[メインメニュー] 画面が表示されます。

ユーザーID	
パスワード	

第一種特定原産地証明書発給システム

※この画面のURLを「お気に入り」に登録(または「ショートカット」を作成)することはお控えください。 なお、登録する場合にはこちらをご利用ください。

※ユーザーID・パスワードを紛失した場合にはこちらより再発行手続きをお取りください。

### 2 同意通知する原産品と同意通知相手先企業(発給申請者)を選択する

[原産品判定]メニューの[原産品同意通知書入力]をクリックする
 [同意している原産品及び通知先(発給申請者)一覧]画面が表示されます。

第一種特定原産地証明書発給システム ログアウト 0件 発給申請中 0件 発給申請中 判定依頼中 判定依頼中 1件 企業 ご利用者 判定手続中 0件 発給手続中 0件 判定手続中 0件 発給手続中 1件 誓約書申請 0件 交付準備完了 0件 誓約書申請 0件 交付準備完了 1件 原産品判定 発給申請 原産品判定依頼書入力 発給申請書入力 原産品同意通知書入力 原産品同意通知書照会 原産品(誓約書)利用状況 引換書・受領書印刷

② [同意している原産品及び通知先(発給申請者)一覧]画面で、[同意通知書入力]ボタン(A)を クリックする

[原産品同意通知書入力] 画面が表示されます。





③ [原産品同意通知書入力] 画面で、同意通知書を提出する原産品情報のチェックボックス(C) にチ ェックを付ける

				原度前问,	息通知者入力			_
判定受付番号				原産品判定番号		нѕ⊐−К		
依頼日		_ ~		企業名				検索表示
協定		~		判定受付事務所	~	表示件数/条件	20 🖌 表示可のみ 🖌	
	7 ^	- <b>D</b>						
検索件数:	18	- 0					~-	ジ:1
/ 検索件数: 協定	NATION OF CONTRACT OF CONTRACT.	判定番号	HS⊐-⊦°		原産品名		ペー 企業名	ジ: 1 事務所
が 検索件数: 協定 メキシコ	18 受付番号 「ようよ」	判定番号	HS⊐-h° ≘:_≇	INH: IND A REF	原產品名	1日 1	ペー 企業名 19. 株式会社	ジ: 1 事務所 <b>一</b> 1

- ④ [同意企業選択] ボタン (D) をクリックする
   同意通知相手先企業(発給申請者)の選択画面が表示されます。
- ⑤ [企業登録番号] (E)欄で、同意通知先(発給申請者)の企業登録番号を入力する

《下記の欄 《企業登録 ※同意通知 表示され	のう番号の確認	ち、 <b>@のついた欄は必</b> (企業登録(TA番号)が入 効期限を入力後、【 企 認画面にある【 同意通	頁項目となりますので、必ずご記入く∜ 力されていないものは、発給申請する 業追加】 /【 入力確認 】 ボタンを /知提出 】 ボタンをクリックして頂かり	<mark>こさい。</mark> ことができません。 クリックし、確認画面にお進みくださ いと、同意通知は登録されません。	<b>U</b> .
	0	企業登録番号:半角 英数字	情報取込	— E	
	0	発給申請者の氏名: 全角			
	0	郵便番号:半角数字	₸		
	0	所在地:全角			
特定CO の		代表者名:全角			
発給申請 者		電話番号:半角			
		FAX:半角			
		E-mail:半角			
	0	有効期限	20241220		
		同意通知の提出日	2021年12月21日		
(	<b>-</b> 6	企業追加	削除 印刷 戻る	次へ キャンセル	
企業登録書	枵		発給申請企業名	代表者名	有効期限
40.724 (055)		株式会社 道友 三号		急不 机喷	a.:4410-a

6 [情報取込] ボタン(E) をクリックする

企業登録番号に対応した企業情報が、[特定COの発給申請者]欄に入力されます。

- ⑦(F)で、同意通知書の有効期限を入力する
- ⑧ 入力内容を確認し、 [企業追加] ボタン(G)をクリックする
  - (H)の発給申請者一覧に、入力した企業情報が追加されます。





# 3 同意通知書を提出する

① 画面下部の [入力確認] ボタンをクリックする

入力内容確認の画面が表示されます。

			原産品同意通知書。	入力	
※下記の欄 ※企業登録 ※同意通知 表示され	の番号の確認	ち、 <b>◎のついた欄は必</b> 須 (企業登録FTA番号)が入 効期限を入力後、【 企 認画面にある【 同意通	頁項目となりますので、必ずご記入く/ 力されていないものは、発給申請する 業追加 】 /【 入力確認 】 ボタンを 知提出 】 ボタンをクリックして頂か?	ださい。 しことができません。 クリックし、確認画面にお進みください ないと、同意通知は登録されません。	•
	0	企業登録番号:半角 英数字	情報取込	]	
	0	発給申請者の氏名: 全角			
	0	郵便番号:半角数字	₸		
	0	所在地:全角			
特定CO の		代表者名:全角			
発給申請 者		電話番号:半角			
		FAX:半角			
		E-mail:半角			
	0	有効期限	20241220		
		同意通知の提出日	2021年12月21日		
		企業追加	削除 印刷 戻る	次へ アンセル	
企業登録番	枵		発給申請企業名	代表者名	有効期限
40.724 (655		株式会社 道太 二年		唐本 (明明	a.5440 a.

②(J)で入力内容を確認し、[同意通知提出]ボタン(I)をクリックする

日本商工会議所へ同意通知書の提出が完了します。

				原産品同意	通知書入力			
	同意社	通知提出 赤	内容で、同意通知を提	出してよろしければ	【 同意通知提出 】ボタンる	を押してください。		
	検索供養	<del>发:1</del>						
	協定 メキシコ	判定番号 HSコー	er Fill Houre and Au	輸出産品名		発給申請者 式会社 飞水算	有効期限	<u>^</u>
					同意企業	B進択 一覧印刷	ギャンセル	
	イエ							
	ᅴᆕᄼᆇᇾ		.去.万日.5.7	, + Z L	日音话句生态	業 / 烝公由言	ま <del>本</del> 〉 の`翌七	क स्ट
U LI	可思让未进	「択」 小ツン	そうりゅう	1992	问息通知 亢 正:	未(光柏中語	育白) の迭折	「国国」
9	ます。							

# ステップ7 発給システムから第一種特定 原産地証明書の発給申請をする

EPAごとに、第一種特定原産地証明書に記載すべき内容が異なります。

第一種特定原産地証明書の発給申請は、第一種特定原産地証明書発給システムから行います。

#### ■ 第一種特定原産地証明書発給の流れ

#### 1. 第一種特定原産地証明書発給申請書の提出

第一種特定原産地証明書の交付を受けるには、第一種特定原産地証明書発給システムから、「特定原産地証 明書発給申請書」を入力し、日本商工会議所に提出します。

○参照 具体的な操作方法については、「7.1 発給申請書を入力する」(P.51)を参照してください。

# ⚠ 注意

 必要に応じて、インボイスなどの証明資料の提出を求められる場合がありますので、必ず手元に 準備してください。

#### 2. 第一種特定原産地証明書発給の通知

日本商工会議所の発給事務所(以下、発給事務所)が第一種特定原産地証明書発給申請を受理してから審査 結果を通知するまでの期間は、原則2営業日(申請者の責めに帰すべき遅延期間を除く)を目安としていま す。申請内容の修正が必要な場合、2営業日を超える場合があります。また、一時的に発給申請が集中した 場合、通常よりも審査にお時間をいただく可能性があります。

### ■ 発給申請者について

第一種特定原産地証明書発給申請は、原産品判定依頼により原産品と判定された**産品の輸出者**が行います (日オーストラリア協定、RCEP協定では、生産者も発給申請することができます)。

輸出者が当該産品の生産者ではなく、原産品判定番号を知らない場合は、あらかじめ生産者から原産品判定 番号の通知を受ける必要がありますが、生産者より原産品判定番号を付与された発給事務所に対して、**証明** 資**料提出同意通知書(以下、同意通知書)**を提出する必要があります。

# ⚠ 注意

輸出者以外の者は発給申請できません(日オーストラリア協定、RCEP協定のみ生産者も可能)。極めて重要な事項ですので、発給申請前に必ずご確認ください。

#### 証明書の PDF 発給について

日タイ協定、日インド協定、日マレーシア協定、日ベトナム協定、RCEP協定、日チリ協定、日オーストラ リア協定、仕向国で「マレーシア」または「ベトナム」を選択した日アセアン協定では、証明書を電子媒体 (PDFファイル)にて交付します。PDFファイルは、証明書が有効な期間内(1年間)、ダウンロードが可 能です。ダウンロード回数の制限はありません。

#### ■ 証明書のデータ交換における発給について

日インドネシア協定では、証明書を電子媒体(データ交換)にて交付します。詳細は、以下リンク先をご参 照ください。

発給申請マニュアル -発給システム操作編- データ交換に基づく発給申請の方法 https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki-system-dataexchange.pdf

#### ■ 書類などの保存義務について

発給申請のための申告データや証明資料(伝票、書類など)は、法律上、第一種特定原産地証明書発給日か ら5年間(日ブルネイ協定、日スイス協定、日ベトナム協定、日アセアン協定、RCEP協定は3年間)の保 存が義務付けられています。

#### 発給申請書を入力する 7.1

第一種特定原産地証明書発給システムから、発給申請書を入力し、申請手続きをします。

#### 1 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

#### ① 企業登録時に通知された、第一種特定原産地証明書発給システムのURLにアクセスする

- 2 画面上部の [ログイン画面] ボタンをクリックする ログイン画面が表示されます
- ③ ログイン画面で、 [ユーザーID] と [パスワード] を入力する 第一種特定原産地証明書発給システム

ユーザーID			ך	
パスワード				
			-	
ロガイン	紋	7		
ログイン		7		

※ユーザーID・パスワードを紛失した場合にはこちらより再発行手続きをお取りください。

④ [ログイン] ボタンをクリックする

[メインメニュー] 画面が表示されます。

※この画i

## 2 [発給申請書入力] 画面を開く

#### ① [発給申請] メニューの [発給申請書入力] をクリックする

[発給申請書一覧] 画面が表示されます。

第一種特定原産地証明書発給システム										<b>D</b> !	ブアウト
	判定依頼中	<mark>0</mark> 件	発給申請中	<b>0</b> 件	1		判定依頼中	0件	発給申請中	1件	
ご利用者	判定手続中	<mark>0</mark> 件	発給手続中	<mark>0</mark> 件	1	企業	判定手続中	0件	発給手続中	1件	
	誓約書申請	<mark>0</mark> 件	交付準備完了	<mark>0</mark> 件			誓約書申請	<b>0</b> 件	交付準備完了	1件	



② [発給申請書一覧] 画面の [新規入力] ボタン(B) をクリックする

[発給申請書入力] 画面が表示されます。





- (こ)に検索福来が扱いされるので、後与したい先和中請情報の「後」 ハタンをクリックします。
- 保存した情報を修正・削除するには、検索メニュー(A)を入力して、 [検索表示] ボタンをクリックします。

(C)に検索結果が表示されるので、状態が「保存」「保留」の場合、修正・削除したい発給申請情報の[修]、または[削]ボタンをクリックします。状態が「発給申請」の場合、受付番号をクリックして発給申請書を開き、画面最下部の「申請取消」をクリックすることで、「保存」に戻すことができます。状態が「手続中」の場合、発給審査を審査中のため、発給事務所へご連絡ください。状態が「手続き中(承認)」以降の場合、修正・削除できませんので、「再発給申請」(P.68)を行ってください。

- [状態] 欄のステータスについて
  - 発給申請…発給申請中(受理前のため申請取消が可能)の状態。
  - 手続中…発給申請を受理し、審査している状態。
  - 手続中(承認)…承認後は手数料額が確定。第一種特定原産地証明書印刷などをしている状態。
  - 交付準備完了…第一種特定原産地証明書の交付準備が完了した状態。(交付可能な 状態)
  - 交付済…第一種特定原産地証明書が交付済みの状態。PDF発給の場合、証明書PDF がダウンロードできる状態。
  - 保存…発給申請する前に情報を途中まで入力し、保存した状態。
  - 保留…審査段階で、内容の不備などの理由で差し戻された状態。
     「修正」ボタンから再度発給申請が可能。
  - **否決**…発給申請が否決された状態。

TSV形式での新規入力について
 入力作業を効率化するため、TSVファイルを利用した申請方法があります。詳しくは、第
 一種特定原産地証明書発給システムの [メインメニュー] 画面から [分野別情報] → [シ
 ステム関連情報] → [TSV取込みについて] を参照してください。

3 発給申請書を提出する

① [発給申請書入力] 画面で発給申請書情報を入力する(必要な項目を入力します)

●[協定]、[発給事務所]、[Number and kind of package(包装数量・形態)]欄、およ
び入力項目名の左側に◎のある項目は必ず入力してください。
● [協定] 欄で協定名を誤ったまま入力を続けて、入力後に [協定] 欄の内容を変更すると、
協定により異なる一部の入力情報が削除されます。
協定名の選択は最初に、よく確認してから行ってください。
● [協定] 欄を選択後、カーソルを次の入力項目に移動せずにマウスホイールで画面下部へス
クロールすると、選択した協定が動いてしまうことがあるのでご注意ください。
● 同じ輸出産品であっても、協定ごとに原産品としての判定承認を受けるため、発給申請を
行う協定において承認を受けた原産品判定番号を使用し、発給申請をしてください。
● 注記に従い、全角・半角文字に注意して入力してください。
●「和文」とある項目は日本語で、「英文」とある項目は英語(アルファベット)で入力して
ください。

		発給申請書〉	<b>、</b> 力		メニューに戻
				キャンセル 保存	発給申請
		発給申請書	ŧ		
<u>日本商工会議所 御中</u>					注音本項
1. 当社/私は、標記発行	給申請書に関し、経済連携協定に	基づく特定原産地証明	書の発給等に関する法	は非に則り、当該発給申請書	に係る申告内容
は全て県止であるこ。 2.当社/私は、当該発紙	とを誓約します。 給申請書について、記載内容を立	7証する関係資料を原産1	₩証明書の発給の日↓	」後5年間(日ブルネイ協定	、日アセアン協
定、日スイス協定お	よび日ベトナム協定は3年間)係	蒋し、両国政府及び政府	前の指定する関係機関	いらの要請に応じて提出す	ることを誓約し
3. 当社/私は、当該発	給申請書について次に掲げる事実	を知ったときは、遅滞	ぼくその旨を書面によ	り関係機関に通知すること	を誓約します。
①当該第一種特定」 ②当該第一種特定」	泉産地証明書の発給を受けた物品 原産地証明書の記載に誤りが生じ	か特定原産品でなかっ) った <u>こ</u> と	222		
③当該第一種特定)	泉産地証明書に記載された事項に	「変更があったこと			
	以上の事項のと	おり誓約し、発給明	『請書を記入しま	ġ_°	
※発給申請する協定名	、証明書の発給事務所を選択し	してください。			
協定	日アセアン協定	仕向国	২৮–৩৮ 🔽		
発給事務所	東京事務所 💌				
※下記の欄のうち、⑥	のついた欄は必須項目となり。	ますので、必ず記入し	てください。		

- [協定] (日アセアン協定、RCEP協定の場合は [仕向国] も)、 [発給事務所] 欄の▼を クリックして、該当の協定名、および事務所名を選択します。
- [発給申請者]の項目

```
■発給申請者
第一種特定原産地証明書の発給申請は、原産品判定依頼により原産品として判定された産品の輸出者が行うことができます。
発給申請者が当該産品の判定依頼者ではない場合は、予め当該産品の判定依頼者から同意通知を受けてください。
※発給申請者の情報を記入してください。
※テムリットンズ本マスケ地は、転用書」「ロウスカます。
```

A Service and the service of the ser								
	0	和文氏名	日商 太郎					
	0	英文氏名	Taro Nissho					
	0	企業登録番号	AO					
	0	和文社名(屋号)	株式会社 日商商事					
	0	英文社名	Nissho co.,Itd					
		和文役職:全角	部長					
發給由請考		英文役職:半角	General Manager					
		電話番号:半角	03-					
7C+0 - 01-81		FAX番号:半角	03-					
		E-mail:半角						
	0	郵便番号	〒 10					
	0	和文所在地	東京都					
			,Tokyo 1 ,JAPAN 🔺					
	6	英文所在地						
	ľ							
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					



#### ● (RCEP協定のみ) [輸出者] の項目

■輸出者 ※輸出者の名称、所在地 ※英文所在地は、国名(	等を JAPA	記入してください。 <u>() まで、正確にフリ</u>	レアドレスを入力してください。
	۲	企業登録番号	情報取込
	۲	和文社名(屋号)	
*^.l. */	۲	英文社名	
輸出者	۲	郵便番号	<b>T</b>
	۲	和文所在地	
	0	英文所在地	

# 🗡 メモ

- [輸出者]の項目はデフォルトでログインしたユーザの企業登録情報が入力されています。
   内容を確認してください。
- RCEP協定では、生産者も申請可能です。生産者が発給申請する場合は、輸出者の企業登録番号を入力してください。
- [輸入者又は荷受人のフルネーム、所在地等] ~ [輸送手段]の項目

■輸入者又は	∖人者又は荷受人のフルネーム、所在地等									
※輸入者(輸入	※輸入者(輸入申告者)又は荷受人の名称、所在地等を記入してください。 茶☆ボナルにちらわじかまニーズルス見なのまむは、別です、エギ見なにかましてた嫌いたけ(									
英文社名お。	英文が住地にあるがものであっている面石の支配は一柄です。正式面石に支更しても得いません。 英文社名および所在地は、証明書に印字されます。									
- 央乂社名は	羊角	央数字、羊角記号/0字以	内、夾又所在地は半角夾数字、半角記号260字以内で入力してくたさい。							
	0	英文社名:半角								
輸入者	0	英文所在地:半角 (国名入力必須) ※カンマ(,)の後には スペースを入れ てください。	, MALAYSIA							
		電話番号:半角								
		FAX番号:半角								

第一種特定原産地証明書の任意記載項目に関する記載の選択

■輸送手段

```
      ※出航日(船育証券または航空貨物運送状の日付)を記入してください。

      出航(予定)日は必ず記入してください。

      構込地、経由地および仕向地並びに使名(船名またはフライトナンバー)について分かる範囲で記入してください。

      原産地區明書が週及して発給される場合には、出航日、積込地、使名は必ず記入してください。

      適及して発給される場合には、出航日、積込地、使名は必ず記入してください。

      適及して発給される場合には、出航日、積込地、使名は必ず記入してください。

      調及して発給される場合には、出航日、積込地、使名は必ず記入してください。

      請込地、経由地、比市の地は半角友数字、半角記号50字以内で記入してください。

      請定に基づき、マレーシアに輸出される産品が開税上の特恵待遇を得るためには、協定第32条の積送基準に

      適合していなければなりません。

      ②
      出航日(予定日)

      (yyyyymmdd形式で入力してください)
      2

      積込地:英文
      2
```

u r	植込地:英文	
Means of Transport	経由地:英文 (マレーシア・日本以外)	<b>~</b>
and route	仕向地:英文	<b>~</b>
	便 名:英文	

# ・ 「輸入者]の [英文所在地] 欄では、国名まで必ず記入してください。ただし、日メキシコ 協定では国名の記載は任意です。 ・ ・ 遡及発給かを確認するため、 [Means of Transport and route] (輸送手段)欄の [船積日 (予定日)]欄は必ず入力してください。「遡及発給」でない場合で、船積日が直前に変更 となる可能性がある場合は、右側のチェックボックスのチェックを外すことで、第一種特

定原産地証明書に記載しない(空欄にする)ことが可能です。

- 「遡及発給」となった場合、多くの協定で、右側のチェックボックスを外していても船積日が証明書に強制的に印字されます。発給申請の時点では船積日前でも、証明書が承認された段階で「遡及発給」となる可能性がありますので、ご注意ください(日メキシコ、日マレーシア、日スイス協定の場合は、遡及発給となった場合も船積み日は強制印字されません)
- [積込地]、[経由地]、[仕向地]、および[便名]欄は、わかる範囲で入力してください。第一種特定原産地証明書に記載しない項目は、右側のチェックボックスのチェックを外してください(必須項目は除く)。遡及発給の場合、積込地など必須記載項目がありますので、船積後の確定情報を確認のうえ、各項目のチェックを残して発給申請を行ってください。

# 🧪 メモ

- [輸入者] 欄には、対象産品を輸入するEPA締約相手国の英文輸入者(輸入申告者)名、お よび住所を入力してください。
- [協定]欄で日メキシコ協定、または日ペルー協定を選択している場合、 [輸送手段]の前に [生産者名および所在地の証明書への記載]が追加されます。
   記載内容をよく確認し、記載するか選択してください。
- 遡及発給の場合、第一種特定原産地証明書の輸送手段欄に船積日または出航日が、 Remarks欄に「ISSUED RETROACTIVELY」(日メキシコ協定、日スイス協定、日ペルー 協定、日オーストラリア協定では、「ISSUED RETROSPECTIVELY」、RCEP協定では17 欄にチェック、日モンゴル協定では船積日が記載され、Remarks欄には何も記載されませ ん。)が自動で印刷されます。
- [Means of Transport and route] (輸送手段)欄は、日メキシコ協定、日スイス協定では、 船積日(予定日)以外の入力は任意です。
- [第三国インボイスの使用および第三国インボイスの発行者]~[原産品名・数量・インボイス番号など]の項目

第三国インボイスの使用。 ※インボイスが原産地証明 第三国においてインボイク 英文名称は半角英数字、計 第三国インボイス発行者書	5よび第三国インボイスの発行: 雪の発給を受けた輸出者以外の3 へを発行した者の登記上または *角記号70字以内、英文所在地 肌に記載がある場合は、欄9の)	者(※該当する場合のみ) 第三国に所在する者により発行される場合には、 戸籍上のフルネームおよび所在地を記入してください。 は半角英数字、半角記号190字以内で入力してください。 「hird Country Invoicing″ボックスにチェックが入ります。	
	英文名称:半角		
第三国インボイスの発行者	英文所在地:半角 (マレーシア・日本以外)		<u>.</u>
	「不明の場合は、チェックして	ください。	
第三国インボイスの都	話号は不明 □		
■原産品名・数量・インボイ	こス番号など 産品情報入力・修正	/削除 このボタンを押して入力して下さい	

○参照
[産品情報入力・修正/削除]について詳しくは「<u>産品情報入力画面について</u>」(P.61)
を参照してください。

を参照してください。

● [協定] 欄で日アセアン協定を選択している場合、[第三国インボイスの発行者] 欄の下に [第三国インボイスの番号は不明]欄があります。 第三国インボイスの番号が不明な場合は、チェックボックスにチェックを付けます。

- [協定]欄で日スイス協定、日モンゴル協定を選択している場合、[第三国インボイスの発 行者]は「第三国インボイスを使用する]に変更されます。 第三国インボイスを使用する場合は、チェックボックスにチェックを付けます。
- 日メキシコ協定、日マレーシア協定、日チリ協定、日フィリピン協定の場合、第三国イン ボイスの番号が不明な場合、記載の必要はありません。
- [荷印・荷物番号/包装数量・包装形態]

■荷印および荷物番号/包装数量および包装形態

<ul> <li>※ケースマーク(荷印・ 入力がない場合は「N,</li> <li>※荷姿(包装数量・形態)</li> </ul>	荷物番号)を記入してください /A」が印字されます。 鷲)を記入してください。(半角	ヽ。(半角英数字、半角記号800文字以内) 英数字、半角記号150文字以内) 必須入力です。
<b>立口」- 成工権</b> 起	Marks and numbers (荷印・荷物番号)	
産品に成る旧報	Number and kind of package (包装数量・形態)	

/ 注意

- [Marks and numbers(荷印・荷物番号)]、および [Number and kind of package(包装 数量・形態)]欄の入力では改行をしないでください。
- 原産品とそうでないものが混載されている場合、 [Marks and numbers (荷印・荷物番号)]欄には原産品のケースマーク(荷印)のみを入力してください。



【日タイ協定の場合】

「番号・日付を自動表示する」「全て手動入力」「証明書に記載しない」の3つから選択する 方式です。

選択肢	内容
番号・日付を白動表示する	産品情報入力欄に入力したインボイス番号および日付を自動
	的に原産地証明書に印字する(注)
☆ブチ動 ↓ カ	手動で半角英数字・半角記号800文字まで入力可能。入力内
王(子勁八刀	容がそのまま原産地証明書に印字される
証明書に記載しない	原産地証明書に「N/A」が印字される

(注) 印字可能文字数は、半角英数字・半角記号800文字まで

■荷印および荷物番号/包装数量および包装形態

※証明書に印字する荷印・荷物番号が記載されたインポイス情報の入力力テゴリを選択してください。 「番号・日付を自動表示する」を選択した場合は、産品情報に入力されたインポイス番号・日付が自動で表示されます。 ※「全て手動入力」を選択した場合は、荷印・荷物番号を半角英数字・半角記号800文字以内で入力してください。 ※「証明書に記載しない」を選択した場合はIN/AIが印字されます。 ※荷姿(包装数量・形態)を記入してください。(半角英数字、半角記号150文字以内) 必須入力です。

	Marks and numbers (荷印·荷物醫号)	<ul> <li>● 番号・日付を自動表示する</li> <li>○ 全て手動入力</li> </ul>				
産品に係る情報		<ul> <li>○ 証明書に記載しない</li> </ul>				
	Number and kind of package (包装数量・形態)					

「番号・日付を自動表示する」を選択した場合のイメージ、すなわち、産品情報入力欄と原産地 証明書・第4欄への印字の対応関係は以下のとおりです。

原産品	判定番号	原産品名	数 量	単位	
原産品 724673 〔直	一覧選択 2904 妾入力)	yusyutsu sanpin 1	7	kg	
нѕ⊐−к	企業登録番号	原産地証明書に印字される原産品名	同意有効期限	インボイス番号 追 加	インボイス日付
950300	A00000138	yusyutsu sanpin 1		invoice202401	20241101
		登録 削除	戻る		

ľ	4.Iten Descri	n nur ption	nber ( of go	as n od(s	ecess ); HS	ary); tarifi	Ma f cla	arks a assific	nd n atior	umbei 1 num	rs; N ber	lumt	ber	and kind	of pa	ickage	25;				
i	1);		yusyu	itsu	sanļ	pin	1:	95030	00												
	Marks	and	numbe	rs:	Deta	ilso	of	Marks	and	Numb	ers	as p	per	Invoice	No. i	nvoic	e2024	01 d	ated	2024	/11/0
	Numbe	r an	d kind	of	packa	ages	: 1	pall	et												

原産地証明書の第4欄への印字内容は、以下のとおりです。

・1原産地証明書・1インボイスの場合

Details of Marks and Numbers as per Invoice No.インボイス番号 dated インボイス日付 (印字例)

Marks and numbers: Details of Marks and Numbers as per Invoice No. invoice202401 dated 2024/11/01

・1原産地証明書・3インボイスの場合

Details of Marks and Numbers as per Invoice No.インボイス番号 dated インボイス日付, No. インボイス番号 dated インボイス日付, and No.インボイス番号 dated インボイス日付

(印字例)

Marks and numbers: Details of Marks and Numbers as per Invoice No.i490ePoodq dated 2024/11/05, No.i490ePoodv dated 2024/11/01, and No.i490ePoodv dated 2024/11/05

# ⚠ 注意

産品にケースマークが存在しない(ケースマークがインボイスや他の貿易書類に記入されていない)場合に限り、「証明書に記載しない」を選択してください。



2024年12月16日以前に作成した発給申請書入力を複写、12月16日以前に状態「交付済」
 となった原産地証明書を再発給申請した場合、Marks and numbers(荷印・荷物番号)の
 初期選択は、「全て手動入力」になります。

- TSV テーブルの「Marks and numbers」を空欄にしてTSV 取込した場合、発給申請書入 カにおけるMarks and numbers(荷印・荷物番号)の初期選択は、「番号・日付を自動表 示する」になります。また、TSVテーブルの「Marks and numbers」に文字を入力して TSV 取込した場合、発給申請書入力におけるMarks and numbers(荷印・荷物番号)の 初期選択は、「全て手動入力」になります。
- ケースマークがインボイスではなく、B/L 等、他の貿易書類に記入されている場合、「全 て手動入力」を選択して、手動で「as per B/L」等と入力することも可能です。

[本件に関するご担当者]および[手数料納付・証明書の交付方法]の項目

※本件に関するご担当者や手数料納付方法などをご確認ください。

■本件に関するご担当者

	0	氏 名:全角	日商太郎
本件に関するご担当者	0	電話番号:半角	03-
		FAX番号:半角	03-
		E-mail:半角	

■手数料納付・証明書の交付方法

※希望する手数料の納付方法、証明書の交付方法を選択してください。 振込納付の場合は、ご入金の確認後に交付いたします。			
手数料納付方法	<ul> <li>● 現 金</li> <li>○ 後日払い</li> </ul>	交付(受取)方法	<ul> <li>◎窓 □</li> <li>○郵 送</li> </ul>



[本件に関するご担当者]欄は、最初の担当者と異なるサイナーが案件の修正作業などをすると、新しく作業をしたサイナーに名前が変更されますのでご注意ください。



[現金納付における証明書受領者名(領収書の宛名)について]~[交付準備完了後のメール送信希望の有無]欄の項目



- る場合のみ入力します。発給申請後、宛名の変更はできません。 ● [交付準備完了後のメール送信希望の有無]では、交付準備が完了した旨のメールを希望す るか選択します。希望する場合は、 [E-mail] 欄に送信先のメールアドレスも入力してく
  - ださい。

② [発給申請] をクリックする

発給受付番号が表示され、発給申請が完了します。

<text><text><text><text><text><text><text>

● [控え印刷] ボタンをクリックすると、発給申請書の控えを印刷することができます。

#### ■ 産品情報入力画面について

[産品情報入力・修正/削除] ボタンをクリックして、 [産品情報入力] 画面から産品情報を入力します。 詳細は以下の通りです。 ● 13協定(日インドネシア協定、RCEP協定を除く)の場合



		ALLOY O MA					
判定番号	нѕ⊐−ド	原産地証明書に印字される原産品名	数量	単位	インボイス番号	インボイス日付	
<u>3430856904</u>	190590	Portable digital automatic processing machine (personal computer)	1000	pcs	123456789	2016年05月13日	複
							_

8

	項目	概要
1	原産品判定番 <del>号</del>	[原産品一覧選択] ボタンをクリックすると、発給申請可能な原 産品判定番号一覧がポップアップで表示されます。発給申請した い輸出産品の原産品判定番号をクリックすると、選択した産品情 報が自動で入力されます。原産品判定番号を直接入力することも 可能です。
2	原産品名、数量、単位	原産品名は自動で入力されます。その数量・単位を英文で入力し ます。
3	FOB価額 (日マレーシア協定のみ)	日マレーシア協定の場合のみ、FOB価額を入力することができます。
4	HS⊐ード 企業登録番号 同意有効期限	①の[原産品判定番号]欄の入力情報に対応したHSコード、企 業登録番号、同意有効期限が自動で入力されます。
5	第一種特定原産地証明書に印字 される原産品名	①の[原産品判定番号]欄の入力情報に対応した原産品名が自動 で入力されますが、インボイスとHSコードに相当する品名と、 実質的に同一となる範囲内で修正可能です。 機種名や型番のみの入力では第一種特定原産地証明書を発行でき ません。

7. 発給申請をする

6	インボイス番号 インボイス日付	インボイス番号と日付を入力します。 日オーストラリア協定では、インボイスの番号・日付に代えて B/Lなどの番号・日付を入力することもできます。
7	登録ボタン	クリックすると、入力情報を登録します。 登録後、⑧の [産品入力済一覧] に、産品情報が表示されます。 輸出産品が複数ある場合には、①~⑦の入力を繰り返し行いま す。すべての輸出産品の登録が完了したら、 [戻る] ボタンをク リックして [発給申請書入力] 画面に戻ります。
8	産品入力済一覧	登録済みの産品情報が一覧表示されます。

#### RCEP協定の場合

※産品ごとに、原産品判定番号、数量または重量(半角英数字、半角記号13字以内、単位は10字以内)、 インボイス番号(半角英数字、半角記号25字以内)及び日付を記入し登録ボタンをクリックしてください。(記入されると一覧に反映) 原産品一覧選択ボタンをクリックして産品を選択するか、原産品判定番号が分かる場合は直接数字を記入してTABキーを押してください。

原産地証明書に印字される原産品名は、輸入国の税関職員が歳別できるよう記入してください。 (半角英数字、半角記号500字以内)





9

	項目	概要
1	原産品判定 <del>番号</del>	[原産品一覧選択] ボタンをクリックすると、発給申請可能な原 産品判定番号一覧がポップアップで表示されます。税率差ルール の対象産品の場合、[仕向国]の選択に応じて選択できる産品が 制御されます。 発給申請したい輸出産品の原産品判定番号をクリックすると、選 択した産品情報が自動で入力されます。原産品判定番号を直接入 力することも可能です。
2	原産品名、数量、単位	原産品名は自動で入力されます。その数量・単位を英文で入力し ます。

3	FOB価額 (付加価値基準の場合のみ)	付加価値基準(RVC)を用いて立証している場合のみ、FOB価額 の通貨単位、価額が必須入力となります。 CIFなどFOB以外の取引条件の場合、FOBに該当する金額を計算 してご記入ください。
4	HS⊐ード 企業登録番号 同意有効期限	①の[原産品判定番号]欄の入力情報に対応したHSコード、企 業登録番号、同意有効期限が自動で入力されます。
5	第一種特定原産地証明書に印字 される原産品名	<ul> <li>①の[原産品判定番号]欄の入力情報に対応した原産品名が自動 で入力されますが、インボイスとHSコードに相当する品名と、</li> <li>実質的に同一となる範囲内で修正可能です。</li> <li>機種名や型番のみの入力では第一種特定原産地証明書を発行でき ません。</li> </ul>
6	インボイス番号 インボイス日付	インボイス番号と日付を入力します。 日オーストラリア協定では、インボイスの番号・日付に代えて B/Lなどの番号・日付を入力することもできます。
7	生産者情報	判定依頼時に選択された内容に応じて、証明書に印字される生産 者情報が表示されます。生産者情報は、証明書のField3(1種類 の印字のみの場合)またはField8(複数の種類の印字がある場 合)に印字されます。
8	登録ボタン	クリックすると、入力情報を登録します。 登録後、⑧の [産品入力済一覧] に、産品情報が表示されます。 輸出産品が複数ある場合には、①~⑦の入力を繰り返し行いま す。すべての輸出産品の登録が完了したら、 [戻る] ボタンをク リックして [発給申請書入力] 画面に戻ります。
9	産品入力済一覧	登録済みの産品情報が一覧表示されます。

● 日タイ協定の場合

産品情報入力欄において、1産品につき5つまでインボイス情報(番号・日付)の入力が可能となりま す。イメージは以下のとおりです。

初期状態は、インボイス番号・日付の入力欄は1つですが、「追加」ボタンを押すことで、2つ目以降 の入力欄が表示され、「追加」ボタンを4回押すことで、最大5つまで入力が可能となります。

【初期状態】

原産品	判定番号	原産品名	数 量	単 位	
原産品	出一覧選択 養入力)				
нs⊐−ド	企業登録番号	原産地証明書に印字される原産品名	同意有効期限	インボイス番号 追 加	インボイス日付
		登録削除	戻る		

#### 【追加ボタンを4回押した状態】

原産品	判定番号	原産品名	数 量	単 位	
原産品	品一覧選択 接入力)				
нѕ⊐−ド	企業登録番号	原産地証明書に印字される原産品名	同意有効期限	インボイス番号 追 加	インボイス日付





 発給申請にて TSV 取込を行うと、TSV に入力した最初のインボイス番号・日付のみ産品 情報入力欄に反映されます。

## ■ 第三国インボイス利用時の第三国の輸出者の記載ルール

条件	ルール
1. 日メキシコ協定、日マレーシ ア協定、日フィリピン協定 の場合	<ul> <li>輸入通関時に第三国インボイスを利用する場合で、</li> <li>当該インボイス番号・日付が発給申請時にわかる場合         <ul> <li>⇒ [産品情報入力] 画面で、第三国の輸出者発行のインボイス             番号、および日付を入力する。</li> <li>⇒ [第三国インボイスの使用および第三国インボイスの発行             者] の項目で、第三国の輸出者の英文名称・所在地を入力</li> </ul> </li> <li>当該インボイス番号・日付が発給申請時に不明(未確定)の場         <ul> <li>合                  <ul></ul></li></ul></li></ul>
2.日チリ協定の場合	<ul> <li>輸入通関時に第三国インボイスを利用する場合で、</li> <li>当該インボイス番号・日付が発給申請時にわかる場合         <ul> <li>⇒ [産品情報入力] 画面で、第三国の輸出者発行のインボイス             番号、および日付を入力             </li> <li>⇒ [第三国インボイスの使用および第三国インボイスの発行             者]の項目で、第三国の輸出者の英文名称・所在地を入力         </li> </ul> </li> <li>当該インボイス番号・日付が発給申請時に不明(未確定)の場         <ul> <li>合                  <ul></ul></li></ul></li></ul>
3.日タイ協定、日インドネシア	輸入通関時に第三国インボイスを利用する場合で、
協定、日ブルネイ協定、日 ベトナム協定、日インド協	<ul> <li>● 当該インボイス番号・日付が発給申請時にわかる場合</li> <li>⇒ [産品情報入力] 画面で、第三国の輸出者発行のインボイス</li> </ul>

定、日ペル一協定の場合	番号、および日付を入力
	⇒[第三国インボイスの使用および第三国インボイスの発行
	者]の項目で、第三国の輸出者の英文名称・所在地を入力
	● 当該インボイス番号・日付が発給申請時に不明(未確定)の場
	合
	⇒[産品情報入力]画面で、日本の輸出者発行のインボイス番
	号、および日付を入力
	⇒[第三国インボイスの使用および第三国インボイスの発行
	者]の項目で、第三国の輸出者の英文名称・所在地を入力
	輸入通関時に第三国インボイスを利用する場合で、
	● 当該インボイス番号・日付が発給申請時にわかる場合
	⇒[産品情報入力]画面で、第三国の輸出者発行のインボイス
	番号、および日付を入力
	⇒[第三国インボイスの使用および第三国インボイスの発行
	者]の項目で、第三国の輸出者の英文名称・所在地を入力
4.日アセアン協定の場合	● 当該インボイス番号・日付が発給申請時に不明(未確定)の場
	合
	⇒[産品情報入力]画面で、日本の輸出者発行のインボイス番
	号、および日付を入力
	⇒[第三国インボイスの使用および第三国インボイスの発行
	者]の項目で、第三国の輸出者の英文名称・所在地を入力
	⇒ [第三国インボイス番号が不明な場合] 欄にチェック
	スイスでの輸入通関時に第三国インボイスを利用する場合で、
	● 当該インボイス番号・日付が発給申請時にわかる場合
	⇒その番号・日付を入力
5.日スイス協定の場合	<ul> <li>当該インボイス番号・日付が発給申請時に不明(未確定)の場</li> </ul>
	合
	⇒インボイス番号・日付は空欄とする。(日本発のインボイス)
	番号・日付は入力不要)
	オーストラリアでの輸入通関時に第三国インボイスを利用する場合
	र. र
	<ul> <li>当該インボイス番号・日付が発給申請時にわかる場合</li> </ul>
	⇒その番号・日付を入力する(ただし、B/L(AWB)の番号お
	よび日付など積送される貨物を確認するために十分な他の詳細
6. 日オーストラリア協定の場合 	な情報の記載でも可)。
	<ul> <li></li></ul>
	ロー
	→ ロ 争い 制 山 白 み に は 生 庄 白 死 打 い 1 ノ 不 1 人 金 ち 、 お よ い 日 け ま ↓ ノ け D // ( Λ \/ D 〉 の 要 旦 か ト パ ロ け か じ 種 学 さ ね フ
	1)、もしてはD/L(AWD)の食方、ゐよび日刊など慎达される 貨物な確認するためによ公か処の詳細なほれたます
	具物を確認9 るにのにTTTな他の計構な情報を入力

7. 日モンゴル協定の場合	<ul> <li>モンゴルでの輸入通関時に第三国インボイスを利用する場合で、</li> <li>当該インボイス番号・日付が発給申請時にわかる場合</li> <li>⇒その番号・日付を入力</li> <li>当該インボイス番号・日付が発給申請時に不明(未確定)の場合</li> <li>⇒日本の輸出者発行のインボイス番号・日付を入力</li> </ul>
8.RCEP協定の場合	<ul> <li>輸入通関時に第三者インボイスを利用する場合で、</li> <li>当該インボイス番号・日付が発給申請時にわかる場合         <ul> <li>⇒ [産品情報入力] 画面で、第三者発行のインボイス番号、および日付を入力</li> <li>⇒ [第三者インボイスの使用および第三者インボイスの発行者] の項目で、第三者の輸出者の英文名称・国名を入力</li> </ul> <ul> <li>当該インボイス番号・日付が発給申請時に不明(未確定)の場合</li> <li>⇒ [産品情報入力] 画面で、日本の輸出者発行のインボイス番号、および日付を入力</li> <li>⇒ [第三者インボイスの使用および第三者インボイスの発行者] の項目で、第三者の輸出者の英文名称・国名を入力</li> </ul> </li> </ul>

#### 特定原産地証明に記載される救済規定について

区分	内容
僅少(DMI)	詳しくは「事前準備編」の「救済規定1」を参照してください。
累積(ACU)	詳しくは「事前準備編」の「救済規定2」を参照してください。
<b>代替性のある産品および材料</b> (FGM) ※日ベトナム協定では「IIM」	詳しくは「事前準備編」の「救済規定3」を参照してください。
<b>中間材料(Ⅲ)</b> ※日メキシコ協定のみ	詳しくは「事前準備編」の「救済規定3」を参照してください。

上記救済規定の適用があった場合、第一種特定原産地証明書にDMI、ACU、FGM、IIM、IMが記載されます。

ただし、日タイ協定、日アセアン協定、日オーストラリア協定、日モンゴル協定、RCEP協定では、FGMは第一種特定原産地証明書上に記載されません。

- 日ペルー協定では、救済規定の使用の有無は第一種特定原産地証明書に印刷されません。
- 日スイス協定では、判定基準は第一種特定原産地証明書に印刷されません。

/ メモ

# 7.2 再発給申請をする

原則として、一度発給した第一種特定原産地証明書(審査が終了して手数料が確定した証明書)の再発給は 行っていませんが、記載事項変更や亡失、滅失などの理由に限り、第一種特定原産地証明書発給システムか ら再発給の申請ができます。

# ⚠ 注意

- 再発給には再発給手数料が必要です。
   誤って、別途改めて発給申請を行い、承認後に再発給案件であることが判明すると、元発給分、
   再発給分に加え、「新規」発給分の手数料負担が生じますので注意してください。
- 再発給手数料は、新規発給手数料と同様の計算方法で算出されます。
- 追加資料の提出を求められる場合や、再発給できない場合もあります。
- 内容確認や追加資料提出依頼などのため、第一種特定原産地証明書の発給事務所から連絡させて いただく場合があります。
- 記載事項変更での再発給の場合、再発給元となる第一種特定原産地証明書には返納義務があります。第一種特定原産地証明書の発給事務所まで必ず返納してください。交付前の第一種特定原産地証明書について、返納は必要ありませんが、発給手数料は発生します。
- 亡失や滅失などの理由による再発給の場合、事由により提出を求められる資料が異なります。詳しくは発給事務所までお問い合わせください。
   <例>
  - 盗難の場合:警察への盗難届(控)などのコピー
  - 紛失の場合:警察への遺失届(控)などのコピー
  - 火災により第一種特定原産地証明書が完全に消失した場合:消防署の「り災証明書」等のコピー
- 亡失や滅失などの理由による再発給の場合、第一種特定原産地証明書に再発給元の証明書が無効になった旨と、再発給元の証明書の発給日、および番号が記載されます。
   記載内容は協定により異なります。
- オンライン(PDF)発給(日タイ協定、日インド協定、日マレーシア協定、日ベトナム協定、 RCEP協定、日チリ協定、日オーストラリア協定、仕向国で「マレーシア」または「ベトナム」 を選択した日アセアン協定)された証明書の再発給申請は下記のとおり対応します。
   亡失や滅失等をした場合:再発給申請は不要です。再度、「証明書オンライン発給」ボタンをク

リックし、証明書データをダウンロード・印刷してください。

記載事項変更をする場合:印刷した証明書の返納は不要です。破棄してください。再発給申請を し、「手続中(承認)」になると、元の証明書の「証明書オンライン 発給」のボタンが非表示となります。

- 電子発給する証明書(PDF、データ交換)については 一律、状態が「交付済」の場合のみ再発給申請を可能とする運用に変更いたします。状態 が「手続中(承認)」の場合は、銀行振込もしくはクレジット決済により発給手数料を支払 い、状態が「交付済」となった段階で再発給申請が可能になります。
- データ交換における再発給申請は下記マニュアルをご参照ください。
   発給申請マニュアル -発給システム操作編- データ交換に基づく発給申請の方法 https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki-system-dataexchange.pdf#page=15

① 企業登録時に通知された、第一種特定原産地証明書発給システムのURLにアクセスする

7. 発給申請をする

- 2 画面上部の [ログイン画面] ボタンをクリックする
- ③ ログイン画面で、 [ユーザーID] と [パスワード] を入力する

第一種特定原産地証明書発給システム

ユーザーID	
パスワード	

※この画面のURLを「お気に入り」に登録(または「ショートカット」を作成)することはお 控えください。 なお、登録する場合にはこちらをご利用ください。
※ユーザーID・パスワードを紛失した場合にはこちらより再発行手続きをお取りください。

④ [ログイン] ボタンをクリックする

[メインメニュー] 画面が表示されます。

第一種特定原産地証明書発給システム

	ユーザーID
	א-פגא
7	
24	

※この画面のURLを「お気に入り」に登録(またはチンョートカット」を作成)することはお控えください。 なお、登録する場合にはこちらをご利用ください。
※ユーザーID・パスワードを紛失した場合にはこちらより再発行手続きをお取りください。

### 2 [発給申請書入力] 画面を開く

(1) [発給申請]メニューの [発給申請書入力] をクリックする
 「発給申請書一覧] 両面がまニされます

[発給申請書一覧] 画面が表示されます。

		第一	·種特定	原産地	ā	E明書	発給シフ	ペテム		D	グアウト
	判定依頼中	0件	発給申請中	0件	1		判定依頼中	<b>0</b> 件	発給申請中	1件	1
ご利用者	判定手続中	0件	発給手続中	<mark>0</mark> 件	1	企業	判定手続中	<mark>0</mark> 件	発給手続中	1件	1
	誓約書申請	0件	交付準備完了	<mark>0</mark> 件	]		誓約書申請	<mark>0</mark> 件	交付準備完了	1件	
	<b>原産品半</b> 原産品 原産品 原産品	    上  一定 依頼書    「「「「「「」」  「「「」」  「「「」」  「「」」  「」」 	<u>入力</u> 込力 用状況	<ul><li>メインメ</li></ul>	<u>:</u>	•	発給申請 <u>発給申請書</u> <u>原産品同意</u> 引換書・受領	入力 通知書照会 電書印刷			

② [発給申請一覧] 画面で、再発給する発給申請情報の受付番号をクリックする [発給申請書参照] 画面が表示されます。

<ul> <li>発給</li> <li>申</li> <li>証明</li> <li>※申請</li> <li>※ この</li> <li>検索件数::</li> <li>協定</li> </ul>	a受付番号 明書番号 2全一致) 高定 有日は西暦年月 の一覧は受付番 f規入力 7		・ うしてください こ表示されます 所規入力	状態 中請者名 (部分一致) 輸入者名 (部分一致) 発給事務所 ふ。(例:2008年5月1 。 過去に申請した	→200 案件を!	80501 見たい	▼ ▼ 1) り 場合は	1	産品情報 用S 再表示件数 20 「状態」を変更し	ド  ▼ τ< たさ	-       	_ 検	索表:	<u></u>	次]
申   証[ (完   ※申請   ※ この   新   検索件数: 7   協定	申請日※ 明書番号 完全一致) 協定 有日は西暦年月日 の一覧は受付番号 f規入力 7	〜 日の数字を入力 号の大きい順に TSV形式で朝	■ 」してください こ表示されます 所規入力 」	申請者名 (部分一致) 輸入者名 (部分一致) 発給事務所 a.(例:2008年5月1 。 <u>過去に申請した</u>	∃→200 案件を!	80501 見たい	■ ) 場合は	1	<b>頁表示件数</b> 20 「状態」を変更し	<b>▼</b> てくださ	ן ן יוי.		索表	示 ]	次1
証 (完 ※申請 ※この 新 検索件数: 協定	明書番号 完全一致) 協定 着日は西暦年月1 の一覧は受付番号 所規入力 7	日の数字を入力 号の大きい順に TSV形式で親	▼ ]してください こ表示されます f規入力	輸入者名 (部分一致) 発給事務所 ふ。(例:2008年5月1 。 過去に申請した	]→200 案件を!	80501 見たい	▼  ) )場合は	1	<b>頁表示件数</b> 2○ 「状態」を変更し	<b>・</b> てくださ	ן זוז.			.1 1 1	次]
※申請 ※この 新 検索件数: 協定	協定 有日は西暦年月1 の一覧は受付番 「親入力 7	日の数字を入力 号の大さい順に TSV形式で新	▼ 」してください 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	発給事務所 か。(例:2008年5月1 ・ 過去に申請した	∃→200 案件を!	80501 見たい	■ ) り り り り し し し し し し し し し し し し し し し	1	頁表示件数 20 「状態」を変更し	てくださ	<u></u> , ει.,			7] 1 [	次]
※申課 ※この 新 検索件数: 協定	<b>青日は西暦年月日</b> D一覧は受付番号 F規入力 7	日の数字を入力 号の大きい順に TSV形式で新	]してください □表示されます 所規入力	▶。(例:2008年5月1 - ◎ 過去に申請した	∃→200 案件を!	80501 見たい	)) )場合は	、	「状態」を変更し	てくださ	۶IJ.			111	次]
(映来)件数: 協定	·	_				- 75 2344	OTHER TO	+8 /	いっつ おま ニ キャー	+	~*	~ ~ ~			761
	受付番	号 申請日	状態	輸入者名	※丹:	一 <del>円</del> 元) 者名	泊中前() 担当者	名	便名	ま 9 。   手数料   (円)	再 ※	修正	前除	複星	■ ● ● ■ 部
タイ	029296	<u>304</u> 2016/06/01	手続中(承認)	aaaaaaaaaa	日商	太郎	日商 🏓	大郎	aaaaaaa	2,500		修	削	複	9 東京
ই ব	029295	5 <u>04</u> 2016/05/30	手続中(承認)	ABC Company	日商	一郎	日商 -	→郎		3,500		修	削	複	<b>9</b> 東京
≷ <b>1</b>	029294	<u>404</u> 2016/05/30	交付準備完了	ABC Company	日商	一郎	日商 -	→郎		3,500		修	削	複	<b>9</b> 東京
タイ	029293	<u>304</u> 2016/05/30	交付準備完了	ABC Company	日商	一郎	日商 -	→郎		2,500		修	削	複	∮ 東京
タイ	029292	2 <u>04</u> 2016/05/27	交付済	ABC Company	日商	太郎	日商 🏓	た郎		3,500		修	削	複	<b>9</b> 東京
タイ	<u>029291</u>	1 <u>04</u> 2016/05/27	交付済	ABC Company	日商	一郎	日商 一	−₿₿		2,500		修	削	複	<b>9</b> 東京
タイ	029290	<u>104</u> 2016/05/27	交付済	ABC Company	日商	一郎	日商 -	一郎		2,500		修	削	複	<b>•</b> 東京

一覧印刷 戻る

### ③ [発給申請書参照] 画面で、 [再発給] ボタンをクリックする

再発給を行うか否かの確認画面が表示されます。

	۲		氏名	日商 太郎	
1. 4L (-88-17 -7 JO W 1	, 💿	1	電話番号	03-	
<b>転任に関するこ担当者</b>	ŝ		FAX番号	03-	
			E-mail		
	I CO TH	<u>*</u> *		交付(受取)方法	
手数料納付方法	● 境日	中に		Schrocothista	() #D 1+
手数料納付方法				2. TAXA MAR	〇郵 法
手数料納付方法 交付準備完了後のメー	● 現 ● 後日 ール送信者				○ 抑 法
手数料納付方法 交付準備完了後のメー E-mail送信希望	U現 ●後E ール送信相 ●希望	型 (払い 新望の有無 する しない	E-mail		0 勁 法
手数料納付方法 交付準備完了後のメー E-mail送信希望	U現 ●後日 ール送信 # ●希望 ●希望	型 (払い を望の有無 する しない	E-mail		े छ छ
<ul> <li>手数料納付方法</li> <li>交付準備完了後のメー</li> <li>E-mail送信希望</li> <li>:/のは証明書の発給</li> <li>:給等に関する法律に</li> </ul>	U ・ ル送信 ・ 小送信 ・ ・ 希望 ・ 、 希望 ・ は り 小の 日 ・ い よ に ・ ・ ・ い よ に ・ ・ ・ ・ 、 ・ の 、 の の の の の の の の の の の の の	<sup>並</sup> 指払い 希望の有無 する しない 的で使用する。 そ地証明書の発	E-mail ことはなく、ほかに公ま 総から5年間(日ブル	ですれることもありません。 ネイ協定、日アセアン協会	0 #0 这 また。経済連携協定に基づく特定原産地証明 2、日スイス協定与よび日ペトナム協定は3年
<ul> <li>手数料納付方法</li> <li>交付準備完了後のメー</li> <li>E-mail送信希望</li> <li>勿け証明書の発給</li> <li>総第に関する法律に</li> <li>、発給機関に保存され</li> </ul>	U現 ●後日 ール送信相 ●希望 ●希望 は外の目 より、原題 はす。		E-mail ことはなく、ほかに公表 総わら5年間(日ブル	されることもありません。 ネイ協定、日アセアン協会	○第5 法 た、経済連携協定に基 大特定所産地証明 2、日スイス協定および日ペトナム協定は3年
手数料納付方法 交付準備完了後のメー E-mail送信希望 ニークは証明書の発給 総第三関する法律に 、発給機関に保存され 、力いたたいた文字数 4日子しまう <u>で、文字</u> 教	<ul> <li>-ル送信</li> <li>● 後日</li> <li>ール送信</li> <li>● 希望</li> <li>○ 希望</li> <li>はり、原</li> <li>います。</li> <li>が到明書</li> </ul>	ー 払い 結望の有無 する しない 的で使用する。 能量研書の発 合、改行の関係 してすべて表示。	E-mail ことはなく、ほかに公妻 給から5年間(日ブル 系(印字の際、半角ス・	されることもありません。 ネイ留定、日アセアン協定 ペースで区切られた1つの 、「雇用者イメーン」で印	○ 新 法 転、 経済連携協定に基 大特定原産地証明 民、日スイス協定あよび日ペトナム協定は3年 単語の途中では改行せずに、その単語は次の 線行為の対象を運動にない、使用品人、Marke
手数料納付方法 交付準備完了後のメー E-mail送信希望 	<ul> <li>-ル送信</li> <li>-ル送信</li> <li>・希望</li> <li>・希望</li> <li>・希望</li> <li>・希望</li> <li>・赤望</li> <li>・ホッション</li> <li>・・</li> </ul>	2011 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加	E-mail ことはなく、ほかに公式 総わらら年間(日ブル 気(日字の隠、半角ンへ されないことがありま このような場合、区切	されることもありません。。 ネイ協定、日アセアン協定 ペースで区切られた1つの ケートロックテレーンで可 防に協力に手見スペーン	<ul> <li>55 55</li> <li>55 55</li> <li>56 55</li> <li>57 55</li> <li>57 55</li> <li>58 55</li> <li>59 55</li> <li>59 55</li> <li>50 56</li> <l< th=""></l<></ul>

④ 内容をよく確認し、 [再発給する] ボタンをクリックする

[再発給申請書入力] 画面が表示されます。

	२००० - २००० -
	再発給申請を行うためには、当該証明書を発給した事務所に「再発給申請書」の提出が必要です。
	また、再発給申請事由によって、追加で資料をご提出いただく必要があります。
	○ 記載事項変更の場合、お手元の証明書の返納が必要となります。当該証明書の交付事務所までご返納ください。
	○ 亡失や滅失等の場合、事由により、提出資料が異なりますので、詳細は当該証明書の交付事務所までお問い合わせください。
	(例) 盗難の場合、警察への盗難届(控)等のコビーをご提出ください。
	火災により第一種特定原産地証明書が完全に消失した場合、消防署のり災証明書をご提出ください。
	○ 再発給は、新規発給と同様の再発給手数料が必要となります。
	再発給する (再発編 <del>中前者でTFD</del> 以する) 再発給しない
	(注) 事由により、再発給を受けられないことがあります。
3	再発給申請書を提出する
	①[再発給事由]欄で、再発給する事由を選択する

#### 再発給申請書入力

再発給元証明書イメージ閲覧(PDF) キャンセル

日本商工会議所殿

# 当社/私が受給した第一種特定原産地証明書に関して、下記の事由により、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に 関する法律施行規則第8条に基づく第一種特定原産地証明書の再発給を申請します。

※下記の欄のうち、◎のついた欄は必須項目となりますので、必ずご記入ください。

	$\odot$	企業登録番号	AO
由該老	۲	氏名または名称	株式会社 日商商事
4.014	0	住所 (所在地)	東京都
		代表者氏名	日商 太郎
	۲	氏 名:全角	日商 太郎
本件に関する坦率者		電話番号:半角	03-
本田(15) 2世日有		FAX番号:半角	03-
		E-mail:半角	

#### ※不明な場合は提出先事務所にお問い合わせください。

雨杂给云心第一插特宁原亲协范明表	証明書番号	**********
将光间光切易 往行走床座地面引音	発給受付番号	¢.

再発給事由	○記載事項変更
	◎ C 亡失・滅失・汚損・破損(記載事項の変更もあわせて行う場合は「記載事項変更」を選択してください。)
※再申請理由を具体的にこ	「記入ください。
	A
変更の発生事由	
	<b>V</b>
注1)記載事項変更の場合、	バイヤーからの要請、現地からの要請等の理由は不可。
注2) 亡失、減失、盗難の場	昜合、詳細な状況をご記入ください。
注 つい 次期の 担合 敷充する	

注3) 盗難の場合、警察への盗難届(独)等のコピーをご提出ください。 注4) 火災により第一種特定両度地起明書が完全に焼失した場合、消防署のり災証明書をご提出ください。 注5) 汚損や破損の場合、汚損や破損した事一種特定原産地証明書を当該証明書を発給した事務所にご提出ください(返納の義務があります)。 注6) 亡失した第一種特定原産地証明書を発見した時は、遅滞なく返納する義務があります。

キャンセル

(2) [変更の発生事由]欄で変更が発生した理由を入力する

## ③ [記載事項変更]を選択した場合は、 [修正入力] ボタンをクリックする [亡失・滅失・汚損・破損]を選択した場合は、 [確認] ボタンをクリックする 確認のダイアログボックスが表示されます。



④ [OK] ボタンをクリックする

再発給申請書の作成手続を行います。



メニューに戻

# 7.3 誓約書を利用した発給申請をする

日スイス協定、日ペルー協定、日オーストラリア協定では、第一種特定原産地証明書を取得する際に、原産 品判定依頼を行う方法とは別に、発給申請する輸出者が、生産者から提出された「誓約書」を基に発給申請 できます。

### ■ 誓約書利用の流れ

#### 1. 誓約書の提出(生産者→輸出者)

生産者は、「協定上の原産品であることを誓約する書類(第一種原産品誓約書)」(誓約書)を作成し、輸 出者に提出してください。

✓参照 誓約書の様式は、「<u>誓約書を利用するには</u>」(P.73)を参照してください。



- 誓約書には、生産者の代表者印が必要です。
   通常、生産者が判定依頼を行うのと同様に、輸出産品の原産資格(協定上の原産品であること)
   の証明の責任を持つことになります。原産品である証明をする資料が揃っていない、あるいは、
   後日原産資格を逸していたことが判明したなどの問題が生じた場合は、当該生産者の責任となり
   ます。

#### 2. 輸出者の発給手続(輸出者→日本商工会議所)

輸出者は、生産者から入手した誓約書を基に、第一種特定原産地証明書発給システムから発給申請手続を行 います。

参照 第一種特定原産地証明書発給システムからの誓約書を利用した発給申請の操作について詳しくは、「事前準備編」の「もっと詳しく知りたい方へ」内の「日スイス協定、日ペルー協定、日オーストラリア協定における誓約書利用について」を参照してください。

#### 手続き内容

#### <第一段階>誓約書情報の入力と誓約書産品利用番号

- ① 第一種特定原産地証明書発給システムに誓約書情報を入力
- ② 発給事務所でHSコードの誤りなどを確認
- ③ 入力漏れがなければ、誓約書産品利用番号が付与

#### <第二段階>発給申請

誓約書産品利用番号を入手後、通常の発給申請を行います。

判定承認を受けた輸出産品も一緒に発給申請可能です。

# ⚠ 注意
## ■ 誓約書を利用するには

入手した誓約書を利用するためには、第一種特定原産地証明書発給システムから誓約書の情報を入力し、日本商工会議所に登録します。

1 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

### ① 企業登録時に通知された、第一種特定原産地証明書発給システムのURLにアクセスする

- 2 画面上部の [ログイン画面] ボタンをクリック
- ③ ログイン画面で、 [ユーザーID] と [パスワード] を入力

· · · · · · · ·	
	第一種特定原産地証明書発給システム
	2-#-ID
	*
	ログイン 終 7
	※この画面のURLを「お気に入り」に登録(または「ショートカット」を作成)することはお控えください。 なお、登録する場合にはこちらをご利用ください。
	※ユーザーID・バスワードを紛失した場合にはこちらより再発行手続きをお取りください。
[メインメニュー] 画面	が表示されます。 第一種特定原産地証明書発給システム
	ユーザーロ
	×- CX3/
	ロヴィン 終 了
	※この画面のURLを「お気に入り」に登録(または「ショートカット」を作成)することはお控えください。 なお、登録する場合にはこちらをご利用ください。
	※ユーザーID・バスワードを紛失した場合にはこちらより再発行手続きをお取りください。

## 2 誓約書情報を入力する

[発給申請]メニューの[誓約書情報入力(スイス・ペルー・オーストラリアのみ)]をクリック
 [誓約書産品利用申請一覧]画面が表示されます。

		第一	·種特定	原産地	ħ	明書	発給シフ	ペテム		D	ヴァウト
	判定依頼中	0件	発給申請中	0件			判定依頼中	0件	発給申請中	1件	]
ご利用者	判定手続中	<b>0</b> 件	発給手続中	<b>0</b> 件		企業	判定手続中	0件	発給手続中	1件	]
	誓約書申請	<mark>0</mark> 件	交付準備完了	0件			誓約書申請	0件	交付準備完了	1件	]
■■■■■■■ メインメニ: 原産品判定 原産品判定体報書 λ 力				1-	<b>発給申請</b> 発給申請書。	ኢታ					
原産品同意通知書入力							原産品同意	通知書照会			
	原產品(誓約書)利用状況						引換書・受領	種印刷			
						¢	誓約書情報	<u> </u>	:^//-•オーストラリフ	7031	

## ② [誓約書産品利用申請一覧] 画面で、 [新規入力] ボタン(B) をクリックする 新規申請入力画面が表示されます。

利用申請受付番号		枕	状態	~	HSコード (先頭一致)		
利用申請日※	~		申請者名 (部分一致)		Crusk SAT		
誓約書産品利用番号			<b>全品名</b>				
		(ap)					
協定           検索表示		申請受	受付事務所	~	表示件数/条件	20 🖌 表示可の	Dみ <b>&gt;</b>
検索表示           ※利用申請日は西暦年           ※この一覧は、受付番           ※非表示欄をチェック           新規入力           余休供数:0	月日の数字を入力してください 月日の数字を入力してください 第0大きい順に表示されます。 <u>すると当該庭品を非表示にでき</u> <b>B</b>	(何): 2008年5日 (例): 2008年5日 (法す。再表示(d),	が 受付事務所 日 日→20080 A _上の「条付	↓ 1501) 件」を「全て」	】 表示件数/条件 に設定し、チェッ	20 <b>、</b> 表示可の 20 、 表示可の クを外してください	Dみ、



### ③ 新規入力画面で、誓約書情報を入力する



[協定] 欄~ [発給申請者] の項目

	誓約書產品利用申請	メニューに戻る				
	1	キャンセル 【保存】 誓約書産品利用申請				
◎登録した誓約書産品利用番号は、 1 発絲	尙□限り有効です。					
協定	日スイス協定					
申請事務所	東京事務所 💌					
***下記の欄のうち、@のついた欄は必須項目となりますので、必ずご記入ください。***						
■発給申請者(誓約書における産品利)	用者)					
	A ANY 75 A 7 - 5 - 5					

	0	企業登録番号	AO
	۲	和文氏名	日商太郎
発給申請者	۲	和文社名(屋号)	株式会社 日商商事
	۲	郵便番号	〒1
	۲	所在地	東京都



● [生産者の連絡担当者]欄には、生産者の連絡担当者名と連絡先を入力します。

### ④ [誓約書産品利用申請] ボタンをクリックする

利用申請受付画面が表示され、誓約書産品利用申請が完了します。

■生産者の連絡担当者

※誓約書における産品の	原産	性の確認の為、以下の生産者の連絡	担当者に発給機関から連絡することがあります。	
	۲	氏 名:全角		
生産者の連絡担当者	۲	電話番号:半角	123-	
	٢	E-mail:半角		

キャンセル 保存 智約書産品利用申請

誓約書産品利用申請

#### 利用申請受付番号

協定:日スイス協定 利用申請受付番号:XXXXXXXX 申請受付事務所:東京事務所

※この番号は、お問い合わせの際に必要になります。

新規入力 一覧表 控え印刷



# 7.4 連続する原産地証明書(Back to Back CO)の発給 申請をする

RCEP協定では、日本で貨物分割を行った場合など、締約国が発給したRCEP協定の原産地証明書に基づき、 連続する原産地証明書(Back to Back CO)を発給申請できます。

### Back to Back CO 利用の流れ

### 1. 最初の特定原産地証明書の入手

Back to Back CO を申請する際、協定に基づき、RCEP 協定の有効な原産地証明の原本またはその認証された申請な写しを提示する必要があります。

# ⚠ 注意

- Back to Back COは、最初のRCEP原産地証明の有効期間を超えて申請することはできません。
- Back to Back COの発給申請の際、最初のRCEP原産地証明に関連する情報を記載する必要があります。また、最初のRCEP原産地証明の発給の日付およびその番号を記載する必要があります。
- 最初のRCEP原産地証明の総数量を超えて、Back to Back COの貨物の数量を記載することはでき ません。

## 2. 中間締約国において、貨物にさらなる加工が行われないことを示す書類

中間締約国である日本において、貨物へ加工が行われていると、Back to Back CO を利用することができま せん。日本において貨物に加工が行われていないことを示す書類を提示する必要があります。

Back to Back CO を利用するには

Back to Back CO を利用するためには、第一種特定原産地証明書発給システムから情報を入力し、日本商 工会議所に発給申請します。

1 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

- ① 企業登録時に通知された、第一種特定原産地証明書発給システムのURLにアクセスする
- 2 画面上部の [ログイン画面] ボタンをクリック
- ③ ログイン画面で、 [ユーザーID] と [パスワード] を入力

第一種特定原産地証明書発給システム

			_
	ユーザーID		
	パスワード		
	ログイン	終了	
※この画面のURLを「おす なお、登録する場合にに	気に入り」に登録(ま こちらをご利用くだ	たは「ショートカット」を作 さい。	成)することはお 控えください。
※ユーザーID・パスワード	を紛失した場合に	はこちらより再発行手	続きをお取りください。

④ [ログイン] ボタンをクリック

[メインメニュー] 画面が表示されます。

/ステム	・種特定原産地証明書発給シ	
]		
	1910	
	「ひった」終了	
) ৰ	ログイン 終 7 を「お気に入り」に登録(または「ショートカット」を作成	※この画面の

※ユーザーID・バスワードを紛失した場合にはこちらより再発行手続きをお取りください。

# 2 [連続する原産地証明書 発給申請書入力(RCEPのみ)] 画面を開く

### ① [発給申請] メニューの [連続する原産地証明書 発給申請書入力(RCEPのみ)] をクリックする

[連続する原産地証明書 発給申請状況照会 一覧] 画面が表示されます。

	メインメニュー	
原産品判定		発給申請
原產品判定依賴書入力		発給申請書入力
原產品同意通知書入力		原產品同意通知書照会
原産品利用状況		引換書・受領書印刷
日夕イ協定HSコード移行に伴う判定番号継続利用手続		<u>誓約書情報入力(スイス・ペルー・オーストラリアのみ)</u>
	<	連続する原産地証明書発給申請書入力(RCEPのみ)
		事前振込連絡
		クレジット決済

### ② [連続する原産地証明書 発給申請状況照会 一覧] 画面の [新規入力] ボタン(B) をクリックする



[連続する原産地証明書 発給申請書入力] 画面が表示されます。

- 申請済みの申請情報を複写して新規入力をしたい場合は、検索メニュー(A)を入力して、 [検索表示]ボタンをクリックします。(C)に検索結果が表示されるので、複写したい誓約書情報の [複写] ボタンをクリックします。
- 申請済みの情報を修正・削除するには、検索メニュー(A)を入力して、 [検索表示] ボタンをクリックします。(C)に検索結果が表示されるので、状態が「発給申請」の場合、修正・削除したい発給申請情報の [修]、または [削] ボタンをクリックします。状態が「手続中」の場合、発給審査を審査中のため、発給事務所へご連絡ください。状態が「手続き中(承認)」以降の場合、修正・削除できません。

③ 新規入力画面で、発給申請情報を入力する



● [協定] ~ [発給事務所] 欄

日本商工会議所御中

発給申請書

キャンセル 保存 発給申請

1.当社/私は、標記発給申請書に関し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に則り、当該発給申請書に係る申告内容 は全て真正であることを誓約します。

2.当社/私は、当該発給申請書について、記載内容を立証する関係資料を原産地証明書の発給の日以後5年間(日ブルネイ協定、日アセアン協定 日スイス協定、日ベトナム協定およびRCEP協定は3年間)保存し、両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じて提出することを審約します。

3.当社/私は、当該発給申請書について次に掲げる事実を知ったときは、遅滞なくその旨を書面により関係機関に通知することを誓約します。 ①当該第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと ②当該第一種特定原産地証明書の記載に誤りが生じたこと ③当該第一種特定原産地証明書に記載された事項に変更があったこと

以上の事項のとおり誓約し、「連続する原産地証明書」にかかる発給申請書を記入します。

※発給申請する協定名、	証明書の発給事務所を選択してください。						
協定	RCEP協定 V	仕向国	<b></b>				
発給事務所	<b>~</b>						

※下記の欄のうち、◎のついた欄は必須項目となりますので、必ず記入してください。



[発給申請者]の項目

■発給申請者 連続する特定原産地証明書の発給申請は、輸出者が行うことができます。

※発給申請者 英文社名お	の情 よび	報を記入してください 英文所在地は 証明書	。
	۲	和文氏名	
	۲	英文氏名	
	۲	企業登録番号	「青報取込
	۲	和文社名(屋号)	
	<ul> <li>英文</li> </ul>		
		和文役職:全角	
発給申請者	論申請者         英文役職:半角           電話番号:半角		
		FAX番号:半角	
		E-mail:半角	
	۲	郵便番号	〒 -
	۲	和文所在地	
	۲	英文所在地	



〔発給申請者〕の項目は自動で入力されています。内容を確認してください。
 発給申請者については「<u>発給申請者について</u>」(P.50)もあわせて参照してください。

### [最初の原産地証明書]の項目

#### ■最初の原産地証明書

```
※第3、19条に従って発給される「連続する証明書」について、
最初の原産地証明に関する情報(証明書番号等)を記入してください。
```

	۲	証明書番号	
	۲	発給日	
最初の原産地 証明書	0	発給国	<b>````</b>
	0	RCEP原産国	· · ·
		認定された輸出者の認定番号	

※「認定された輸出者の認定番号」の人力は、仕息です。取りの原産地証明者か、 「第三・二十一条(認定された輸出者)に規定する認定された輸出者自らか作成した原産地証明書」である場合のみ、ご入力ください。

▲ 注意	
<ul> <li>Back to Back COは、最初のRCEP原産地証明の有効期間を超えて申請するこん。</li> </ul>	ことはできませ
✓ メモ	
● [最初の原産地証明書]欄には、最初のRCEP原産地証明に関する証明書番号 給国、RCEP原産国を入力してください。締約相手国の認定輸出者が作成し 書の場合、その認定輸出者の認定番号を入力してください。	号、発給日、発 ノた原産地証明
<ul> <li>【最初の原産地証明書】欄には、最初のRCEP原産地証明に関する証明書番号 給国、RCEP原産国を入力してください。締約相手国の認定輸出者が作成し 書の場合、その認定輸出者の認定番号を入力してください。</li> </ul>	号、発給日、発 ノた原産地証明

● [輸入者または荷受人のフルネーム、所在地等]~[輸送手段]の項目

■輸入者又は荷受人のフルネーム、	所在地等
------------------	------

※輸入者(輸入申告者)又は荷受人の名称、所在地等を記入してください。 英文所在地にあらかじめ表示している国名の表記は一例です。正式国名に変更しても構いません。 英文社名および所在地は、証明書に印字されます。 英文社名は半角英数字、半角記号70字以内、英文所在地は半角英数字、半角記号260字以内で入力してください。							
	0	英文社名:半角					
輸入者	۲	英文所在地:半角 ※カンマ(,)の後には スペースを入 れてください。					
		電話番号:半角					
		FAX番号:半角					

第一種特定原産地証明書の任意記載項目に関する記載の選択

■輸送手段

```
※船積日(船荷証券または航空貨物運送状の日付)、または船積(予定)日を必ず記入してください。
 S品積白(船向証券または孤空真物連迭状の目行)、または船積(予定)日を必ず記入してくたさい。

仕向地および便名(船名またはフライトナンバー)について分かる範囲で記入してください。

積込地および経由地は記入できません。

遡及して発給される場合は、欄17の"ISSUED RETROACTIVELY"ボックスにチェックが入ります。

証明書に記載しない項目は、右端のチェックボックスをはずしてください(ただし、遡及して発給される場合の船積日は、チェック
の有無にかからず証明書に記載されます)。

仕向地は半角英数字、半角記号30字以内、便名は半角英数字、半角記号50字以内で記入してください。
                                                                                                                                           証明書
  協定に基づき、 に輸出される産品が関税上の特恵待遇を得るためには、協定第3.15条の積送基準に
適合していなければなりません。
                                                                                                                                           記載する
                             出航日(予定日)
                                                                   (yyyymmdd形式で入力してください)
                    0
                                                                                                                                            <
                              積込地:英文
  Means of
Transport
and route
                              経由地:英文
                              仕向地:英文
                                                                                                                                             ~
                                                                                                                                             •
                              便 名:英文
```





### ● [典拠書類]の項目

#### ■典拠書類を選択してください。

メモ

管理番号	カテゴリ選択	ファイル選択
1	<b>~</b>	ファイルを選択 選択されていません
2	<b></b>	ファイルを選択 選択されていません
3	<b></b>	ファイルを選択 選択されていません
4	<b></b>	ファイルを選択 選択されていません
5	<b></b>	ファイルを選択 選択されていません
□ <i>メ</i> − <i>л</i>	ノ・FA×等で資料を提出します。	



● [荷印および荷物番号/包装数量および包装形態] ~ [手数料納付・証明書の交付方法]の項目

#### ■荷印および荷物番号/包装数量および包装形態

※ケースマーク(荷印・荷物番号)を記入してください。(半角英数字、半角記号300文字以内) 入力がない場合は[N/A]が印字されます。
※荷姿(匀装数量・形態)を記入してください。(半角英数字 半角記号150文字以内) 必須入力です。

卒日に返る病の	Marks and numbers (荷印・荷物番号)	
産品に係る情報	Number and kind of package (包装数量・形態)	

※本件に関するご担当者や手数料納付方法などをご確認ください。

#### ■本件に関するご担当者

本件に関す るご担当者	۲	氏 名:全角	
	$^{\odot}$	電話番号:半角	
		FAX番号:半角	
	0	E-mail:半角	

#### ■手数料納付・証明書の交付方法

※PDF 発給のため、現金 銀行振込/クレジット なお、クレジットはオ	と払いと窓口交付、郵送は選択できません 決済の場合の証明書の交付は、ご入金( : <del>ンライン決済のみ(窓口不可)です。</del>	。 決済)の確認後になります	r.
手数料纳付方法	◎ 銀行振び ノクレジット決済	交付(受取)方法	●オンライン発給(PDF)



### ④ [発給申請] をクリックする

発給受付番号が表示され、発給申請が完了します。



7. 発給申請をする

# ● [控え印刷] ボタンをクリックすると、発給申請書の控えを印刷することができます。

# ■ 産品情報入力画面について

[産品情報入力・修正/削除]ボタンをクリックして、 [産品情報入力] 画面から産品情報を入力します。 詳細は以下の通りです。

		インボイス日付 ①第三者におい ②第三者インオ 第三者において	欄の日付は、発給申 (ボイスが発行) 番号が不明の イスが発行さ	請日以前で された場合、 場合は、日 れた場合、	あることが 、第三者イ 本の輸出者 証明書に第	必要です。 ンボイスの の発行に。 に者インプ	インボイスは の番号及び日付 なるインボイス ドイス発行者に	輸入のために発行 を記入し 番号及び 2	テされたものである: ∵い。 !入してください。 名称、国名)の記入:	必要があります。 が必要となります。	
	原産地証明	産品情報入力画 発行者」欄に記 FOB価格は、産品 明書に印字される原産品名	<b>面</b> いっ発給申請書入 入してください。 品の <mark>京産性を付加価</mark> 数量	,力画面にお) 値基準(RVC)	戻りいただ を用いて <u>、</u> 単 位	き、産品↑ Σ証してい。	春報入力ボタン( る場合のみ入力	の上の「第三者・ して下さい。 FOB1 価 種 基準(RVC)を利用	インボイスの使用お 通貨単位は英数字3 <sup>現</sup> 100場合、必須)	よび第三者イジボイ 行) 生)	<sup>7</sup> スの <sup>産</sup> 者情報
										○生産者情報を記載する ○生産者情報を記載しない(機密にする) ○生産者情報は不明	
) -	нѕ⊐	ード     原産品判定基準       ・     ・	基準 (ACU,DMIなど) □ 累積 □ 僅少		救済規定 (U,DMIなど) RCEP原産国 累積 □僅少		インボ 	インボイス番号     インボイス日付		英文社名英文	
	нѕ⊒−	原産地証明書に印字される	原産品	救済規定 (ACU,DMIな	数量	<u>産品</u> 単位	入力済一覧 FOB価額	RCEP原産国	インボイス日付	インボイス番号	生産者情報
	r	が北美田石	刊正基华	ど)				-1			

 項目
 概要

 ① 原産品名、数量、単位
 原産品名とその数量・単位を英文で入力します。

(8)

2	FOB価額	判定基準がVAの場合のみ、FOB価額が必須入力となります。 CIFなどFOB以外の取引条件の場合、FOBに該当する金額を計算 してご記入ください。
3	生産者情報 英文社名、英文住所	生産者情報を記載するかどうかを選択します。 「生産者情報を記載する」を選択した場合、英文社名、英文住所 を入力します。
4	HS⊐ード 原産品判定基準 救済規定	HSコード、原産品判定基準、救済規定を入力します。
5	RCEP原產国	RCEP原産国を選択します。 税率差ルール(協定第2.6条)を使用する場合で、第2.6条6項 (a)または(b)を選択する場合、RCEP原産国に*(アスタリス ク)や**をつけるため、「*付与」、「**付与」を選択します。
6	インボイス番号 インボイス日付	インボイス番号と日付を入力します。
7	登録ボタン	クリックすると、入力情報を登録します。 登録後、⑧の [産品入力済一覧] に、産品情報が表示されます。 輸出産品が複数ある場合には、①~⑦の入力を繰り返し行いま す。すべての輸出産品の登録が完了したら、 [戻る] ボタンをク リックして [発給申請書入力] 画面に戻ります。
8	産品入力済一覧	登録済みの産品情報が一覧表示されます。

# ■ 第三者インボイス利用時の記載ルール

条件
RCEP協定の場合



同意通知書の照会は、第一種特定原産地証明書発給システムから行うことができます。

1 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

① 企業登録時に通知された、第一種特定原産地証明書発給システムのURLにアクセスする

**② 画面上部の [ログイン画面] ボタンをクリックする** 

③ ログイン画面で、 [ユーザーID] と [パスワード] を入力する

第一種特定原産地証明書発給システム



※ユーザーID・パスワードを紛失した場合にはこちらより再発行手続きをお取りください。

④ [ログイン] ボタンをクリックする

[メインメニュー] 画面が表示されます。

第一種特定原産地証明書発給システム
2 -# -ID
パスワード
ロヴィン 終 了
※この画面のURLを「お気に入り」に登録(または「ショートカット」を作成)することはお控えください。 なお、登録する場合にはこちらをご利用ください。
※ユーザーID・バスワードを紛失した場合にはこちらより再発行手続きをお取りください。

# 2 同意通知書を参照する

① [発給申請]メニューの [原産品同意通知書照会]をクリックする [同意を受けている原産品及び同意先(判定依頼者)一覧表]画面が表示されます。

第一種特定原産地証明書発給システム									D2	ブアウト	
	判定依頼中	0件	発給申請中	0件	1		判定依頼中	0件	発給申請中	1件	
ご利用	者 判定手続中	0件	発給手続中	<b>0</b> 件	1	企業	判定手続中	<mark>0</mark> 件	発給手続中	1件	
	誓約書申請	0件	交付準備完了	<b>0</b> 件	1		誓約書申請	<mark>0</mark> 件	交付準備完了	1件	
	■■■■■■ メインメニュー   原産品判定   発給申請										
原產品判定依頼書入力							<u> 発給申請書</u>	<u>入力</u>			
原產品同意通知書入力						•	原産品同意	通知書照会	>		
原産品(誓約書)利用状況							引換書・受領	唐書印刷			

- 誓約書情報入力(スイス・ヘ・ルー・オーストラリアのみ)
- ② [同意を受けている原産品及び同意先(判定依頼者)一覧表] 画面で、参照する同意通知書の判定番号(B)をクリックする

同意通知書が表示されます。



- 協定ごとに絞り込んで同意通知書一覧を表示する場合は、検索メニュー(A)を入力して、[検索表示]ボタンをクリックします。
- 同意通知書、企業登録の有効期限切れなどの場合は、発給申請ができません。
   同意通知書の有効期限切れの場合は、[有効期限]欄が赤字で表示され、企業登録の有効期限切れの場合は[判定依頼者]欄が赤字で表示されます。また、双方の理由などにより 発給申請に利用できない同意通知書情報は灰色の字で表示されています。
- 輸出産品の表示がない場合、判定依頼者に同意通知書の提出を依頼してください。また、
   有効期限の延長など、必要に応じて、「原産品判定依頼者」に連絡してください。期限切れは赤字で表示されます。

# ステップ8 手数料を納付して、第一種特 定原産地証明書を受け取る

第一種特定原産地証明書の発給時に、交付と引き換えに発給手数料を納付する必要があります。

## ■ 発給手数料について

発給手数料は、①基本料+②加算額となり、全協定共通です。

- ① 基本料:発給申請1件につき2,000円
- ② 加算額:「第一種特定原産地証明書記載産品数」x「加算単価」

# 🖍 メモ

- 第一種特定原産地証明書に記載された輸出産品数と加算単価を掛け合わせた金額が加算額です。
   加算単価は1品あたり500円です。第一種特定原産地証明書記載産品に係る原産品判定番号の申請者による使用回数が20回を超えた場合、それ以降(21回目から)は50円です。
- 日メキシコ協定については、日商システムへの統合前(平成21年4月3日まで)に、日墨システムで1回でも使用された原産品判定番号の加算単価は50円です。
- 基本料2,000円、加算額(500円もしくは50円)とも、消費税は非課税です。
   【参考:国税庁ホームページ】

日本商工会議所による「特定原産地証明書」の発給に係る手数料の取扱い

### 手数料の計算方法

- ① 第一種特定原産地証明書記載産品数のカウント方法
  - 第一種特定原産地証明書に記載された輸出産品数を各々カウントします。
  - 同一証明書に同じ輸出産品が複数記載されている場合、それぞれを一産品としてカウントします。
- 2 加算額の決定に使用する原産品判定番号の使用回数のカウント方法
  - 使用回数のカウントは、発給申請者ごとに行います。
  - 同一証明書に、同じ原産品判定番号に基づく同一の輸出産品が繰り返し記載されている場合は、
     それぞれの使用回数を累計します。

/ メモ

● 発給手数料は、1件の第一種特定原産地証明書に記載される輸出産品数を確認し、更にその輸出 産品に係る原産品判定番号のこれまでの使用回数を特定し計算します。仮に1件の証明書に同じ 輸出産品名が2回記載され、かつ、その輸出産品の判定番号が同一の場合は、第一種特定原産地 証明書記載産品数は2、原産品判定番号の使用回数は2回として加算されます。

### ■ 手数料の内訳

発給手数料は、発給事務に要する実費を勘案して積算し、経済産業大臣の認可を受けて定められたものです。 実費の内訳は、発給事務に係る人件費、一般事務費、発給システム費、用紙代などです。

# 8.1 発給手数料を納付する

### ■ 手数料額を確認する

第一種特定原産地証明書の発給手数料は発給事務所で審査が完了した時点で確定します。 手数料金額は、第一種特定原産地証明書発給システムから確認できます。

1 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

- ① 企業登録時に通知された、第一種特定原産地証明書発給システムのURLにアクセスする
- ② 画面上部の [ログイン画面] ボタンをクリックする ログイン画面が表示されます
- ③ ログイン画面で、 [ユーザーID] と [パスワード] を入力する

第一種特定原産地証明書発給システム

=	LーザーID			]	
)	<sup>\$</sup> スワ <i>−</i> ド			J	
1	ログイン	終	7		
URLを「お気に入	り」に登録(ま	たは「ショートナ	リット」を作成)	することはお	3 控えください

なお、登録する場合にはこちらをご利用ください。

※ユーザーID・バスワードを紛失した場合にはこちらより再発行手続きをお取りください。

④ [ログイン] ボタンをクリックする

[メインメニュー] 画面が表示されます。

※この画面の

	ユーザーID         ローザー互           パスワード
	ログイン 終 7
※この画面のURLを	「お気に入り」に登録(または「ショートカット」を作成)することはお控えくださ

## 2 発給手数料を確認する

### ① [発給申請] メニューの [発給申請書入力] をクリックする

[発給申請書一覧] 画面が表示されます。

		第一	種特定	原産地	訕	·明書	発給シフ	ペテム		P	ヴアウト
	判定依頼中	0件	発給申請中	<mark>0</mark> 件			判定依頼中	0件	発給申請中	1件	
ご利用者	判定手続中	0件	発給手続中	<mark>0</mark> 件	1	企業	判定手続中	0件	発給手続中	1件	
	誓約書申請	<mark>0</mark> 件	交付準備完了	<mark>0</mark> 件			誓約書申請	<b>0</b> 件	交付準備完了	1件	
				メイノメ	-	1-					



② [発給申請一覧] 画面で、発給手数料を確認する第一種特定原産地証明書申請情報の受付番号(B) をクリックする

[発給申請書参照] 画面が表示されます。





協定ごとに絞り込んで発給申請書一覧を表示する場合は、検索メニュー(A)を入力して、 [検索表示] ボタンをクリックします。

③ [発給申請書参照] 画面左上の発給手数料を確認する



決済画面からご覧いただけます。後日払いの場合は請求書に記載されます。

### 手数料の納付方法

発給手数料は、原則、**事前振込(クレジット決済/事前振込)、または窓口での現金納付となります。** また、一定水準以上(2か月連続で発給件数が月10件以上、もしくは利用金額が月25,000円以上)の場合 は、納付方法を「後日振込払い」とすることが可能です。



第一種特定原産地証明書の郵送を希望される場合は、レターパックプラス(手数料振込時に送料上乗せ)にて発送いたします。

# 8.2 第一種特定原産地証明書を受け取る

第一種特定原産地証明書を窓口で受け取る際、手数料納付方法が現金か事前振込の場合は「引換書」を、後 日払い(交付方法が窓口受け取り)の場合は「受領書」を発給事務所に提出します。引換書と受領書は第一 種特定原産地証明書発給システムから入手できます。

証明書を郵送で受け取る場合は、発給システムから郵送依頼を登録します。

日タイ協定、日インド協定、日インドネシア協定、日マレーシア協定、日ベトナム協定、RCEP協定、日チ リ協定、日オーストラリア協定、仕向国で「マレーシア」または「ベトナム」を選択した日アセアン協定の 場合、証明書はPDFファイルによる発給となります。事前振込、クレジット決済の場合は、手数料の入金が 確認できたあと、後日払いの場合は発給申請の審査完了後、発給申請書参照画面からダウンロード可能です。 日インドネシア協定の場合、データ交換による発給となります。詳細は下記リンク先をご参照ください。

92

発給申請マニュアル -発給システム操作編- データ交換に基づく発給申請の方法 https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki-system-dataexchange.pdf#page=23 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

- ① 企業登録時に通知された、第一種特定原産地証明書発給システムのURLにアクセスする
- 2 画面上部の [ログイン画面] ボタンをクリックする
- ③ ログイン画面で、 [ユーザーID] と [パスワード] を入力し、 [ログイン] ボタンをクリックする [メインメニュー] 画面が表示されます。

第一種特定原産地証明書発給システム

ユーザーID	
パスワード	

ログイン 終了

※この画面のURLを「お気に入り」に登録(または「ショートカット」を作成)することはお控えください。 なお、登録する場合にはこちらをご利用ください。
※ユーザーID・バスワードを紛失した場合にはこちらより再発行手続きをお取りください。

# 引換書、または受領書を印刷する

① [発給申請] メニューの [引換書・受領書印刷] をクリックする

[引換書・受領書印刷] 画面が表示されます。

		第一	·種特定	原産地	証	明書	発給シン	ペテム			グアウト
	判定依頼中	0件	発給申請中	0件	] [		判定依頼中	0件	発給申請中	1件	1
ご利用者	判定手続中	0件	発給手続中	0件	1	企業	判定手続中	0件	発給手続中	1件	1
	誓約書申請	0件	交付準備完了	0件	1		誓約書申請	0件	交付準備完了	1件	1
	<b>原產品判</b> 原產品 原產品 原產品	   定   削定依頼書   同意通知書  (誓約書)利	<u>入力</u> 入力 用状況	L \$777	<u> =</u>	1 I	<ul> <li>発給申請</li> <li>発給申請書</li> <li>原産品同意</li> <li>引換書・受給</li> <li> 哲約書情報      </li> </ul>	入力 通知書照会 夏書印刷 入力(スイス・ヘ	<b>)</b> *ルー・オーストラリフ	<u>ग्लुक)</u>	

② [引換書・受領書印刷] 画面で、引換書、または受領書を印刷する証明書情報の[選択] 欄(C) にチェック を付ける





### ③ [引換書/受領書印刷] ボタン(D) をクリックする

引換書、または受領書が印刷されます。

● 印刷された引換書のイメージ

日メキシコ協力		
		現金・引換書
平成24年06月05		
青省名 日商製作所株式会社	中議者	本商工会議所 東京事務所 御中
日前 三郎		
■青名 株式会社 日商商事ロジスティクス	代理者	
日本 花子		
明書引換書	原産地証明	特定
証明書の引換をお願いいたします。	特定原產地証	以下の発給受付番号の
¥7,000	1件	(合計)
(金 額)	付番号)	(発給受)
¥7.000	100 100 10	1. No.

/ メモ ● 事前振込(クレジット決済/事前振込)、後日払いの場合、証明書を郵送で受け取ることができます。 レターパックプラスによる郵送代を発給手数料に上乗せしてお支払いください。 ● 郵送で受け取る場合は、発給システムで郵送先等を入力していただく必要があります。操作方法につい ては以下のマニュアルをご参照ください。 クレジット決済マニュアル: https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/credit.pdf 事前振込マニュアル : https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/furikomi.pdf 後日郵送依頼マニュアル : https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/gojitsuyuusou.pdf ● 日タイ協定、日インド協定、日マレーシア協定、日ベトナム協定、RCEP協定、日チリ協定、日オース トラリア協定、仕向国で「マレーシア」または「ベトナム」を選択した日アセアン協定の場合、証明書 はPDFファイルによる発給となります。事前振込、クレジット決済の場合は、手数料の入金が確認でき たあと、後日払いの場合は発給申請の審査完了後、発給申請書参照画面からダウンロード可能です。 ▶ 日インドネシア協定の場合、データ交換による発給となります。詳細は下記リンク先をご参照くださ い。 発給申請マニュアル -発給システム操作編- データ交換に基づく発給申請の方法 https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki-system-dataexchange.pdf#page=23

# ■ PDF ファイルによる受取方法

日タイ協定、日インド協定、日マレーシア協定、日ベトナム協定、RCEP 協定、日チリ協定、日オーストラ リア協定、仕向国で「マレーシア」または「ベトナム」を選択した日アセアン協定の場合、証明書は PDF フ ァイルによる発給となります。証明書は発給申請参照画面からダウンロード可能です。

1 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

- ① 企業登録時に通知された、第一種特定原産地証明書発給システムのURLにアクセスする
- ② 画面上部の [ログイン画面] ボタンをクリックする ログイン画面が表示されます

③ ログイン画面で、 [ユーザーID] と [パスワード] を入力する

第一種特定原産地証明書発給システム
סור ע- ב           א- תגא
ログイン 終 7
※この画面のURLを「お気に入り」に登録(または「ショートカット」を作成)することはお控えください。 なお、登録する場合にはこちらをご利用ください。
※ユーザーID・バスワードを紛失した場合にはこちらより再発行手続きをお取りください。

④ [ログイン] ボタンをクリックする

[メインメニュー] 画面が表示されます。

第一種特定原産地証明書発給システム



※この画面のURLを「お気に入り」に登録(または「ショートカット」を作成)することはお控えください。 なお、登録する場合にはこちらをご利用ください。

※ユーザーID・パスワードを紛失した場合にはこちらより再発行手続きをお取りください。

- 2 [発給申請書入力] 画面を開く
  - [発給申請]メニューの[発給申請書入力]をクリックする
     [発給申請状況照会 一覧]画面が表示されます。

		第-	·種特定	原産地	ħ	E明書	発給シフ	ペテム		D2	ブアウト
	判定依頼中	<mark>0</mark> 件	発給申請中	0件	1		判定依頼中	<mark>0</mark> 件	発給申請中	1件	
ご利用者	判定手続中	0件	発給手続中	<mark>0</mark> 件	1	企業	判定手続中	0件	発給手続中	1件	
	誓約書申請	0件	交付準備完了	0件	1		誓約書申請	0件	交付準備完了	1件	
	百奋品率	lic:		メインメ	=	1-	300日書				
	J77/12001	JAC					光和中調	-			
	原産品	判定依頼書	: <u>入力</u>				発給申請書				
	原産品	同意通知書	· <u>入力</u>				原産品同意;	通知書照会			

### ② [発給申請一覧] 画面で、発給する発給申請情報の受付番号をクリックする

原産品(誓約書)利用状況

[発給申請状況照会 一覧] 画面が表示されます。「状態」のプルダウンが「発給申請」になっていま すので、「なけ客」に変更」「検索表示」をクリック」ます

<u>引換書·受領書印刷</u>

りので.	、「父付済」	に変更し「た	東系衣不」。	モクリック	ノしまり	0				
			発約	<b>皍請状況</b> 照	漫一 会議	ī				メニューに戻る
	<b>登給受付番号</b>			状態	発給申請		産品情報		~	
	申請日※		~ [	申請者名、			JE BB HI HK			
	証明書番号			<ul> <li>(部分一致)</li> <li>輸入者名、</li> </ul>						
	( <u>完全一致</u> ) 也定		×	<ul> <li>(部分一致)</li> <li>登給事務所</li> </ul>		~	1百表示件数	20 ×		
	検索表示			70 MU + 10177			1 A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	20		
	※申請日は ※この一覧 新担入1	西暦年月日の数字を入 は受付番号の大きい順 5 TSV/形式で新想	カしてください。( に表示されます。 <sup>入力</sup>	例:2008年5月1 過去に申請した	日→2008050 :案件を見たい	l) い場合は、	「状態」を変更	してくださ	ю <b>.</b>	
	MIND/U.			$\downarrow$						
			発給申	申請状況照会	<b>社 一覧</b>					メニューに戻る
	発給受付番号			状態	交付済	<b>√</b>	産品情報		<b>v</b>	
	申請日※	~		申請者名 (部分一致)						
	証明書番号 (完全一致)			輸入者名 (部分一致)						
	協定	~		発給事務所		~	1頁表示件数	20 🗸		
l	検索表示 <del>※中請日</del> は西暦 ※この一覧は受 新規入力	「年月日の数字を入力し そ付番号の大きい順にす 「SV形式で新規入た	ノてください。(例: 長示されます。 過	: 2008年5月1日・ 去に申請した案	→20080501) 件を見たいも	8合は、	「状態」を変更」	してくださ	L).	
	検索件数: 2814329			給申請の場合に(	つが表示され	ます。	ページ:12	34567	<u>8 9 140717</u> [	<u>次</u> ]
協定	受付番号申請	日状態	輸入者名 	申請者名	担当者名	便名	さ デ教科 (円)	再※ 修]	E 削除 複写	再発印刷 事務所
ſ	123456789 202270	12/03 交付済	,			-	2,50		直復	冉 EI
受付番	ミニタンリック	クレます		$\downarrow$						
XII E			発給	申請状況照	会一覧	Ī,				メニューに戻
	発給受付番号			状熊	交付済	~	産品情報		~	
				由諸老名						

	発給受付番号	₹			状熊	交付済	~	品情報		~					
	申請日※		~		申請者名 (部分一致)										
	<ul> <li>証明書番号</li> <li>(完全一致)</li> </ul>				輸入者名 (部分一致)										
	協定		````	<b>~</b> ]	発給事務所		▶ 1頁	表示件数	20 🗸						
	検索表示														
	※申請日 ※三の	は西暦年月	日の数字を入力	)してください。(例 「ま <del>、</del> さわます」 、「例	: 2008年5月1日	→20080501)		総にと亦声に	T 1 t	+1.					
	×:0-	夏はそり番	ちの入さい順に		気に中語した。	8日 色光にいる	5 u lak (* 1707	恋」を変更し		eu.					
	新規》	ላታ 🔤 1	「SV形式で新規入	カ											
検	索件数: 28	4329		※再:再発	給申請の場合に	〇が表示される	ます。 べ	ページ: 1 <u>2</u>	345	<u>0789</u>	<u>140717</u> [	[ <u>次</u> ]			
協定	受付番号	申請日	状態	輸入者名	申請者名	担当者名	便名	手数料 (円)	再※	修正 削	除 複写	再発	印刷	申請 事務所	
<b>৯</b> ব	123456789	2022/02/03	交付済		د الت			2,50	0	修	1 複	Ŧ	ΕD		

### ③ [発給申請書参照] 画面で、 [証明書オンライン発給] ボタンをクリックする

証明書オンライン発給同意画面が表示されます。

本データは証明書の発給以外の目的で使用することはなく、ほかに公表されることもありません。また、経済連携協定に基づく特 定原産地証明書の発給等に関する法律により、原産地証明書の発給から5年間(日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協 定、日ベトナム協定およびRCEP協定は3年間)、発給機関に保存されます。

ご入力いただいた文字数が多い場合、改行の関係(印字の際、半角スペースで区切られた1つの単語の途中では改行せずに、その 単語は次の行へ印字します)で、文字が証明書にすべて表示されないことがあります。「証明書イメージ」で印刷される内容をご 確認ください(産品名、Marks and numbers 欄は、特にご注意ください)。なお、このような場合、区切りたい部分に半角スペー スを入れることで調整することができます。

複 写	TSVデータ出力	再発	能給	Ęр	刷	戻	3
	証明書イメージ閲覧(Pl	DF)	証明書オ	ンライ	ン発給		

④ [証明書オンライン発給同意] 画面で、 [同意する] ボタンをクリックする

証明書PDFが表示されます。

発給に際し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第4条2項に基づき、以下の 「留意すべき事項」を確認のうえ、引換書・受領書を印刷します。なお、「留意すべき事項」は、発給事務所 窓口等での交付に代えて、本システムの以下の画面で表示されます。 「同意する」 「同意しない」

- 5 PDFファイルをダウンロードする
  - 表示された証明書のイメージ(次のページのとおりです)

1. Good Teat ( 1-31)	ds Consigned from (Exporter's nam a., 194 Shilka-dalmon, 1-shone, Mir	ne, address and country) narto—hui, Tokyro, -JAPWI	Certificate No	REGI	ONAL COMPRE PARTNERSHIP	HENSIVE ECONOM AGREEMENT	Form RCE
2. Good	ss Consigned to (Importer's/ Cons	ignee's name, address, country)		41. 41.	CERT	IFICATE OF ORIG	IN
3. Prod Unne K 28-1	ucer's name, address and country Agrie Ga. – Litel Higashikano, Taito-ka, To	(if known) YweBaytee	5. For Official Preferent	i Use ial Treatment Siven	: Not G	iiven (Please state	reason/s)
4. Mear Dep Vess Port	ns of transport and route (if know arture Date: December 13, 20 kel's name/Aircraft flight number, of of Discharce: bbb	n) )21 tec.:	Sign	ature of Auth	orised Signator Importin	y of the Customs / g Country	Authority of the
6. Item number	7. Marks and numbers on packages	<ol> <li>Number and kind of packages; and description of goods.</li> </ol>	9. HS Code of the goods (6 digit-level)	10. Origin Conferring Criterion	11. RCEP Country of Origin	12. Quantity (Gross weight or other measurement), and value (FOB) where RVC is applied	13. Invoice number(s) and date of invoice(s)
1) :		i bestimm In i Number and kind of packages: 19Fallets	8083	RVC	Japan	100pcs JPY 1000	orient Insein C. B
	Maria ost autorsi otnaj attiji 1-8						
14. Ren	nark						
15. Dec The and for t The	daration by the exporter or produ- e undersigned hereby declares that that the goods covered in this Ce hese goods in the Regional Comp se goods are exported to: <u>China</u>	cer t the above details and statements are correct tificate comply with the requirements specified rehensive Economic Partnenship Agreement.	16. Certificati On the ba is correct specified i Competent O Place and da	on asis of control o and that the g in the Regional Sovernmental A The ate Tokyo, [	arried out, it is he oods described co Comprehensive E wthority or Desig Japan Chamb December 20, 2	reby certified that th mply with the origin icconomic Partnership nee: wer of Commerce 021	e information here requirements Agreement. e and Industry

● 事前振込、クレジット決済の場合は、手数料の入金が確認できたあと、後日払いの場合は

発給申請の審査完了後、発給申請書参照画面からダウンロード可能です。

- PDFファイルは、証明書が有効な期間内(1年間)、ダウンロードが可能です。ダウンロード回数の制限はありません。
- 企業登録の有効期限後、もしくは企業再編等による企業消滅を受けて企業登録の利用権限 を停止した後90日以内に限り、発給システムにログインして、1年以内にPDF発給され た、状態が「交付済」の特定原産地証明書のダウンロードが可能です。対象の協定は以下 のとおりです。

【対象協定】

日タイ協定、RCEP 協定、日インドネシア協定、日インド協定、日マレーシア協定、日 ベトナム協定、日チリ協定、日オーストラリア協定、日アセアン協定(仕向国:マレー シア・ベトナム)

# 第一種特定原産地証明書が発給されたら

第一種特定原産地証明書を取得したら、輸入者に送付します。輸入者が輸入国税関に第一種特定原産地証 明書を提出することにより、協定で定められたEPA特恵税率が適用されます。

# 書類などの保存義務について

# ⚠ 注意

- 第一種特定原産地証明書の発給を受けた輸出者や、原産品判定依頼を行った生産者は、法律により、第一種特定原産地証明書の発給日より5年間(日ブルネイ協定、日スイス協定、日ベトナム協定、日アセアン協定、RCEP協定は3年間)、その第一種特定原産地証明書に記載された輸出産品の原産資格を判断するために使用した情報や書類を保存することが定められています。
- 保存された情報や書類は、提出を求められることがあります。

 輸入相手国での通関時、または通関後に輸入国の税関当局から輸出産品の原産資格の確認が日本 政府に要請された場合、輸出産品の原産資格を判断するために使用した情報や書類の提出が求め られたり、必要に応じて実地確認を求められたりすることがあります。(英文の資料が求められ る場合もあります)。

保存されていない場合、「原産品であることの確認」ができないことから、輸入国においてEPA 特恵税率の適用が否認される場合があります。

経済産業省では「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」をしています。 詳しくは、経済産業省ホームページを参照してください。

● 経済産業省ホームページ:

https://www.meti.go.jp/policy/external\_economy/trade\_control/boekikanri/download/gensanchi/roo\_guidel ine\_preservation.pdf

### ■ 保存すべき情報や書類の例

### 原産資格を判断するための基本的な確認資料

- 原産材料・非原産材料に関する仕入書、納品書、インボイス
- 原材料の仕入先から入手した原産資格に関する情報や文書(念書、宣誓書、契約書など)
- 農林水産品にあっては、「事前準備編」の「農林水産品に関する添付書類」に掲げる添付書類

### 適用した原産地規則ごとに必要な確認資料

- CTCルールを採用した際の非原産材料と最終生産品のHSコードの対比表
- VAルールにおける原産材料、非原産材料、非材料費の価格情報
- VAルールを採用した際の原産資格の判断のもとになる計算過程、計算結果
- 加工工程基準を採用した際の加工対象材料、加工内容、加工地などを裏付けする文書

- 累積を利用した場合、原産材料の輸入を証する文書(例:輸入時の同協定に基づく原産地証明書)
- 僅少を利用した場合、これを裏付けする資料(最終生産品における非原産材料の価格割合を示すもの)
- 代替性のある産品や材料を使用した場合、一般的に認められている会計原則に基づいた在庫管理表

### 第一種特定原産地証明書の発給を受けた産品に関する船積書類等

- 第一種特定原産地証明書の写し
- インボイスや船荷証券等の船積書類の写しなど

### 農林水産品に関する添付書類

- 農林水産品を輸出する場合は、「事前準備編」の「農林水産品に関する添付書類」に掲げる添付書類を その輸出産品の生産者、または加工者から入手して、原産品判定を行う際の証拠書類の一つとして使用 してください。
- これらの書類は、原産品判定や発給申請の際に日本商工会議所に対して提出を求められる場合があります。また、輸入相手国の税関当局からの原産資格の確認要請があった場合には、経済産業省が書類に記載された情報について提出を求めたり実地に確認をしたりする必要がありますので、適切に保存しておいてください。
- おおまかな区分は、以下の通り
  - ① 農林産品については「農林産品に係る生産証明書」または契約書、仕入書、伝票等
  - ② 加工農林産品については「農林産加工品に係る製造証明書」
  - ③ 水産品については「漁獲・養殖証明書」
  - ④ 水産加工品については「水産品に係る加工証明書」

詳しくは、日本商工会議所にお問い合わせください。

お問い合わせ先は、「<u>第一種特定原産地証明書の取得手順やEPA活用に関するお問い合せ先</u>」(P.113)を 参照してください。

# 通知、報告、罰則などに関する留意事項

### ■ 通知義務

# ⚠ 注意

 下記の事実を知った場合、輸出者および生産者は、法律第6条により指定発給機関(日本商工会 議所)を通じて経済産業省に書面により通知する義務があります。

<輸出者(第一種特定原産地証明書受給者)>

- 第一種特定原産地証明書の発給を受けた輸出産品が原産品でなかったこと(第一種特定 原産地証明書受給後3年間または5年間 ※省令に定めるところによる)
- ② 申請書の記載又は資料の内容の誤りにより第一種特定原産地証明書の記載に誤りが生じたこと(同1年間)

③ 第一種特定原産地証明書に記載された事項に変更があったこと(同1年間)

- <生産者(特定証明資料提出者)>
  - 第一種特定原産地証明書の発給を受けた輸出産品が原産品でなかったこと(同3年間または5年間 ※省令に定めるところによる)
  - ② 提出した資料の内容に誤りがあったこと(同1年間)

● 第一種特定原産地証明書受給者及び特定証明資料提出者の報告等(証明法第26条)

証明法第6条の通知(原産品でなかったことなどの通知)の内容を確認するために必要な限度に おいて、第一種特定原産地証明書受給者、特定証明資料提出者に対する経済産業大臣、または指 定発給機関が実施する報告要請・実地検査が規定されています。なお、報告要請・実地検査は、 対象とされた第一種特定原産地証明書受給者の同意の上で行われるもので、強制措置ではありま せん。

ただし、経済産業大臣が実施する報告要請・実地検査の同意を拒むと、第一種特定原産地証明書 発給の決定取消しを受ける場合があります(証明法第27条)。発給の決定が取り消された場合、 相手国当局にその旨が通報されます(証明法第28条。通報前に第一種特定原産地証明書が返納さ れた場合を除く)。

■ 罰則

第一種特定原産地証明書受給者などに対する証明法に基づく義務違反などに対する罰則は、以下の通りです。

違反行為の内容	該当条文	罰金額
標章の使用制限違反	第35条	50万円以下
虚偽の申請書又は虚偽の資料の提出	第36条	30万円以下
原産品でなかったことの通知義務違反	第37条	30万円以下
原産地証明書の返納義務違反	第38条	30万円以下

なお、上記の違反行為を法人などの役職員が犯した場合、その法人などに対しても罰金刑が科されます(証明法第40条)。

また、EPA特恵税率の適用を目的として、第一種特定原産地証明書を偽造した場合には、刑法155条の公文 書偽造に該当し、1年以上10年以下の懲役の対象となります。

# ■ 原産品であるかについての確認(Verification)への対応

EPAにおいて、輸入国の関係当局は、輸入産品が輸出国の原産品であるか否かを決定するため、輸出国の権限のある政府当局などに対し、以下の要請ができることが規定されています。なお、期限までに回答がない場合、または回答が不十分な場合にはEPA特恵税率の適用が否認されます。

協定	EPA締約相手国から日本 国へ情報提供の要請	EPA締約相手国が必要と 認める場合に、日本国に 追加の情報提供の要請	施設などの訪問の要請
日メキシコ協定	協定第44条 1 (a)	協定第44条 3	協定第44条 1 (c)
(回答期限)	(6ヶ月以内)	(3ヶ月以内)	(45日以内)
日マレーシア協定	協定第43条 1	協定第43条 2	協定第44条 1
(回答期限)	(3 ヶ月以内)	(2ヶ月以内)	(30日以内)
日チリ協定	協定第47条 1	協定第47条 2	協定第48条 1
(回答期限)	(3 ヶ月以内)	(2 ヶ月以内)	(30日以内)
日タイ協定	協定第43条 1	協定第43条 2	協定第44条 1
(回答期限)	(3 ヶ月以内)	(2 ヶ月以内)	(30日以内)
日インドネシア協定	協定第43条 1	協定第43条 2	協定第44条 1
(回答期限)	(6 ヶ月以内)	(4 ヶ月以内)	(30日以内)
日ブルネイ協定	協定第40条 1	協定第40条 2	協定第41条 1
(回答期限)	(3 ヶ月以内)	(2 ヶ月以内)	(30日以内)
日アセアン協定 (回答期限)	運用上の証明手続 第 6 規則 1 (3 ヶ月以内)	運用上の証明手続 第 6 規則 2 (3 ヶ月以内)	運用上の証明手続 第 7 規則 1 (30日以内)
日 フィ リ ピン 協 定	協定第43条 1	協定第43条 2	協定第44条 1
(回答期限)	(3 ヶ月以内)	(2 ヶ月以内)	(30日以内)
日ベトナム協定 (回答期限)	運用上の証明手続 第 6 規則 1 (90日以内)	運用上の証明手続 第 6 規則 2 (90日以内)	運用上の証明手続 第 7 規則 1 (30日以内)
日スイス協定	附属書 2 第25条 1 、第25条 4 、第25条 8		
(回答期限)	(初回は10ヶ月以内又は合意するその他の期間内)		
日インド協定 (回答期限)	運用上の証明手続 第 6 節 1 (3 ヶ月以内)	運用上の証明手続 第 6 節 2 (2 ヶ月以内)	運用上の証明手続 第 7 節 1 (30日以内)
日ペルー協定	協定第66条 2 (b)	協定第66条 4 (b)	協定第66条 2 (d)
(回答期限)	(3 ヶ月以内)	(2 ヶ月以内)	(30日以内)
日オーストラリア協	協定3・21条2(b)、(c)		協定3・21条2(d)
定(回答期限)	(45日以内又は合意するその他の期間内)		(30日以内)

協定	EPA締約相手国から日本 国へ情報提供の要請	EPA締約相手国が必要と 認める場合に、日本国に 追加の情報提供の要請	施設などの訪問の要請
日モンゴル協定	協定3・18条2	協定3・18条3	協定 3 ・19条 1
(回答期限)	(4ヶ月以内)	(2ヶ月以内)	(30日以内)
RCEP 協定	協定第3・24条4(a)		協定第3・24条4(b)
(回答期限)	(30日以上90日以下)		(30日以内)

# こんなときには(Q&A)

### ■ 基礎編

### ◆ 第一種特定原産地証明書とは何ですか?

日本は、複数の国とEPAを締結しています。

EPAにおける貿易において、日本の輸出産品が、EPAに基づく原産資格を満たしていることを証明すると、 相手国税関でEPA特恵税率(通常の関税率よりも低い関税率)の適用を受けることができます。この「EPA に基づく原産資格を満たしていることを証明する」書類が「第一種特定原産地証明書」です。

日本では、「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」に基づき、経済産業大臣が指 定した指定発給機関である日本商工会議所が第一種特定原産地証明書を発給しています。

なお、先述のとおり「第一種特定原産地証明書」はEPAに基づいて発給されますので、EPAを締結していない国へは発給されません。2022年1月時点でEPAを締結している国(地域)は以下のとおりです。

### 二国間EPA

- 日シンガポール協定(2002年11月30日発効)
- 日メキシコ協定(2005年4月1日発効)
- 日マレーシア協定(2006年7月13日発効)
- 日チリ協定(2007年9月3日発効)
- 日タイ協定(2007年11月1日発効)
- 日インドネシア協定(2008年7月1日発効)
- 日ブルネイ協定(2008年7月31日発効)
- 日フィリピン協定(2008年12月11日発効)
- 日スイス協定(2009年9月1日発効)
- 日ベトナム協定(2009年10月1日発効)
- 日インド協定(2011年8月1日発効)
- 日ペルー協定(2012年3月1日発効)
- 日オーストラリア協定(2015年1月15日発効)
- 日モンゴル協定(2016年6月7日発効)

### 多国間EPA

- 日アセアン協定(2008年12月1日発効)
- RCEP協定(2022年1月1日発効)

### ◆(特定がつかない)原産地証明書とは何ですか?

EPA特恵税率の適用を目的としない、「貿易取引される輸出品や輸入品の国籍を証明する」ための書面が 「(特定が付かない)原産地証明書」で、複数の商工会議所で発給されています。第一種特定原産地証明と は異なり、日本商工会議所では発給されていませんので、ご注意ください。 (特定が付かない)原産地証明書が必要とされる理由やその役割は以下の通りです。

### 原産地証明書が必要とされる理由

輸入国の法律や規則に基づく時

② 貿易取引の契約書や荷為替信用状(L/C)で必要とされる時

### 原産地証明書の役割

- ① 輸入関税率の確定
- ② 商品の原産地表示
- ③ 通商手段の適用(ダンピングの防止、相殺関税、セーフガードなど)
- ④ 内国民待遇の対象の判定

(特定が付かない)原産地証明書の発給をご希望の場合は、お近くの商工会議所までお問い合わせください。

 全国の商工会議所一覧 <u>https://www5.cin.or.jp/ccilist</u>

### ◆ 第一種特定原産地証明はどうやったら取得できますか?

第一種特定原産地証明を取得するためにはいくつかのステップがあります。また、第一種特定原産地証明を 今まで取得したことの無い方が取得する場合、最低でも12日以上の営業日が必要です。

### 第一種特定原産地証明を取得するまでのステップ概要

(事前準備編)

- ステップ1 輸出産品のHSコードを確認する
- ステップ2 EPA特恵税率設定の有無や税率を確認する
- ステップ3 各EPAに定められた輸出産品に係る規則を確認する
- ステップ4 輸出産品に関する原産資格を確認する

### (発給システム操作編)

- ステップ5 企業登録をする
- ステップ6 原産品判定依頼をする
- ステップ7 第一種特定原産地証明書の発給申請をする
- ステップ8 手数料を納付して、第一種特定原産地証明書を受け取る

 ステップ1~4については「事前準備編」の「第一種特定原産地証明書取得までの流れ」を参照 してください。
 ステップ5~8については「第一種特定原産地証明書取得までの流れ」(D.5)、た衆昭してくだ

ステップ5~8については「<u>第一種特定原産地証明書取得までの流れ</u>」(P.5)を参照してくだ さい。

### ◆ HSコードとは何ですか?

「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」に基づいて品目ごとに定められているコ ードです。

「類(=上2桁)」、「項(=上4桁)」および「号(=上6桁)」にそれ以下の「統計細分」を加えた番 号から成っています。「号(=上6桁)」までは、世界共通ですが、それ以下の「統計細分」は、その桁数 も含め国ごとに定められます。

経済産業省HP「輸入する品物のHSコードを特定する」参照

https://www.meti.go.jp/policy/trade\_policy/epa/process/i-step2.html

◆ EPA全般や、HSコードの調べ方、EPA特恵税率の調べ方を教えてください。

日本商工会議所作成の「第一種特定原産地証明書発給申請マニュアル(以下、マニュアル)」で詳しく解説 しておりますので、ご活用ください。

また、経済産業省では、電話などによる相談窓口「EPA相談デスク」を開設しておりますので、併せてご活 用ください。

経済産業省HPの「よくあるご質問」もご参考いただけます。

なお、日本商工会議所ではHSコードやEPA特恵税率の特定は行っておりませんのでご注意ください。

第一種特定原産地証明書発給申請マニュアル(日本商工会議所作成) https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa\_manual.html

EPA活用のための相談窓口(JETRO) 本部(東京) Tel:03-3582-4943 大阪本部 Tel:06-4705-8606 その他の地域の日本貿易振興機構(JETRO) https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list.html

経済産業省HP「輸入する品物のHSコードを特定する」参照 https://www.meti.go.jp/policy/trade\_policy/epa/process/i-step2.html

# ◆ 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP、通称TPP11) 協定、日EU・EPA、日英・EPAにおける原産地証明はどのようにしたら取得できま すか?

TPP11、日EU・EPA、日英・EPAにおける原産地証明は輸出者、生産者、輸入者のいずれかが、自ら作成 する「自己申告制度」が採用されています。よって、第三者機関である日本商工会議所が発給するものでは ありません。

日本貿易振興機構(JETRO)に相談窓口が設置されておりますのでご活用ください。

JETRO EPA活用のための相談窓口 https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list.html

### ◆ 検認とは何ですか?

各EPAでは、輸入国の関係当局は、第一種特定原産地証明書に記載された情報に疑義をもった場合、輸出国 の権限ある政府当局に情報提供を要請でき(英文の資料を求められることがあります)、その後、情報提供 に関する追加質問を行うことができます。なお、日メキシコ協定の場合、輸入国の関係当局から輸出者又は 産品の生産者に直接質問書が送付される可能性があります(日メキシコ協定第44条第1項(b))。

当該質問に対する回答に満足しない場合は、輸入国の関係当局は、輸出国の権限ある政府当局の立ち会いの 下に第一種特定原産地証明書の発給を受けた輸出者、または生産者の施設を訪れて情報収集等を行うことが できます。これが検認です。

よって、第一種特定原産地証明書の発給を受けた輸出者又は生産者に対して、突然、相手国の関係当局が検認のため訪問を行うということはありません。日本側の権限ある当局は、経済産業省です。なお、各EPAにより回答期限が設けられており、期限内に回答できなければ、EPA特恵税率が適用できなくなる場合があります。

### ■ システム編

### ◆ 第一種特定原産地証明発給システムのURLが分かりません。

第一種特定原産地証明発給システムのURLはセキュリティ保持のため公開しておりません(日本商工会議所 のHPにリンクはありません。検索エンジンによる検索でも該当しません)。また、電話やメールによる回 答もしておりません。

第一種特定原産地証明を取得するために必要なステップ「企業登録」が完了すると、登録した住所に「電子 情報処理組織による支援を受けるための識別番号・暗証番号通知書」という書面をお送りいたします。「電 子情報処理組織による支援を受けるための識別番号・暗証番号通知書」に特定原産地証明発給システムの URLが記載されておりますので、Google ChromeまたはMicrosoft Edgeのアドレスバーに直接入力してアク セスしてください。

○参照 「<u>ステップ5 企業登録をする</u>」(P.7)もあわせて参照してください。

# ◆ 第一種特定原産地証明発給システムのIDとパスワードが分からなくなってしまいました。

セキュリティ保持のため電話やメールによる回答はしておりませんので、再発行手続きをしていただく必要 があります。再発行は最低でも7日以上の営業日が必要です。

詳細は以下の「再発行手続きのご案内」をご参照ください。 https://archive.jcci.or.jp/gensanchi/epa/password.pdf

# ◆「原産品判定依頼画面」の判定依頼者、「発給申請書入力画面」の発給申請者および 輸出者のデータが違うのですが、どうしたらよいでしょうか?

当該箇所のデータは「企業登録」のデータと連動しています。「第一種特定原産地証明発給システム」で必 要な変更を実施してください。詳細は以下の説明書をご参照ください。

企業登録の更新/変更および署名者(サイナー)の変更/追加/削除 操作説明書 <u>https://www.jcci.or.jp/gensanchi/kigyotoroku-system-sousasetsumeisho.pdf</u> ○参照 「企業登録内容を変更・更新するには」(P.18)もあわせて参照してください。

### ◆「発給申請書入力画面」で産品情報の入力方法が分かりません。

詳細は以下の説明書をご参照ください。

https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/sanpin.pdf

○参照 「<u>産品情報入力画面について</u>」(P.61)もあわせて参照してください。

#### ◆「原産品同意通知書」の提出方法を教えてください。

「第一種特定原産地証明発給システム」の「原産品判定依頼書」から同意を通知したい案件を選択して手続 きを行ってください。

○参照 「<u>6.2 同意通知書を提出する</u>」(P.41)もあわせて参照してください。

### ◆ 自社が同意通知を提出した産品の利用状況はどこを見れば分かりますか?

「第一種特定原産地証明発給システム」の[原産品利用状況]からご確認いただけます。

◆ 自社が他社より同意通知を受けている産品はどこを見れば分かりますか?

「第一種特定原産地証明発給システム」の[原産品同意通知書照会]からご確認いただけます。

### ◆ 発給手数料の明細はどこを見れば分かりますか?

「第一種特定原産地証明発給システム」の「発給申請書入力」からご確認いただけます。

●参照 「<u>8.1 発給手数料を納付する</u>」(P.89)もあわせて参照してください。

### ■ 応用編

#### ◆ 第一種特定原産地証明書に有効期限はありますか?

あります。有効期限は各EPAで定められています。日フィリピンEPAは、発給から6ヶ月、それ以外のEPA は、発給から1年です。

# ◆ PDF発給の協定で、第一種特定原産地証明書を専用紙で発給してもらうことはできますか?

不可です。日本商工会議所が第一種特定原産地証明書をPDFで発給した後、発給申請者自身でPDFファイル をダウンロードして、必要に応じて印刷します。

# ◆ 第一種特定原産地証明書は既に輸出してしまった場合でも取得(遡及発給)できます か?

できます。第一種特定原産地証明書の発給申請は、原則、船積みまでに行うこととなっています。しかし、 貨物を緊急に輸出しなければならない場合なども想定されますので、船積み後12箇月間(ただし、日メキ
シコ協定、日チリ協定、日ペルー協定については、輸入後1年間。日スイス協定、日モンゴル協定は協定上 規定なし)、事後発給手続(遡及発給)ができるようになっています。

発給申請手続により、第一種特定原産地証明書発給日が船積日の後になるケースについては、第一種特定原 産地証明書のField 3 (Means of transport and route 欄、RCEP協定はField4)に船積日が記入され、また Remarks欄に"ISSUED RETROACTIVELY"が印字(※日アセアン協定はField 9、日インド協定はField 8、RCEP協定はField17のボックスをチェック)され、日メキシコ協定、日スイス協定、日ペルー協定、 日オーストラリア協定では、"ISSUED RETROSPECTIVELY"が印字され、日モンゴル協定では船積日を 記載すれば何も記載されません。

なお、日インドネシア協定の運用手続規則(Operational Procedures)ルール3や日アセアン協定、日ベト ナム協定の実施規則(Implementing Regulations、以下「IR」。)ルール7には、「船積時までに(by the time of shipment)、若しくは、船積日から3日以内(no later than three days from the date of shipment)」 に原則発給される旨の規定があります。これは、原則船積時までに第一種特定原産地証明書を発給する日本 の運用と、船積日確定後に第一種特定原産地証明書を発給する相手国側の運用の実態を踏まえて盛り込んだ ものです。本EPAに基づく日本での第一種特定原産地証明書の発給については、既EPAと同様、第一種特定 原産地証明書を船積日確定前に発給することで、輸入通関時におけるEPA特恵税率申請が円滑に行われるよ う、「船積時までに(by the time of shipment)」発給する運用が採用されます。なお、日フィリピン協定 は、運用上の手続規則(OPERATIONAL PROCEDURES)ルール2において、船積日後1日以内に発給と 規定しています。また、日インド協定は、運用上の手続(IMPLEMENTING PROCEDURES、以下「IP」) ルール3において、船積時から3日以内に発給と規定しています。

## ◆ 既に相手国税関に第一種特定原産地証明書を提出してしまったのですが、記載事項に 誤りがありました。どうすればよいでしょうか(税関提出前は次項を参照)。

第一種特定原産地証明書の記載事項に誤りがあった場合や変更が生じた場合、第一種特定原産地証明書受給 者は、証明法に基づき、その旨を指定発給機関(日本の場合、日本商工会議所)に通知しなければなりませ ん。また、第一種特定原産地証明書記載事項の変更が原産資格の判定に影響を及ぼすような場合には、当該 証明書を取り消し、輸入締約国の関係当局に通報する必要があります。

まず、第一種特定原産地証明書の内容に誤りや変更が生じた場合は、日本商工会議所の各発給事務所にお問 い合わせください。通知義務を怠った場合、法に基づく罰則を課される場合がありますのでご注意ください。

日本商工会議所の各発給事務所の連絡先は以下URLをご参照ください。

http://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/s-office.html

## ◆ 第一種特定原産地証明書を失くした場合や破れてしまった場合、また、相手国税関提 出前に記載事項の変更が生じた場合、どうすればよいでしょうか。

第一種特定原産地証明書の交付を受けた日本商工会議所の各発給事務所にご連絡いただき再発給手続きを行 ってください。

再発給の申請には、再発給の事由(亡失・滅失・汚損・破損の場合、記載事項変更の場合)などを記載した 「再発給申請書」と旧証明書を発給事務所に提出する必要があります。手続は、第一種特定原産地証明書発 給システムから行うことができます。

亡失や滅失などの理由によって再発給された第一種特定原産地証明書の「Remarks」欄には、最初に受給し た証明書の番号、日付及び旧証明書が無効になった旨が記載されます。なお、再発給された第一種特定原産 地証明書の有効期間は、最初に発給された第一種特定原産地証明書の日付から12ヶ月間となりますのでご 注意ください。また、再発給手数料は、新規発給手数料と同様の計算方法で算出されます。

○参照 「<u>7.2 再発給申請をする</u>」(P.68)もあわせて参照してください。

## ◆ 第三国(シンガポール等)で積み替えを行う場合でも第一種特定原産地証明を取得で きますか?

日本で原産資格を取得した輸出産品をシンガポールなどの第三国経由でEPA締約相手国に輸出する場合も、 当該EPAの規定を満たし、原産資格を失っていないことについて第三国であるシンガポールなどの税関当局 又は関連主体による証明、情報の提供があれば、第一種特定原産地証明の取得が可能です。

したがって、第三国であるシンガポールなどの税関当局などが原産資格を失っていないとする証明・情報が EPA特恵税率の適用を受けようとする輸入者に提供され、当該証明などをもって輸入国税関が原産資格を失 っていないと判断した場合には、EPA特恵税率が適用されることになります。すなわち、原産資格を失って おらず、EPA特恵税率が受けられるかは、当該証明の内容に基づいて輸入国税関が判断することになります。 まずは、必要書類について、相手国税関にお問い合わせください。

### ◆ 第一種特定原産地証明書に記載されているHS コード(6桁)について、輸入国税関 で異なる判断を下され、EPA特恵税率が受けられない場合はどうすればいいですか?

HSコードは6桁ベースでは世界共通になっています。したがって、原則として同じ産品に対するHSコード が6桁ベースで異なることはありません。しかし、現実には輸出国税関と輸入国税関の判断が異なり、異な るHSコードが適用される場合があります。

各EPAでは、EPA特恵税率を受けられるか否かの判断は輸入国税関の権限となっておりますので、第一種特 定原産地証明書に記載されているHSコードも輸入国税関の判断によるべきものとなります。したがって、 発給申請に際してのHSコードは輸入国税関の解釈によるものとしてください。

仮に、日本で発給した第一種特定原産地証明書に記載されているHS コードが輸入国税関の判断と異なり、 EPA特恵税率が受けられないという状況が生じた場合は、輸入国税関の判断によるHSコードを適用したう えで、再度、当該産品の判定依頼の手続、および第一種特定原産地証明書の記載事項を修正したうえでの再 発給手続を行っていただく必要があります。

#### ◆ 輸出許可書は提出する必要がありますか?

「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則」(平成17年経済産業省令第9号) の改正に伴い、平成19年7月12日より輸出許可書の提出は原則不要になりました。ただし、必要に応じて、 輸出許可書の提出を求める場合があります。

#### ◆ インボイスは提出する必要がありますか?

「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則」(平成17年経済産業省令第9号) の改正に伴い、平成20年4月14日よりインボイスの提出は原則不要になりました。ただし、必要に応じて、 インボイスの提出を求める場合があります。

# ◆ 日アセアンEPAのBack-to-Back CO(連続する原産地証明書)について教えてください。

日アセアンEPAでは、附属書四「運用上の証明手続」の第三規則パラ4において、Back-to-Back CO(連続 する原産地証明書)を発給することができる旨規定されています。Back-to-Back CO(連続する原産地証明書) は、例えば、ある締約国(締約国A)から輸出された原産品が他の締約国(締約国B)を経由してさらに別の締 約国(締約国C)に輸入される場合に、経由国である締約国Bにおいて貨物に対して何ら加工がなされず、締 約国Aで得た原産資格が何ら変更しない場合に、締約国Bの原産地証明書の発給機関により発給されるもの です。なお、締約国BでBack-to-Back CO(連続する原産地証明書)の発給を受けるためには、締約国Aで 当該貨物に対して発給された原産地証明書が必要です。経由国(締約国B)におけるBack-to-Back CO(連 続する原産地証明書)の発給に際しては、対象となる産品に対して何ら加工がなされず、もとの原産資格を 維持していることを何らかの形で担保し、かつこれを確認することになります。

貨物が一旦輸入通関されてしまうと、その貨物に対して何ら加工がなされていないことを確認することは困 難になると思われますが、Back-to-Back CO(連続する原産地証明書)に関して、日アセアンEPA上は、一 旦輸入通関された貨物に対してBack-to-Back CO(連続する原産地証明書)を発給するか否かを明示的に規 定していないことから、原産資格の維持を担保・確認する方法は締約国によって異なります。したがって、 日アセアンEPAに基づきBack-to-Back CO(連続する原産地証明書)を発給するか否か、これを発給する場 合の対象となる貨物の範囲、具体的な運用や手続については、各経由国の原産地証明書発給機関に個別にご 確認ください。

なお、我が国では、日アセアン協定に基づくBack-to-Back CO(連続する原産地証明書)は発給しておりま せん。

#### ◆ RCEP協定のBack-to-Back CO(連続する原産地証明書)について教えてください。

RCEP協定では、協定第三・十九条において、Back-to-Back CO(連続する原産地証明書)を発給すること ができる旨規定されています。Back-to-Back CO(連続する原産地証明書)は、例えば、あるEPA締約国 (締約国A)から輸出された原産品が他のEPA締約国(締約国B)を経由してさらに別のEPA締約国(締約国 C)に輸入される場合に、経由国である締約国Bにおいて貨物に対して何ら加工がなされず、締約国Aで得 た原産資格が何ら変更しない場合に、締約国Bの原産地証明書の発給機関により発給されるものです。なお、 締約国BでBack-to-Back CO(連続する原産地証明書)の発給を受けるためには、締約国Aで当該貨物に対し て発給された原産地証明書が必要です。経由国(締約国B)におけるBack-to-Back CO(連続する原産地証 明書)の発給に際しては、対象となる産品に対して何ら加工がなされず、もとの原産資格を維持しているこ とを何らかの形で担保し、かつこれを確認することになります。

最初の原産地証明書が提出され、かつ、日本国内で貨物に対して何ら加工がなされず、当初の輸出締約国で 得た原産資格が何ら変更していないことを確認することができた場合、日本商工会議所がBack-to-Back CO (連続する原産地証明書)を発給することとなります。

## ◆ 第三国で発行されたインボイス(第三国貿易、仲介貿易)の場合、発給申請時に注意 することはありますか?

各EPAで注意することが異なります。詳しくは各協定規則やP69~の記載要領をご確認ください。

今
 参照
 「第三国インボイス利用時の第三国の輸出者の記載ルール」
 (P.65) もあわせて参照してくだ
 さい。

#### ◆ 第一種特定原産地証明書が適用される「1回限りの輸入」とは何でしょうか?

第一種特定原産地証明書は、各EPAの規定により、1回限りの輸入に適用される旨規定されています。1回 限りの輸入とは1回の輸入申告のことを意味します。なお、各EPAの運用手続(OP)規定(日アセアン協 定、日ベトナム協定、日インド協定の場合はIR、RCEP協定の場合はOverleaf Notes)において、第一種特 定原産地証明書には、1回の船積みに複数のインボイス内容の記載が認められています。

## ■ 経済産業省 「よくあるご質問」

経済産業省では、よくある質問をとりまとめ、ホームページ上で公表しています。

- 1. EPA/FTA全般について
- 2. 関税について
- 3. 原産地規則について
- 4. 原産地証明書について

#### 掲載URL:

https://www.meti.go.jp/policy/external\_economy/trade\_control/boekikanri/gensanchi/qa.html

## 第一種特定原産地証明書の取得手順やEPA活用に関する お問い合せ先

## ■ EPA の活用や特定原産地証明書について

## ■ EPA 活用や証明制度に関する相談(主にステップ1~4)

日本貿易振興機構(JETRO)本部(東京)	TEL : 03-3582-4943
日本貿易振興機構(JETRO)大阪本部	TEL : 06-4705-8606
その他の地域の日本貿易振興機構(JETRO)	https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list.html
EPA相談デスク	MAIL:epa-desk@epa-info.go.jp
経済産業省原産地証明室(認定輸出者制度含む)	TEL:03-3501-1511(内線:3247~3248)

## ■ 第一種特定原産地証明書の取得手続きについて(主にステップ5以降)

日本商工会議所国際部 特定原産地証明担当			TEL:03-3283-7850
(特定原産地証明発給業務 問い合わせフォーム) <u>https://www.jcci.or.jp/tokuteico-form.html</u>			uteico-form.html
判定	発給	日本商工会議所事務所	電話
	0	札幌事務所(札幌商工会議所内)	TEL : 011-231-1332
	0	仙台事務所(仙台商工会議所内)	TEL : 022-265-8184
	0	新潟事務所(新潟商工会議所内)	TEL : 025-290-4209
	0	黒部事務所(黒部商工会議所内)	TEL : 0765-52-0242
	0	金沢事務所(金沢商工会議所内)	TEL : 076-263-1161
	0	さいたま事務所(さいたま商工会議所内)	TEL : 048-641-0015
	0	千葉事務所(千葉商工会議所内)	TEL : 043-227-4101
0	0	東京事務所(東京商工会議所内)	TEL : 03-6364-7771
0	0	横浜事務所(横浜商工会議所内)	TEL : 045-671-7406
0	0	浜松事務所(浜松商工会議所内)	TEL : 053-452-1112
	0	清水事務所(静岡商工会議所内)	TEL : 054-353-3401
	0	富士事務所(富士商工会議所内)	TEL : 0545-52-0995
	0	岐阜事務所(岐阜商工会議所内)	TEL : 058-264-2134
0	0	名古屋事務所(名古屋商工会議所内)	TEL : 052-223-5720
	0	蒲郡事務所(蒲郡商工会議所内)	TEL : 0533-68-7171

	0	豊川事務所(豊川商工会議所内)	TEL : 0533-86-4101
	0	四日市事務所(四日市商工会議所内)	TEL : 059-352-8191
	0	福井事務所(福井商工会議所内)	TEL : 0776-33-8253
	0	鯖江事務所(鯖江商工会議所内)	TEL : 0778-51-2800
0	0	京都事務所(京都商工会議所内)	TEL : 075-341-9761
0	0	大阪事務所(大阪商工会議所内)	TEL : 06-6944-6216
	0	神戸事務所(神戸商工会議所内)	TEL : 078-303-5807
	0	岡山事務所(岡山商工会議所内)	TEL : 086-232-2262
	0	広島事務所(広島商工会議所内)	TEL : 082-222-6651
	0	福山事務所(福山商工会議所内)	TEL : 084-921-2346
	0	高松事務所(高松商工会議所内)	TEL : 087-825-3501
0	0	福岡事務所(福岡商工会議所内)	TEL : 092-441-1230
0	0	北九州事務所(北九州商工会議所内)	TEL : 093-541-0185

# 🗪 メモ

- 日本商工会議所は、経済産業大臣からEPAに係る第一種特定原産地証明書の発給事務を行う指定
  発給機関に指定されています(日シンガポール協定除く)。
- 第一種特定原産地証明書発給(取得手順など)については、日本商工会議所国際部、および日本 商工会議所の各事務所までご連絡ください。
- EPA活用に関する相談(ビジネス相談含む)は、日本貿易振興機構(JETRO)、EPA関連法令については、経済産業省原産地証明室までご連絡ください。